

令和4年 生坂村議会

# 第1回定例会会議録

令和4年 3月 8日 開会

令和4年 3月18日 閉会

生 坂 村 議 会



告示第5号

令和4年第1回生坂村議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月28日

生坂村長 藤澤泰彦



記

1. 期 日 令和4年3月8日
2. 場 所 生坂村議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番	望月一将君	2番	藤澤幸恵君
3番	藤原良司君	4番	望月典子君
5番	太田 讓君	6番	字引文威君
7番	平田勝章君	8番	吉澤弘迪君

不応招議員（なし）

## 令和4年第1回 生坂村議会定例会議事録（3月定例会）

### 【1日目】

- 議員提出議案1件
  - ・ロシア連邦のウクライナ侵攻を非難するとともに、日本赤十字社等の活動を支援する決議案
- 事件案1件
  - ・生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について
- 条例案6件
  - ・生坂村中小企業・小規模企業者振興基本条例案
  - ・生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案
  - ・職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
  - ・生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
  - ・生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
  - ・生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 予算案8件
  - ・令和4年度 生坂村一般会計予算
  - ・令和4年度 生坂村営バス特別会計予算
  - ・令和4年度 生坂村福祉センター特別会計予算
  - ・令和4年度 生坂村簡易水道特別会計予算
  - ・令和4年度 生坂村国民健康保険特別会計予算
  - ・令和4年度 生坂村農業集落排水特別会計予算
  - ・令和4年度 生坂村介護保険特別会計予算
  - ・令和4年度 生坂村後期高齢者医療特別会計予算
  
- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・散会

・開会	7P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	8P
・発議、質疑、討論、採決	14P
・事件案の朗読説明	14P
・条例案の朗読説明	14P
・予算案の朗読説明	17P
・総括質疑	20P
・議案の委員会付託	20P
・散会	21P

令和4年第1回 生坂村議会定例会

令和4年3月8日 午前10時 開議

【1日目】 ◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		開 会
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	発議第1号	ロシア連邦のウクライナ侵攻を非難するとともに、日本赤十字社等の活動を支援する決議案
4	議案第2号	生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について
5	議案第3号	生坂村中小企業・小規模企業者振興基本条例案
6	議案第4号	生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案
7	議案第5号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
8	議案第6号	生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
9	議案第7号	生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
10	議案第8号	生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
11	議案第9号	令和4年度生坂村一般会計予算
12	議案第10号	令和4年度生坂村営バス特別会計予算
13	議案第11号	令和4年度生坂村福祉センター特別会計予算
14	議案第12号	令和4年度生坂村簡易水道特別会計予算
15	議案第13号	令和4年度生坂村国民健康保険特別会計予算
16	議案第14号	令和4年度生坂村農業集落排水特別会計予算
17	議案第15号	令和4年度生坂村介護保険特別会計予算
18	議案第16号	令和4年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算
19		総括質疑
20		議案の委員会付託
		散 会

---

**出席議員（8名）**

1番	望月一将君	2番	藤澤幸恵君
3番	藤原良司君	4番	望月典子君
5番	太田讓君	6番	字引文威君
7番	平田勝章君	8番	吉澤弘迪君

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

村長	藤澤泰彦君	副村長	牛越宏通君
教育長	樋口雄一君	総務課長	藤澤正司君
住民課長	眞島弘光君	振興課長	中山茂也君
健康福祉課長	松沢昌志君	教育次長	山本雅一君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	平野公恵君	書記	坂爪浩之君
--------	-------	----	-------

---

**◎村民憲章唱和（午前 10 時 00 分）**

○議長(太田讓君) 起立。礼。おはようございます。

この度のロシアによるウクライナ侵攻で命を落とされたすべての人々に、生坂村議会として黙とうを捧げたいと思います。

[黙とう]

○議長(太田讓君) ありがとうございます。おなおりください。

つづいて、村民憲章唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

「生坂村 村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。」

では 4 番、望月典子議員の後に ご唱和をお願いします。

○4 番(望月典子) 朗読。

○議長(太田讓君) 着席してください。

---

**開会 午前 10 時 00 分**

**◎開会及び開議の宣告**

○議長(太田讓君) これより、令和 4 年第 1 回 生坂村議会定例会を開会します。

本日の開議に先立ちまして申し上げます。

新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスクの着用と、適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。これから、本日の会議を開きます。

---

**◎議事日程の報告**

○議長(太田讓君) 本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりです。

---

**◎諸般の報告**

○議長(太田讓君) はじめに、ご報告事項を申し上げます。

議員派遣の件について、配布のとおり議員を派遣したのでご報告します。

また、監査委員から令和 3 年 11 月分から令和 4 年 1 月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたのでご覧ください。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(太田讓君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番平田議員、8番吉澤議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長(太田讓君) 日程2 会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの11日間にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(太田讓君) 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から3月18日までの11日間と決定しました。

---

### ◎提出議案の報告

○議長(太田讓君) ご報告します。本定例会に提出されている案件は、

発議第1号 ロシア連邦のウクライナ侵攻を非難するとともに、日本赤十字社等の活動を支援する決議案

議案第2号 生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について

議案第3号 生坂村中小企業・小規模企業者振興基本条例案

議案第4号 生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案

議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第6号 生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

議案第7号 生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議案第8号 生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

議案第9号 令和4年度生坂村一般会計予算

議案第10号 令和4年度生坂村営バス特別会計予算

議案第11号 令和4年度生坂村福祉センター特別会計予算

議案第12号 令和4年度生坂村簡易水道特別会計予算

議案第13号 令和4年度生坂村国民健康保険特別会計予算

議案第14号 令和4年度生坂村農業集落排水特別会計予算

議案第15号 令和4年度生坂村介護保険特別会計予算

議案第16号 令和4年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算

の、発議1件、事件案1件、条例案6件、予算案8件の計16件です。

---

### ◎村長挨拶・提案理由の説明

○議長(太田讓君) ここで理事者より、あいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 皆さん、おはようございます。令和4年第1回議会3月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。二四節気の啓蟄が過ぎ、穏やかな日が続き、春の訪れを感じる今日この頃でございます。議員各位におかれましては、何かとご繁忙の折、全員のご参集を賜り、誠にありがとうございます。日頃は村政運営に対しまして、ご指導ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げる次第でございます。それでは、3月定例会は来年度の事業予算の審議が中心の議会でありまして、来年度に対する施政方針について、村民の皆さんにもお聞きいただき、引き続き、村政運営にご理解とご協力をお願いする次第でございます。今月1日、長野県町村会と県町村議会議長会は、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は国際社会の平和と秩序を脅かし、生命および安全に対する権利を深刻に侵害するものであり、断じて容認できないと抗議する共同声明を発表しました。我々はロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、1日も早く平和的に解決することを強く求めるものでございます。

さて、国の経済は新型コロナウイルスの感染リスクの低下とともに、今後プラス成長に見込まれますが、エネルギー価格の高騰の悪影響にウクライナ情勢による円高株安原油高のトリプルパンチの影響が加わることで、その回復力はかなりそがれることになりそうだとされております。

当村の令和4年度当初予算は、生坂村第6次総合計画で目指す将来像、確かな暮らしを明日に繋ぎ、明るく健やかに生きる村の実現に向け、重点政策に位置づけた四つの事業であります福祉の村づくり事業、子育て支援事業、産業振興事業および地域活性化対策等事業を継続的に取り組む予算編成を行いました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、新型コロナウイルス感染から村民生活を守るためのワクチン接種や各種感染防止対策、地域経済対策に取り組むとともに、当村が抱えている課題解決に向け、定住促進住宅建設の継続、移住定住対策政策の拡充を行い、人口減少対策に最大限の効果が発揮できるよう努めてまいります。

令和4年度一般会計予算案の総額は22億1200万円、前年度対比1億1500万円の増額となっております。主な要因は、防災無線のデジタル化に伴う工事費、防災減災に伴う普通建設事業費の総額内部情報管理システムの改修等によるものでございます。一般会計の歳入は、自主財源であります村税について、前年度対比84万円増の1億5842万円、地方交付税は国の地方財政計画上のプラス分を見込み、前年度対比9100万円増の10億7100万円といたしました。村債の過疎対策事業債のハード事業では、県営中山間総合整備事業負担金、村道改良、定住促進住宅建設の継続事業に財源計上をするほか、上生坂と草尾地区の農業用水を供給する管路の修繕費、村道カーブミラー設置工事費等の新規を合わせて11事業、9790万円の借入れを予定しております。緊急防災減災事業の事業債では、今後の大規模自然災害などに対する備えとしまして、宇留賀区さぎの平常会の避難所の新設、日岐区の防災公園の整備、また、防災無線移動系のデジタル化、防火水槽の新設の計4事業に8830万円を予算計上しております。過疎対策事業債のソフト事業は、発行限度額の3500万円を計上し、地方財政対策を反映し、臨時財政対策債の減額を含め、一般会計の村債全体では2億4540万円で、前年度対比370万円の減額となりました。基金の繰入金では財源補填分を合わせた

全体では 1 億 6000 万円で、前年度よりも 1049 万円の増額となっております。多くの方のご支援をいただいたふるさと生坂応援基金からは 6000 万円の繰入を行い、納税者の使途を反映させ、村づくりの貴重な財源として有効活用をさせていただきます。

歳出では限られた一般財源を有効に投資できるように、事業実施には国や県の財源を積極的に活用しております。福祉の村作り事業においては、新型コロナウイルス感染症対策を適時的確に実施するとともに、健康診断の受診勧奨や健診結果をもとに個別的な保健指導や集団健康教室を行います。高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業に取り組むほか、来年度から国保税の 4 方式、所得割、資産割、均等割、平等割のうち資産割を廃止する減税を実施いたします。

また、介護保険関係の施設を有効に活用するため、必要とされるサービス等の見直しを行い、利用しやすい健全な施設運営を目指し、福祉輸送サービスでは買い物にも利用できるようになり、村内移動のサービスの周知をするとともに、包括的支援事業、介護予防日常生活支援総合事業等を着実に継続し、健康寿命の延伸を図ってまいります。子育て支援事業では保小中の給食費の無料化とともに、学校給食および保育園給食の調理機器の更新、子供たちの遊びを分散し、安全に利用できるよう保育施設遊具のリニューアルと園内の水道蛇口の自動水洗化も実施し、児童館の新たな施設として、B&G 海洋センタープール横に人工芝を敷いた遊びスペースを設置し、子供たちが外遊びの場として活用させていただきます。今年度から B & G 財団に登録を認められた海洋クラブを立ち上げ、SAP 等のマリンスポーツ教室や水辺での体験活動を実施し、地域の活性化に繋げ、県立長野図書館と県内市町村の共同事業電子図書館を導入し、自宅に居ながら電子端末で本が閲覧できる環境の整備を進めるとともに、生坂村史をデジタル化し電子図書館で閲覧できるように整備いたします。中学校には、教育効果を十分発揮するため、吹奏楽で使用する楽器の購入等により、教材備品の充実も図り、高校生バス通学費補助を新たに設け 18 歳以下の子供さんのいる全ての家庭を対象に、子供食堂やフードパントリー等を開催し、子供が健やかにたくましく成長できる環境作りと子育て世帯の経済的負担を軽減いたします。

産業振興事業では道の駅いくさかの郷を拠点として、山村活性化対策事業を活用し、農業振興などをさらに進めていく他、コロナ禍の困難な時代を乗り切るため、プレミアム率 50%のいくさかマル得商品券、村民の皆さん全員に村内で使用できます 1 万円分の生活応援商品券を継続発行し、経済、地域経済を支えてまいります。また、村内の中小企業・小規模事業者の振興に関する政策について基本方針などを定め、各関係機関等と協力し、村の経済発展と村民生活の向上を図ることを目的とした生坂村中小企業小規模事業者振興基本条例を制定するとともに、生坂村店舗整備促進事業補助金に加え、村内の農業者および小規模事業者の円滑な事業承継と、村内における農業および商工業の持続的な維持発展を目的として、事業を承継する後継者への事業承継および事業承継後の経営安定に要する費用を補助する制度を新設いたします。

地域活性化対策等事業では、今年度にキャッシュレス決済システムの構築が完了したため、コンビニエンスストアで税金や各種料金の納付が始まり、加えて、住民票印鑑証明書等の発行サービスの提供に向けた予算を計上し、村民の皆さんの利便性や税金料金の収納率の向上が期待されるところでございます。生坂村の産業経済の重要な担い手の確保が喫緊の課題であるため、就業創業、移住支援および空き家の解体とその跡地の利活用を推進するための空き家跡地活用事業を新設するなど空き家対策補助を拡充し、移住定住対策を一層推進いたします。

防災減災対策では、宇留賀区さぎの平常会に避難所の新設、日岐区の防災公園の整備、防災無線移動系のデジタル化、上生坂区梅月常会に防火水槽の新設などのハード事業に加え、地域防災力の要であります消防団員の団員報酬と出動報酬の拡充による処遇改善や分団運営交付金の新設、消防

団員応援商品券の交付を行い、村民の命と財産を守るための基盤作りを進めてまいります。

簡易水道の有収率および漏水対策の一層の推進強化を図るために、令和 2 年度に経営戦略を策定し、今年度は施設台帳の整備や基本計画を策定し、来年度は上生坂第 1 配水池の築造工事を行い、今後施設の老朽化および耐震化対策事業を計画的に進めてまいります。国県が推進します脱炭素社会の実現に向けて取り組むために、各部署で横断的な検討を行う生坂村ゼロカーボン推進プロジェクト会議を設置し、来年度からは太陽熱利用システム等の設置補助、太陽光発電等の環境に配慮した若者定住促進住宅の建設、ゼロカーボンの理解を深めるためのワークショップや体験イベントを企画するとともに、村に適した省エネルギーと再生可能エネルギーの調査や研究を行いながら、脱炭素社会に向けて村民の皆さんに、脱炭素社会に対する理解、促進を図ってまいります。

以上の施策とお取り組みにより、一般会計の予算総額は 22 億 1200 万円で、前年度対比 5.5%、1 億 1500 万円の増となりました。また、特別会計は七つの会計で予算編成を行い、前年度対比 8.5%、7800 万円の増となっております。

次に、今年度当初の基金繰入見込み額の残額は、現在の余剰分と今月の特別交付税を見込みますと、全額基金を崩さずに済みそうでした、さらに 1 億円以上を基金に積み立てられる状況でございます。そして、今定例会の補正予算で計上させていただきます起債の繰上償還を進めるとともに、今後専決でお願いします特別交付税の予算計上とあわせまして、来年度以降も将来負担の軽減施策などの有効的な財源活用を図っていき、引き続き財政健全化を維持しつつ、将来に対する必要な投資を進めてまいりたいと考えております。

来年度の村政懇談会は Web を併用して 5 月に開催させていただく予定でございます。村づくり研究会で協議をしてきました内容を、委員各位に今定例会中にお渡しして、その指摘事項等に対処し、その生坂村づくり計画や来年度の事業と予算、様々な課題対応等について説明させていただき、村民の皆さんのご意見、ご要望を把握したいと思っております。

今回提出させていただきました令和 4 年度予算案は引き続き、限られた財源の中で村民の皆さんのことを第 1 に考え、ご意見、ご要望と議会からのご提言も反映させ、当村の解決に向けて選択と集中で事業費を計上させていただいたものでございます。そして、新たな発想で未来を作り出し、人と自然が輝く生坂に愛着と誇りを持っていただき、山紫水明の豊かな自然、先人が築かれてきた伝統文化を守り育てていこうという責任感を共有して、さらなる村民の皆さんとの協働による村づくりによりまして、第 6 次総合計画の将来の姿、確かな暮らしを明日に繋ぎ、明るく健やかに生きる村に向けて引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは今議会定例会に提出させていただきました議案は、事件案 1 件、条例案 6 件、予算案 8 件の計 15 件でございます。

議案第 2 号、生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について。

この議案は生坂村山清路の郷資料館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 3 号、生坂村中小企業・小規模企業者振興基本条例案。

この議案は、村の発展に果たす重要な役割を持っている中小企業小規模企業者の振興に関する政策等について定め、村の経済の発展と国民生活の向上を図るための条例の制定であります。

議案第 4 号、生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案。

この議案は、村営バスの停留所の位置を移動することに伴い、運行距離を変更するための条例の一部改正であります。

議案第 5 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案。

この議案は、国家公務員に係る妊娠出産育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に準じて非常勤職員の育児休業の取得他について規定するための条例の一部改正であります。

議案第6号、生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

この議案は、消防団員の報酬について国の示す額に改正するための条例の一部改正であります。

議案第7号、生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

この議案は、国民健康保険税の算出方法について、資産割を廃止するための条例の一部改正であります。

議案第8号、生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案。

この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第9号、令和4年度生坂村一般会計予算。

この予算は、歳入歳出予算の総額を22億1200万円とする予算で、前年度と比較して1億1500万円の増となっております。主な歳入では村税で1億5842万8000円、地方交付税10億7100万円、国庫支出金1億3247万6000円、県支出金1億1682万6000円、繰入金1億6000万円、村債2億4540万円、寄附金1億50万円であります。

歳出の主な予算は、福祉の村づくり事業のうち、社会福祉協議会の運営や福祉活動の推進、特定疾患見舞金など、社会福祉事業で1037万2000円。高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業など高齢者医療環境対策事業で620万円。新型コロナウイルスワクチン接種対策の保健衛生事業で172万円。子育て支援事業では、保育園の遊具他施設の更新整備、子育て支援センターの運営やひとり親対策、子供の貧困対策など子ども子育て支援事業で1411万1000円。結婚新生活支援事業、子育て支援、犀龍小太郎助成事業や出産費補助など保健衛生扶助で1516万7000円。高校生のバス通学費補助、小中学校での就学への支援など、教育振興事業で1135万6000円。村史のデジタル化、電子図書館事業への参画と児童館生涯学習施設運営など社会教育事業で777万9000円。産業振興事業では、農業水路等長寿命化防災減災事業、収入保険加入支援事業や県営中山間総合整備事業負担金等の農業振興事業で5321万円、森と人生き生き助成事業、ライフライン等保全対策や有害鳥獣対策の里山整備事業で1955万2000円。農業、商工業等、後継者支援事業、生坂マル得商品券補助と生活応援商品券発行など、商工業等振興事業で4996万6000円。地域活性化対策等事業では、UIDJターン就業創業移住支援事業、空き家土地活用事業を加えた空き家対策事業や定住促進住宅建設など定住促進対策で6652万1000円。移動系防災行政無線の交信、消防団員の報酬拡充、など消防団員の処遇改善や避難所新設、防災公園整備など防災減災事業で1億7040万9000円、税、料金のコンビニ納付、証明書のコンビニ交付、地域リーダー育成事業や区・集落の運営維持等に関する地域活性化対策で1億7135万8000円となっております。

議案第10号、令和4年度生坂村営バス特別会計予算。

この予算案は歳入歳出予算の総額を3500万円とする予算で、前年度と比較して120万円の増となっております。主な歳入は使用料および手数料で325万8000円、国庫支出金518万3000円、繰入金で2640万9000円であります。また、主な歳出は、総務費で3317万2000円、運行費108万円となっております。

議案第11号、令和4年度生坂村福祉センター特別会計予算。

この予算案は、歳入歳出予算の総額を9310万円とする予算で、前年度と比較して360万円の減となっております。主な歳入は使用料および手数料で8604万円、諸収入で74万5000円、繰入

金で631万3000円であります。また、主な歳出は、経営管理費で9309万4000円となっております。

議案第12号、令和4年度生坂村簡易水道特別会計予算。

この予算案は、歳入歳出予算の総額を1億6730万円とする予算で、上生坂第1配水池築造工事費を計上しているため、前年度と比較して6810万円の増となっております。主な歳入は使用料および手数料で3795万2000円、県支出金4311万5000円、繰入金で1953万2000円、村債で6660万円であります。主な歳出は、経営管理費で3995万9000円、建設改良費で1億977万9000円、公債費で1748万6000円となっております。

議案第13号、令和4年度生坂村国民健康保険特別会計予算。

この予算は、歳入歳出予算の総額を2億6700万円とする予算で、前年度と比較して10万円の減となっております。主な歳入は、国民健康保険税で3755万7000円、県支出金、2億1248万3000円。繰入金1685万9000円であります。また、主な歳出は、保険給付費1億9601万6000円。国民健康保険事業費納付金で5514万9000円となっております。

議案第14号、令和4年度生坂村農業集落排水特別会計予算。

この予算案は、歳入歳出予算の総額を9800万円とする予算で、公営企業会計の移行に関する経費を計上しているため、前年度と比較して930万円の増となっております。主な歳入は使用料および手数料で2463万4000円。繰入金で6376万6000円あります。また、主な歳出は経営管理費で3121万8000円、公債費で6631万4000円となっております。

議案第15号、令和4年度生坂村介護保険特別会計予算。

この予算案は、歳入歳出予算の総額を3億800万円とする予算で、前年度と比較して60万円の増となっております。主な歳入は、介護保険料で5461万9000円、国庫支出金で8369万2000円、支払基金交付金で7971万2000円、県支出金で4493万3000円。繰入金で4400423万5000円あります。また、主な歳出は保険給付費2億8445万8000円。地域支援事業で2069万5000円となっております。

議案第16号、令和4年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算。

この予算案は、歳入歳出予算の総額を3140万円とする予算で、前年度と比較して250万円の増となっております。主な歳入は後期高齢者医療保険料2024万円、繰入金で1105万7000円あります。また主な歳出は後期高齢者医療広域連合納付金で3038万4000円となっております。以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶並びに議案の説明いたします。

○議長(太田譲君) 提案理由の説明が終わりました。

---

### ◎発議第1号

○議長(太田譲君) 日程3、発議第1号「ロシア連邦のウクライナ侵攻を非難するとともに、日本赤十字社等の活動を支援する決議案」を議題にします。提出議員の朗読説明を求めます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) [7番 平田勝章君 朗読説明]。

○議長(太田讓君) 以上で 議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎質疑・討論

○議長(太田讓君) 日程 3、発議第 1 号について質疑・討論のある方の発言を許します。  
初めに質疑はありませんか。

[声なし]

○議長(太田讓君) 次に、討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(太田讓君) なければ、質疑・討論を終結します。

---

### ◎採 決

○議長(太田讓君) これより、採決に入ります。

日程 3、発議第 1 号「ロシア連邦のウクライナ侵攻を非難するとともに、日本赤十字社等の活動を支援する決議案」を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田讓君) 起立全員です。着席してください。

よって、発議第 1 号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎議案第 2 号

○議長(太田讓君) 日程 4、議案第 2 号「生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

〔要旨〕本議案は、今月末が期間終了となるため引き続き 3 年間宇留賀区を指定管理者として指定したいので議会の議決をお願いするもの。

○議長(太田讓君) 以上で、提出された議案の朗読説明を終ります。

---

### ◎議案第 3 号

○議長(太田讓君) 日程 5、議案第 3 号「生坂村中小企業・小規模企業者振興基本条例案」を議題に

します。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田讓君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) [振興課長 中山茂也君 朗読説明]

[要旨]この条例は中小企業小規模企業者が村の発展や地域経済の活性化に必要不可欠であるとして、関係団体等の理解や協力のもと、連携して支援していくための政策を定め総合的に進めることにより地域社会の発展と村民生活を豊かにすることを目的として定めるもの。

第1条目的には中小企業・小規模事業者が担う役割と振興施策の推進など、条例制定の目的について定めております。

第2条定義では用語の意味についてそれぞれ示しており、第3条では、小規模企業者等の振興を進めるため連携協力の推進、地域における活動、経済活動の活性化、自主的な努力と創意工夫、地域社会との共生など、四つの基本方針を挙げております。

第4条、基本的施策では村が講ずべき基本的施策として、経営基盤強化の支援、技術力、経営力の高度化、関係機関との連携強化を図るなど、必要な施策について定めております。

第5条から第10条までは、それぞれ村、事業者、商工会等、教育機関、金融機関、村民それぞれの役割およびご理解と協力について明確化するもので、主なもので、村の役割として基本方針、基本的施策の総合的かつ計画的な推進、事業者の役割として地域からの雇用の促進、人材の育成や商工会への加入について、また商工会等としては取り組みの支援や村の振興施策への協力を上げ、教育機関では事業活動への理解と振興施策への参加について定め、金融機関は成長発展のための協力、村民に対しましては、村民の小規模企業者等の発見への協力と村内の製品やサービスの利用の協力などについて定めております。

こうして関係する機関、団体、村民が連携しまして協力をして、中小企業小規模企業者の振興に向けて、総合的に振興策に取り組むこととしております。

○議長(太田讓君) 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎議案第4号～議案第6号

○議長(太田讓君) お諮りします。

日程6、議案第4号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」

日程7、議案第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」

日程8、議案第6号「生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」

の3件を一括して議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(太田讓君) 異議なしと認め、議案第4号から議案第6号の3件を一括して議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

[要旨] 議案第 4 号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」 本条例の改正につきましては、村営バスの犀川線線上市線の大日向バス停を国道沿いから大日向橋村道側へ移動するために必要となる改正をお願いするものでございます。

議案第 5 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」 今回の改正は、国家公務員に係る妊娠出産育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、非常勤職員の育児休業の取得等について改正があり、それに合わせ、本条例について改正を行うものでございます。

2 条の次に 1 を加えるということで、3 号を付け加えますが、第 2 条は、育児休業をすることができない職員の規定で非常勤について、育児休業をすることができない職員の規定を 3 号として付け加えるものでございます。

2 条の 2 を次のように改めるは方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項で、育児育見休業の承認について規定されておりますが条例で定める者として、養育里親についても承認できるよう内容を改めて規定するものです。

第 2 条の 2 の次に次の 3 条を加えるにつきましては、第 2 条の 3、第 2 条の 4 につきまして地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項において、非常勤職員について条例で定める日、条例で定める場合、条例で定める期間として規定されており、それぞれ国の示している内容に合わせて追加しております。

第 2 条の 5 については、これまで第 2 条の 2 で規定していたものを、現行の第 2 条の 2 を改め、第 2 条の 3 第 2 条の 4 を加えたことにより、第 2 条の 5 として加えるものでございます。

第 11 条、第 12 条については第 10 条を第 13 条とし第 9 条を第 10 条と条の変更をした上で、2 条を加え、育児休業を取得しやすい環境を整えるための規定となります。

第 7 条につきましては、先ほどの条の移動により、第 7 条に、部分休業をすることができない職員の要件を加えるものとなっております。

附則で、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行するでございます。

議案第 6 号「生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」 今回、消防団員の報酬につきまして、これまで年額で支給していた表の中にありましたが、新たに入れ、別に表を設けております。団員の階級を国の示す額とし、年額報酬は各階級について 1 万 3500 円ずつ増額となっております。出勤報酬につきましては、これまで 1 回 1800 円であったものを、国の示す額として災害出勤 1 日 8000 円が基準として示されておりますが、それを基準としてそれぞれの出勤の内容に細分化し規定をさせていただいたものでございます。この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。この条例につきまして、消防庁でとりまとめられた消防団員の処遇改善に向けた、取り組むべき事項等について、消防庁長官通知の内容を基本として改正をするものでございます。

○議長(太田讓君) 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎議案第 7 号

○議長(太田讓君) 日程 9、議案第 7 号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) [健康福祉課長 松沢昌志君 朗読説明]

[要旨]この条例につきましては国民健康保険税を算定します基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金等納付金課税額の資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式に変更するための改正となります。

○議長(太田讓君) 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎議案第8号

○議長(太田讓君) 日程10、議案第8号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

[要旨]この条例の一部改正につきましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の公布によりまして、年金等の受給権を担保としての貸付制度が廃止されることにより、但し書きにありました年金担保に供する場合の規定を削除するものでございます。

○議長(太田讓君) 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

ここで換気のため休憩にしたいと思います。再開は11時15分とします。

---

休憩 午前 11時01分

再開 午前 11時15分

---

### ◎議案第9号

○議長(太田讓君) 再開します。日程11、議案第9号「令和4年度 生坂村一般会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

○議会事務局長(平野公恵君) 議長。

○議長(太田讓君) 議会事務局長。

○議会事務局長(平野公恵君) [議会事務局長 平野公恵君 朗読説明]

○議長(太田譲君) ここで、昼食のため休憩にしたいと思います。  
再開は 13 時 15 分とします。

---

休憩 午後 00 時 02 分  
再開 午後 1 時 14 分

---

- 議長(太田譲君) 再開します。  
○住民課長(眞島弘光君) 議長。  
○議長(太田譲君) 住民課長。  
○住民課長(眞島弘光君) [住民課長 眞島弘光君 朗読説明]
- 健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。  
○議長(太田譲君) 健康福祉課長。  
○健康福祉課長(松沢昌志君) [健康福祉課長 松沢昌志君 朗読説明]
- 振興課長(中山茂也君) 議長。  
○議長(太田譲君) 振興課長。  
○振興課長(中山茂也君) [振興課長 中山茂也君 朗読説明]
- 教育次長(山本雅一君) 議長。  
○議長(太田譲君) 教育次長。  
○教育次長(山本雅一君) [教育次長 山本雅一君 朗読説明]
- 議長(太田譲君) 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。
- 

#### ◎議案第 10 号

- 議長(太田譲君) 日程 12、議案第 10 号「令和 4 年度生坂村営バス特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。
- 総務課長(藤澤正司君) 議長。  
○議長(太田譲君) 総務課長。  
○総務課長(藤澤正司君) [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]
- 議長(太田譲君) 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。
- 

#### ◎議案第 11 号

○議長(太田讓君) 日程13、議案第11号「令和4年度生坂村福祉センター特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田讓君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) [住民課長 眞島弘光君 朗読説明]

○議長(太田讓君) 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎議案第12号

○議長(太田讓君) 日程14、議案第12号「令和4年度生坂村簡易水道特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田讓君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) [振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長(太田讓君) ここで換気のため休憩をしたいと思います。再開は14時35分とします。

---

休憩	午後	2時25分
再開	午後	2時34分

---

#### ◎議案第13号

○議長(太田讓君) 再開します。(日程15、議案第13号「令和4年度生坂村国民健康保険特別会計予算」を議題にします。)

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田讓君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) [健康福祉課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長(太田讓君) 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎議案第14号

○議長(太田讓君) 日程16、議案第14号「令和4年度生坂村農業集落排水特別会計予算」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

- 議長(太田讓君) 振興課長。  
○振興課長(中山茂也君) [振興課長 中山茂也君 朗読説明]  
  
○議長(太田讓君) 以上で、提出された議案の朗読説明を終わります。
- 

#### ◎議案第 15 号

- 議長(太田讓君) 日程 17、議案第 15 号「令和 4 年度生坂村介護保険特別会計予算」を議題に  
します。担当者の朗読説明を求めます。  
  
○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。  
○議長(太田讓君) 健康福祉課長。  
○健康福祉課長(松沢昌志君) [健康福祉課長 松沢昌志君 朗読説明]  
  
○議長(太田讓君) 以上で 提出された議案の朗読説明を終わります。
- 

#### ◎議案第 16 号

- 議長(太田讓君) 日程 18、議案第 16 号「令和 4 年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」を議  
題にします。担当者の朗読説明を求めます。  
  
○住民課長(眞島弘光君) 議長。  
○議長(太田讓君) 住民課長。  
○住民課長(眞島弘光君) [住民課長 眞島弘光君 朗読説明]  
  
○議長(太田讓君) 以上で、本日 理事者より提出された 議案の朗読説明を終わります。
- 

#### ◎総括質疑

- 議長(太田讓君) 日程 19、総括質疑に入ります。  
議案第 2 号の事件案 1 件、議案第 3 号から議案第 8 号までの条例案 6 件、議案第 9 号から議案  
第 16 号までの予算案 8 件、計 15 件について質疑のある方の発言を許します。  
質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

- 議長(太田讓君) 質疑なしと認め、以上で 総括質疑を終結します。
- 

#### ◎議案の委員会付託

- 議長(太田讓君) 日程 20、議案審査のため各常任委員会に議案を付託したいと思います。

議案第 2 号の事件案 1 件、議案第 3 号から議案第 8 号までの条例案 6 件、議案第 9 号から議案第 16 号までの予算案 8 件、計 15 件について、慎重審議を期するため、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(太田讓君) 異議なしと認めます。

よって、15 議案をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。ここで、事務局に常任委員会付託案件表を配布させますので、しばらくお待ちください。

※事務局配布

---

### ◎散 会

○議長(太田讓君) 以上で本日の日程は すべて終了しました。次の本会議は、明日 9 日木曜日の午前 10 時から再開し、一般質問を行います。本日は、これで散会いたします。

起立。礼。大変ご苦勞様でした。

なお、議員の皆様は報告事項がありますので、終了後、事務局にお集まりください。

〔 散会時間 午後 3 時 40 分 〕

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 3 月 8 日

議 長 友田 龍

署名議員 平田 勝章

署名議員 吉澤 弘 迪

## 令和4年第1回 生坂村議会定例会(3月定例会)

2日目 (3月9日)

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 4人
- ・散会

・一般質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3P

    吉澤弘迪議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3P

    字引文威議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11P

    藤原良司議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18P

    平田勝章議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27P

・散会の宣言・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33P

令和4年第1回生坂村議会定例会

令和4年3月9日 午前10時 再開

【2日目】 ◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		再 開
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
		散 会

---

出席議員(8名)

1番 望月一将君                      2番 藤澤幸恵君  
3番 藤原良司君                    4番 望月典子君  
5番 太田讓君                        6番 字引文威君  
7番 平田勝章君                    8番 吉澤弘迪君

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 藤澤泰彦君                      副 村 長 牛越宏通君  
教 育 長 樋口雄一君                    総 務 課 長 藤澤正司君  
住 民 課 長 眞島弘光君                振 興 課 長 中山茂也君  
健康福祉課長 松沢昌志君                教 育 次 長 山本雅一君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 平野公恵君                      書 記 坂爪浩之君

## 開議 午前 10 時00 分

### ◎開議の宣告

○議長(太田讓君) 起立。礼。着席してください。

---

### ◎開議の宣告

○議長(太田讓君) これより、令和 4 年第 1 回 生坂村議会定例会を再開します。

本日の開議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス等感染予防のため、マスクの着用と、適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長(太田讓君) 本日の議事日程は、配布してあるとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(太田讓君) 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、1 番 望月一将議員、2 番 藤澤議員を指名します。

---

### ◎一般質問

○議長(太田讓君) 日程 2、一般質問を行います。一般質問通告者は 8 名です。

なお、本日は 4 名とし順番に発言を許可します。最初に 8 番吉澤議員。

○8 番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田讓君) 吉澤議員。

○8 番(吉澤弘迪君) 8 番の吉澤弘迪です。私は、今後の当村の財政運営についてをテーマに一般質問を行います。なお皆様のお手元に、市民タイムスで報道されました超長寿命化計画についての記事がございましたので、配布いたしました。参考にさせていただきたいと思います。それでは始めます。

現在までの当村の財政運営については、自主財源が少なく財政力の弱い中で、産業、福祉、教育面で村民ニーズに応じて重要事業を次々と実施してまいりました。それらの事業に対しては補助金の活用、有効な交際の利用、公債の繰上償還を行って、令和 2 年度実質公債費比率は 7.3%に抑えた財政運営については、代表監査委員から手堅い財政運営と評価をいただいております。しながら今後 5 年から 10 年に、10 年後に実施しなくてはならない大きな財源約 23 億の必要な事業があり、それに対してどんな財源でどんな計画で実施するのか、今後の村の財政運営については、大きな課題があり、一層厳しい財政運営に迫られると考えます。その代表的な事業の一つは、村営やまなみ荘の施設の劣化に対する補改修事業、二つ目は、水道の有収率低下の原因となっている、老朽化した水道施設の補改修事業、三つ目は、幼小中の一貫教育実施に対応するための校舎設備の整備に必要な事業の三つが考えられます。

それには大きな財源が必要で、どんな計画で財政運営を行って、それに対応するのか、村長、副村長、教育長にその考えをお伺いしたいと思います。

まず最初に、やまな荘の劣化対策事業について、村長のお考えをお伺いいたします。やまなみ荘の営業収益は、第5派のコロナ感染拡大の影響と、さらに今年1月からの第6派の影響で収益が当初予算より2750万減少することが報告されています。このような厳しい状況下で、9月定例会でやまなみ荘の劣化対策の補改修事業に約3億円の費用が必要であるとの報告を受けました。やまなみ荘の営業の続行については、村長は村民の皆さんのご支援をお願いし、職員は経営努力をしっかりと行う中で、この難局を乗り越えていくことが大切と言及されておりますので、私は今後営業は続行するものと理解しています。営業を続行すると、必然的に補改修事業を実施しなくてはならず、その改修に関わる財源について、国の補助金の農山村振興交付金事業を利用する方向で内容を現在調査している。また、早急に修繕しなければならない箇所と中長期的に改修する箇所も精査して対応するとお答えになってはいますが、この改修の財源と、スケジュール計画には現在も変更がないかどうかをお伺いいたします。既に老朽更新箇所が発生して、工事が実施され、早急な補改修事業が必要ですが、農山村振興交付金の利用が可能でしょうか、お伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは8番吉澤議員のご質問にお答えをいたします。

やまなみ荘の劣化対策の補改修事業についてというご質問でございますが、吉澤議員ご指摘のように、9月定例会では、昨年度に実施しましたやまなみ荘劣化度調査による施設改修事業費と、この改修に係る財源については、平成21年度に実施しました農山漁村活性化プロジェクト支援交付金と過疎対策事業債を財源にしたように、国からの補助金と、新たな過疎地域持続的計画の過疎対策事業債を財源にするように考えているでございます。

そして、国からの補助金としては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業は、現在農山漁村振興交付金事業に移行しており、この事業も令和4年度に改正される見込みでありますので、改正される事業についての内容を現在調査をしていること。

また、やまなみ荘の改修については、この調査結果により事業化できるか否かを検討し、事業化するとしましたら、喫緊に修繕をしなければならない箇所と中長期的に改修する箇所を精査して、議員各位と協議をし、対応していきたいと考えていますと答弁をさせていただいたところでございます。農山漁村振興交付金事業につきましては、現時点で当事業の交付要件が示されており、法に基づく支援措置の対象は、次の要件に該当する地域となっております。農林漁業が重要な地域であること、定住等および地域間交流を促進することが有効かつ適切であること、既に市街地を形成している区域以外の地域であることとなっております。この要件については、当村は該当すると考えております。

なお、本交付金では、農山漁村定住促進対策型と、農山漁村交流対策型の二つの対策に大別され、農山漁村定住促進対策型は、地域産物の販売額の増加、雇用者数の増加などを目的とした事業メニューを主たる事業として、農山漁村の定住促進を図る目的で実施するものでございます。農山漁村交流対策型は、交流人口の増加、滞在者数および宿泊者数の増加などを目標とした事業メニューを主たる事業として、活性化区域外の都市との交流を図る目的で実施するものでございます。また、農泊や農泊に取り組む地域への集客力を高める事業メニューを主たる事業として、活性化区域以外の都市との交流を図る目的で実施するもので、当村としましては、農山漁村交流対策型には地域間交流拠点施設整備

として、宿泊体験活動受入れ拠点施設が事業メニューとしてあり、農山漁村交流給付型を対象として取り組むように検討をしているところでございます。

今後、事業採択に向けた工程は、令和 4 年度早々に事業担当省庁の関東農政局と調整を行いまして、補助対象になる箇所とならない箇所を見定め、そして付加価値をつける事業内容の検討を行いまして、事業採択に向け調整するように進めてまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○8 番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田讓君) 吉澤議員。

○8 番(吉澤弘迪君) 再質問をいたしたいと思えます。

やまなみ荘の劣化については、先ほど資料をお配りました長寿命化計画の中で劣化調査をやったと私は考えておりますが、これについての補改修については今すぐということではなく、これから議論してまいります水道については、もう 35 年以上経過している、それから小学校は昭和 54 年に、建てましたので 35 年が経過して、それからやまなみ荘については昭和 59 年に建設したということで、これも 28 年以上経過した、そういうことで、耐用年数が迫っておりますので、この 10 年から 20 年の間に改修をしなければいけないということでございます。

しかしながら、やまなみ荘の改修とか修繕については、令和 3 年 12 月に男女の大浴場の天井の修繕をしております。さらに令和 4 年 2 月にはボイラーの修繕を行い、その間、修繕期間には入浴ができませんでした。そんなことから、劣化が進み、緊急に改修をしなければならない部分が発生しているのは現状でございます。

令和 4 年度の予算にやまなみ荘の改修工事が計上されているのではないかと期待をしておりましたが、残念ながら予算にはありませんでした。今後やまなみ荘の営業を続けていくとすると、度々の改修で営業を中止するような事態が発生すれば、集客に大きな影響が発生しますので、電気設備、機械設備についてはさらに調査を実施して、改修修繕箇所があれば、補助金に先行して、本年の補正予算で一般会計から原資を繰り入れをして、実施することはできないのでしょうか。また、私は新聞を見ておりますと、官公庁で民間のホテル、旅館等についてはコロナ禍で修繕ができなくて困っている人たちに施設の改修をして、営業に向けて、その資金を補助金で出すという報道がございましたが、これは民間であって地方公共団体には適用しないのでしょうか。また生坂には生坂応援寄付金もございまして、こういう事態が発生した場合には、先行してそういうものを利用することは可能でしょうか、村長にお聞きをいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい。8 番吉澤議員の質問にお答えをいたします。

吉澤議員ご指摘のとおり大浴場の天井の修繕、また、ボイラーの修繕と、その度ごとに入浴の営業は休止をさせていただいているところでございまして、今後補助事業は来年度 1 年かけて、採択に向けていろいろと協議を進めなければなりませんので、緊急の修繕がどのようなものがあるか、来年度早めに電気関係であったり設備関係を調べさせていただいて、財源はまた議会の皆さんと協議をさせていただいて、なるべく早めに対応できるものは対応していかなければならないと考えているところでございます。以上答弁いたします。

○8 番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田讓君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 今、村長の方がおっしゃられたように、喫緊のものについては営業上必要でございますので、維持管理費を削減するといっても、それを先行しますと営業が成り立ちませんので、できれば柔軟にそれには対応していただきたいと思います。

次に水道の有収率低下の原因の施設の老朽化対策の補改修事業について副村長にお伺いいたします。水道の有収率低下は、村の財政に大きな影響を及ぼしています。村は有収率を上げるためにプロジェクトを結成し、事業の基本計画を作成し、有効な補改修事業を実施しており、令和3年度には、配水管給水管の漏水工事を積極的に実施し、21ヶ所を補改修事業費2400万円に及んでおります。有収率は、令和2年度が55.7%であったものが、職員の努力の結果、令和3年度には65%にアップし、その経済効果は約400万に上ると報告がありました。水道の有収率については、平成11年が72%であることから、今後そのランクまでアップすることが必要で、継続してこれから施設の補改修整備が必要です。それには大きな事業費が必要で、その基本計画と財政支出について、次の事項について副村長にお伺いいたします。

イ、今年度水道事業の基本計画の見直しを行っていますが、その内容はどんなものでしょうか。

ロ、基本計画で、令和2年度から令和12年度、10年間の改修事業費とその財源はどのようなものがあるでしょうか。

ハ、既に橋に配水管を敷設している込地、雲根地区への水道管の接続工事はいつ行われるのでしょうか。また、その工事費はいくらに上るでしょうか。

以上をお尋ねいたします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田讓君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) それでは、8番、吉澤議員の、3項目の質問についてお答えをいたします。

まず初めに、本年度実施している水道事業基本計画の状況についてお答えをいたします。現在策定している基本計画の見直しについては、今までの展望やこれからの情勢を踏まえ、委託期間が令和3年6月10日から令和4年3月25日となっております。また施設規模の見直しおよび老朽化による更新が必要な施設の確認を行い、その施設の更新計画を作成しているところでございます。

続いて、令和3年度から令和12年の10年間の水道事業改修事業費とその財源についてでございます。簡易水道事業経営戦略を令和2年度に作成しております。その内容によれば、令和3年度から12年度までの概算事業費は6億6600万で、財源は国庫補助金が2億5600万円、起債3億8400万円、一般会計からの繰入金が2600万円となっているところでございます。

最後に込地、重および雲根地区への水道管接続工事の時期および工事費についてでございます。現在のところ、この実施期間や事業規模については定まっておりませんが、現在策定中の基本計画の中に、基礎計画として接続する際の水源や、概算事業費について作成をするようになっております。今後、この資料を基に効率の良い水源を選定し、実施時期を検討するように考えているところでございます。以上答弁といたします。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田讓君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) 副村長の今までの答弁について、私としての意見がありますので述べさせていた

できます。今までは水道施設の老朽化に対しての漏水、導水の有収率が、水道の有収率が低下するための補改修事業が中心でしたが、今後は存在の主要な配水管が 35 年以上経過していることから、雲根、込地への水道管の接続工事を含めて、長期間の基本計画によって更新または改修工事を実施することが望ましいと考えます。10 年間に 6 億 6000 万という大きな財源が必要ですが、水道施設の長寿命化計画に沿って改修を実施することは、水道施設の長寿命化、延命化を図り、更新費用の平準化、さらに縮減を図ることができますので、財政状況の厳しい当村にとっては、この財政処置が必ず必要と考えますので漏水対策とともに、プロジェクトチームで検討の上、積極的に実施してほしいと考えます。

次に、保小中一貫教育実施のための財政計画について、教育長にお尋ねいたします。保小中一貫教育については、検討協議会から委員の方々のご協力で、令和 3 年 4 月に最終報告が出され提言をいただいております。私は委員の方々のご提言を尊重して、提言を早期に実現するため、ハード面の校舎設備の財政措置をいかにして実施するかについて質問したいと思います。提言の中で、さらに検討を要すると考える事項については、移行するまでにその財政処置が必要であることから、1、保小中連携教育から小中一貫型小中学校への移行時期はいつ頃になるのか。2、招致小学校を移転して、中学校と一体化するのか。または、今までで併設をするのか、それぞれのケースで事業費が異なり具体的な計画とその費用を財政処置について、さらなる検討が必要と考えます。教育委員会では、これからの一貫教育について、検討委員会の提言の他に、その後具体的な検討がなされていないということです。村では、学校施設長寿命化計画を令和 3 年に策定していますが、今までの状態だと小学校は 1976 年に建設されて校舎は RC 建築なので、長寿命化を行わなければ改修するまでの年数は 60 年後とされているため、2036 年、令和 18 年に校舎の一部に 4 億 7000 万。2037 年、令和 19 年には、残りの校舎に 6 億 1400 万。体育館に 3 億 4300 万、全改築に 14 億 3700 万が必要と報告されています。以上のことから、小学校の改築は 2036 年、令和 18 年に行わなくてはならず、これが校舎の設備をいかにするのかの結論を出すタイムリミットになります。それには小学校の改築または移転する費用を中学の改修時のように、半分を補助金、半分を基金の積立金で賄うことが良策と考えます。

なお、財政負担を少なくするために、積み立てには 10 年くらいを考えなくてはならず、そのためには今から検討委員会または準備委員会を設置して、それぞれの校舎設備をどうするかを早急に結論を出し、今から財政計画を行って、財政措置を行っていくことが必要と考えますが、教育長のお考えはいかがでしょう。

○教育長(樋口雄一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(樋口雄一君) それでは、吉沢議員の保小中一貫教育実施のための財政計画に関するご質問についてお答えいたします。まず先ほどご質問の際にも触れていただきましたが、小中一貫型小中学校への移行時期やその施設形態についてでございます。研究検討協議会の最終報告書における今後に向けた提言では、1 から 2 年後に保証中一貫教育を導入することを望むとされておりまして、校舎新築等のハード面に関わる小中一貫型小中学校の設置の具体的な移行時期やその施設形態を盛り込む提言内容までには至りませんでした。

これは小中一貫型小中学校や義務教育学校にするには、吉沢議員ご指摘の通り、村の財政面や移転時期等、まだまだ熟考すべきことが数多くあること、また、保護者を含めた村民に対し、もっと情報提供を行う必要があること等から、まずは財政面等の支障がない、ソフト面からの小中一貫教育を導入し、その姿を村民の皆様に見ていただいた上で、新たな校舎等を将来的に建設するかどうかも含めた議論を深

めていく必要があると考えたためでございます。

こういった経過がございますが、議員ご指摘の通り、小学校の校舎は既に45年以上が経過しておりますので、新たな小中一貫型小中学校を設置するかどうかに関わらず、小学校の施設を今後どのように維持管理していくのかが、維持していくのか議論することは、村の喫緊の課題であると私も認識しているところでございます。

来年度の当初予算案には、保小中一貫教育に関する勉強会の経費等を計上させていただいておりますので、まず来年度に村民の方の意識の醸成に努め、生坂村でどのような小中学校を設置して、どのような子供を育てていくか、一緒になって議論をしていきたいと考えているところでございます。その議論の結果はどうかはわかりませんが、その議論の後に、村民の方が未来の生坂教育の姿として一番望ましいと思われる学校施設を整備するために、財政負担面等を含めて検討する検討委員会あるいは準備委員会を立ち上げる必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田讓君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) ここに先ほど申し上げましたように2月22日の市民タイムスの松本市の校舎長寿命化計画について報道している内容がございます。松本市では校舎長寿命化に小中21校対象に、今後40年間に校舎更新費700億、新年度予算に3億6300万を計上しております。延命工事で、費用の平準化、改修費の縮減で約60億円を縮減できるとの経済効果があると報道しています。財政処置は、国の補助金、市債の発行を基金の取り崩しを行うと、このように報告されておりますが、いずれにせよ国の教育環境はベビーブームで生徒が増えたり、またはその後、人口が減って子供が減り、老人が増えるというようなことで、学校をたくさん作ったり施設をたくさん作っていたわけですが、それが不要になってしまい、さらに少子高齢化でそれぞれの自治体の、住民サービスのランクが上がってきたことから、財政難となり、公共施設の維持管理が非常に難しくなってきたというので、国はそれぞれの自治体に公共施設長寿命化計画を策定するよう要請があり、これを行っております。生坂村でも令和3年3月に生坂村公共施設長寿命化計画を策定しておりますが、学校の場合、それから他の施設、水道、当然やまなみ荘もこれに含まれますが、それぞれのところで長寿命化計画を策定をして、経済効果を上げるようやっておるわけでございます。それに沿っていろいろな議論が出てまいりますので、参考にしていただければと思います。

なお教育長に再質問いたしますが、教育長も回答されているように、小学校校舎は45年以上経過し、長寿命化の改修が行われない場合、令和18年に全校舎を改修するために、14億3700万という大きな財源が必要となります。何度も申し上げますがこれが、一貫教育をどうするか。また、小学校の校舎設備をどうするか結論を出すタイムリミットとなります。それには、もちろん村民の意見を聞いて、今年にも方向性を集約することが必要で、時間をかけてその財政措置を行わないと財政に厳しい当村では一貫教育に対する事業の実施は不可能となります。その際、年始に検討していただいた検討委員会の方々の提言を無駄にしないように、その提言を基礎にして、一貫教育を今後どうするか。また、校舎設備をどうするか、財政措置をどうするかを検討してほしいと思います。

教育長に参考意見までにお聞きをいたしますが、小中一貫小中学校、義務教育学校を実施する際に、小学校を移転して中学に併設し、体育館、それから音楽室、理科室、それから美術室だとか家庭科室のような共通して利用できる部分については新たに建設せずに、中学校のものを利用することができれば、

建設費の削減に繋がりますが、そのようなことは可能でしょうか、お伺いいたします。

○教育長(樋口雄一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(樋口雄一君) それでは吉澤議員の再質問についてお答えいたします。

建設した場合の施設の利用についてでございますが、特に併設した場合につきましては大きな体育館、中学校で持っておりますので、併設したような形に小学校の方を建築する話になれば特に体育館の方は共通の利用ということで可能になるのではないかと考えているところでございます。いずれにしましても、新しく新設する場合には幾ら経費がかかって、長寿命化する場合には幾らかかってっていうなことをしっかりシミュレーションをして、また議員の皆さんも含めまして、村民の方と議論していただければよろしいかなと考えております。以上でございます。

○8番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○8番(吉澤弘迪君) ありがとうございます。今言われた教育長の意見について、また今後参考になるかと思しますので、検討委員会等でそのことについて、さらに詳しい検討を加えていくことが必要かと思えます。

それでは一番最後になりましたが、今後の村の財政運営について、村長にお伺いいたします。今まで検討した3大事業を取り込んで、今後どのようにして財政運営を行うかを村長にお尋ねいたします。

3大事業の事業費の概算は、教育関係の事業がさらにの検討が必要ですが、積算して約15年間にやまなみ3億、水道6億6000万。教育費関係が13億、合わせて22億6000万が必要となります。財政が健全にあるかどうかという指標となる実質公債費比率は、令和2年度に7.3%でしたが、令和3年度以降、過疎債、臨時対策債を毎年借入れをして事業の実施をすると想定し、公債の償還額は、毎年普通会計で約3億円。水道、農集で約8000万が必要となり、実質公債費比率は令和8年に12.3%をピークを迎えることになるというシミュレーションの報告があります。この状況下で、さらに三つの事業が加わると、実質公債費比率を安全圏の18%以下に抑えることは、非常に厳しい財政運営に迫られると言わざるを得ません。その対策として、

一つ、三つの事業に対して、各部門で費用対効果を考慮して、事業費をいかにして縮小するか検討すること。

一つ、毎年度予算で、大型事業は選択と集中で必要事業のみ実施をすること。

一つ、三つの事業の財政財源は、補助金をの活用を第1とすること。

一つ、有利な光彩を利用し、実質公債費比率を下げるために、基金の利用した繰上償還を行うこと。

一つ、補助金プラス、地方債など財政的に有利な活用を考慮すること。

一つ、村全体の財政基本計画を策定し、今後財政破綻が生じないよう対策をとること。

一つ、教育関係の小中一貫教育事業については早急に委員会を設置して、校舎設備をいかにするか。その財源を決定する財政措置を決定をすること。その財源は10年くらいの基金の積み立てをすることが望ましい。以上のことを提言いたしますが、村長はいかがお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 吉澤議員。

○**村長(藤澤泰彦君)** 8 番吉澤議員のご質問にお答えをいたします。今後の村の財政運営についてというご質問でございますが、やまなみ荘や簡易水道施設の補改修および保小中一貫教育の計画を含め、今後の小中学校の改修などに伴う事業の財政運営の提言についてでございますが、先ほどからの答弁のように喫緊では簡易水道施設の改修として、来年度の予算第 1 配水池の更新に伴う事業費を計上しております。やまなみ荘についても交付金事業の採択に向けて取り組まなければなりません。また保小中一貫教育の実施と、小中学校の改修につきましても、長寿命化計画に基づき検討を進めなければいけないと考えているところでございます。

このような大型事業を実施していくには、吉澤議員ご提言の各事業の費用対効果を考慮し、事業費を縮小するか検討すること。大型事業は選択と集中で必要事業を実施すること。各事業実施については補助金の活用を第 1 とすること。補助金に加え、有利な地方債を活用することにつきましては、限られた財源で事業を実施していくには必要な事項と考えているところでございます。また、有利な起債を利用するとともに、減債基金を利用し繰上償還を行うこと。村全体の財政基本計画を策定し、財政破綻が生じない対策を行うことにつきましては現在、村づくり計画により、毎年度、将来 5 年間の事業の積み上げにより財政シミュレーションを行っておりますが、今後、簡易水道会員水道施設の改修や、やまなみ荘の改修を行っていくためにも多額な事業費を必要としますので、長期間にわたる財政シミュレーションおよび財政健全化判断比率を考慮しまして、繰上償還や公債費の償還計画も必要と考えているところでございます。

また、教育関係の小中一貫教育事業について早急に委員会を設置し、校舎設備をいかにするか定め、基金を設け、対応することにつきましては、現在教育委員会に生坂村保小中一貫教育のハード、ソフト両面につきましてはの検討や、保護者および村民の皆さんへの説明会の開催等を検討協議するように指示をしておりますし、先ほど教育長が答弁したように、議論の結果も考慮して検討をしまいたいと思いません。以上答弁といたします。

○**8 番(吉澤弘迪君)** 議長。

○**議長(太田讓君)** 吉澤議員。

○**8 番(吉澤弘迪君)** 今までにやまなみ荘の劣化対策事業、水道の老朽化対策事業、幼小中一貫教育に対するハード面の事業について三つの大きな事業について、その財源をどうするか、財政措置をどうするかをお聞きしてまいりました。生坂村は公共施設総合管理計画によって、劣化状況を調査し施設の計画的な修繕更新を実施することが施設の長寿命化を行い、更新費用の平準化、または縮減に繋がると思いますので、基本計画によってそれを実施して欲しいと思えます。

また、教育委員会の小中学校改築が令和 18 年に必要となりますので、その後ですね、いくつもの公共施設が対策が必要となり、大きな財源がまた必要となります。中には利用度の低い公共施設があったり、公益事業を実施している団体に貸して利用をしてもらっている施設もありますので、これらの公共施設を今後どうするか、どのようにして財政負担を少なくするかについて、公共施設老朽化委員会が来ておりますので、そこでしっかり検討することが必要かと思えます。

今後、三つの大きな事業を実施しますと、当村の財政運営が一層厳しくなりますので、それに対応し措置するために、当村では財政担当の経験のある優秀な職員が、数名おりますので、水道事業と同じように市内にプロジェクトチームを作って、財政についての検討をすることが必要ではないかと提言いたしますが、村長はいかがお考えでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 吉澤議員。

○村長(藤澤泰彦君) 8 番吉澤議員の御質問にお答えをいたします。財政のプロジェクト会議ということでございますが、先ほどから令和 2 年度において策定をしました生坂村公共施設個別施設計画では、公の施設 50 施設において劣化度評価を行いまして、施設ごとの基本的な方針や修繕、更新等の費用の見通し、施設類似型の長寿化、長寿命化計画を策定をしてございます。

また平成 29 年度には生坂村公共施設等総合管理計画を策定をしまして 5 年が経過をしておりますので、今年度見直し業務を行っているところでございまして、この業務結果を課長会議でまず精査をさせていただきますまして、この検討委員会が必要かどうか課長会議の方で協議をしてみたいと思います。以上答弁といたします。

○8 番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田讓君) 吉澤議員。

○8 番(吉澤弘迪君) 今まで、特に今後の生坂村の財政運営についてお聞きをいたしました。いずれにせよ、この 10 年から 20 年の間に莫大な費用の改修費、それぞれの部分でございまして、それに対する綿密な財政計画を立てて実施することが必要ではないかと思えます。

また我々も議員もですね、今、少子高齢化で非常に村民へのサービス水準が上がっておりますので、毎年の予算を作るのも大変な時代を迎えているではないかと思えます。その中に立って議員の役目はですね、やっぱり地方公共団体と村民との間のパイプ役として、両方の立場になって納得できるような、結論を出すことが、議員の役目であるというようにこの間も書物に書いてございますので、そのことをよく認識の上、今後の議員活動をやっていくことが必要ではないかと私は考えております。

今回非常に難しい財政問題を取り上げましたが、これからもまた、おいおい、この財政問題については質問し、皆様のご理解を得ていくよう努力をしたいと思えますのでよろしくお願いを申し上げます。以上で私の質問は終わりです。

○議長(太田讓君) ここで換気のため休憩したいと思います。再開は 11 時とします。

---

休憩 午前 10 時 50 分

再開 午前 11 時 00 分

---

○議長(太田讓君) 再開します。次に、6 番 字引議員。

○6 番(字引文威君) 議長。

○議長(太田讓君) 字引議員。

○6 番(字引文威君) 6 番字引文威です。通告に基づき質問をさせていただきます。

質問は、ゼロカーボン社会について質問いたします。前回 12 月定例会の一般質問で質問がたからなかったと感じ、今回再度質問をさせていただきます。質問の内容の中で重複する部分もあろうかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。このテーマの呼び方として、脱炭素社会、ゼロカーボン、カーボンニュートラルなどの言い方がいろいろあるようですが、私の質問では、ゼロカーボン社会といたします。

前回、村長に脱炭素社会、ゼロカーボンに向けた生坂村の姿勢についてどうお考えかということを見解を伺いました。答弁は、県気候非常事態宣言から信州ゼロカーボンまでの取り組みについて、職員の理解を深めるため学習会を実施し、関係部署の横断的な協議が必要なことから、生坂ゼロカーボン推進プロジェクト会議を設置し、当村としての今後検討を進めていくとの答弁でございました。

また、ゼロカーボン社会に向けた仕事を新規いくさか大好き隊員に担当させるとの発表もございました。このゼロカーボン社会の将来像を考えると、再生エネルギーの新技术開発や社会インフラ、エネルギー政策の変化など、どのような社会になるのか、なかなか想像できませんが、言えることは各々の地域で、その地域にあったゼロカーボン対策を具体的に検討し、実現性のある方策を導き出すことが重要と考えます。今日の原油輸入価格の高騰で、生活基盤となるエネルギー価格の先が見えない不透明な状況であり、このロシアのウクライナへの侵攻情勢、ユーロ圏に対する液化天然ガスのロシアからの供給制限など、エネルギー問題を含め、それに対する NATO の対応を考えますと、サハリンから液化天然ガスを輸入に頼る我が国も、先行き不透明感が懸念されます。

このようなエネルギー国際問題を考えた場合、日本のゼロカーボン社会に向けた方策を輸入に頼らないエネルギー資源の確保を SDGs 持続可能な社会へ慎重に進めていかなければならないと考えます。このロシアのウクライナ侵攻戦争で、我が国としては、よりゼロカーボン社会に向けた動きが加速されるものと考えられます。当村として、今考えられるゼロカーボン社会に向けた対策は、森林資源を活用した木質バイオ発電熱発電供給システム、中小河川水を利用した小水力発電、太陽光発電、それらのエネルギーを蓄える蓄電システムなど、省エネ対策のなどが考えられます。

それでは村長にお伺いいたします。まず、村として今後のゼロカーボン社会に向けた課題解決の道筋をどのように進めていかれるのか。いつ頃までにまとめられるのか、ロードマップを教えてください。よろしく願いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 6 番字引議員の質問にお答えをいたします。ゼロカーボン社会に向けた課題解決の道筋はというご質問でございますが、現状の取り組みとしましては、環境省の脱炭素先行地域作り事業の申請に向けた村の再生可能エネルギーの整備のあり方を、水力、太陽光、木質バイオマスなど多角的な視点で検討をしているところでございます。

特に脱炭素先行地域作り事業におきましては、当村にとって、再生可能エネルギー設備や関連する基盤インフラ、ソフト事業などを総合的に実施することとなりますため、相当規模の大投資的事業が見込まれることから、当村にとりまして、恒常的に有効な再生可能エネルギーの手法を慎重に選択していく必要があると考えております。事業実施後におきましても、CO<sub>2</sub>の排出削減の効果検証が求められていくこととなりますので、計画策定に当たりましては、十分な調査や研究が必要であると考えております。今後、環境省の計画策定支援における補助事業の活用も視野に入れながら、有識者の参画や専門機関により CO<sub>2</sub> 排出量や再エネ供給効果等の本格的な調査を含めて、計画設計を進めていくように検討してまいります。具体的な調査期間がどの程度を要するか、今後の調整状況にもよるため、現時点では具体的なスケジュールをお示しすることは難しい状況ではありますが、今後、議員各位にもご意見を伺いながら進めていき、脱炭素先行地域作り事業の採択状況によりましても、生坂村の脱炭素地域作りにおける全体像をお示ししたいと考えております。以上答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田讓君) 字引議員。

○6番(字引文威君) 今朝の市民タイムスで松本市が国のスーパーシティー構想が採択されなかったとの記事が掲載されていました。このようにゼロカーボン構想に対し十分な検討が必要と考えられます。村としても、慎重に研究を進められていられるようですが、村長に追加質問させていただきます。前回の答弁で、生坂ゼロカーボン推進プロジェクト会議を設置とありますが、その参加メンバーなど教えていただければありがたいです。よろしく願いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは6番字引議員の質問にお答えをいたします。生坂村ゼロカーボン推進プロジェクト会議は、持続可能な脱炭素社会づくりに関する総合的な施策を横断的に企画、立案、推進を図るために設置をいたしました。プロジェクト会議の構成は、会長を副村長とし、副会長が総務課長で、プロジェクト会議の職務は、村づくり推進室で行っております。構成員は総務係長、保健衛生係長、建設係長、福祉係長、教育委員会の社会教育係長で構成をしております。以上答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田讓君) 字引議員。

○6番(字引文威君) はい、ありがとうございます。私今このご質問をちょっとさせていただいたのは、我々議員の中にもですね、今後このゼロカーボンに対しての村の方向性ということに関して、興味を持って、また意見を述べさせていただきたいという方もいらっしゃると思いますので、そういうところに我々の意見が入る余地があればですね、参加させていただければというふうな、ちょっと考えがございましてお伺いしました。

それでは追加の質問ですけども、知恵の輪委員会での討議内容というのはどのようなものがあつたのか、教えていただければありがたいんですが。よろしく願いします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 字引議員の質問にお答えをいたします。知恵の輪委員会では、ゼロカーボンの取り組みにつきましては、今年度第1回4月の知恵の輪の委員会ではゼロカーボンの取り組みに対して、長野県の気候非常事態宣言から信州ゼロカーボンまでの取り組みにつきまして、職員の理解を深めるため学習会を行いました。2回目、5月の知恵の輪委員会では、県内市町村の取り組みや進め方につきまして、村として行う取り組みについて協議を行い、取り組みについては、各関係部署での横断的な協議が必要なことから生坂村ゼロカーボン推進プロジェクト会議を別に設置して、今後協議をしていこうということになりました。第10回目の知恵の輪委員会1月に行っておりますが、申請を予定していました環境省の令和4年度脱炭素先行地域作り交付金事業の村の計画構想、また、オフグリッドハウスに関して説明を受けております。以上、答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田讓君) 字引議員。

○6番(字引文威君) はい、ありがとうございます。県の阿部知事もですね、令和元年12月6日に気候変

動事態宣言 2050 ゼロカーボンへの決意して、将来世代の命を守るため気候変動政策としても緩和適応の二つの側面から取り組むと決意表明されました。その中で、1として使用エネルギーを7割削減、再生エネルギーを3倍以上に拡大。2として、エネルギー自立地域を確立、地域主導による再生エネルギー事業の推進を表明しております。また、2月11日の信毎の記事で、松本市がゼロカーボン実現条例、仮称、骨子案を議会建設環境委員協議会に示し了承された。それにより、市民、事業者は、再生エネルギーの導入、利用や省エネ化に積極的に取り組み、市は必要な支援を行うことを盛り込んだ。

また、脱炭素施策を先行的に行う自治体を支援する国の制度、脱炭素先行地域の募集に申請する考えも報告。乗鞍高原を対象地域として小水力発電の新設や太陽光発電設備の導入の提案選定を目指すとなりました。また3月2日の市民タイムスで、朝日村環境審が「ゼロカーボンへ村一丸」という内容を村に答申されたとの記事が載っておりました。ビジョンの案は、行政と村民一人一人が取り組むべきことを記しております。行政が手がけるべき調査研究課題は、可燃ゴミとして処理している生ゴミの堆肥化、豊富な水を利用した小水力発電、自然の資源を利用するバイオマス発電、森林の二酸化炭素吸収率を売買するJクレジットの四つを挙げております。再生可能エネルギーの導入や、森林保全、電気自動車の導入の重要性などを記しております。

これらのように、他市町村も積極的にゼロカーボン社会に向けて意思を表明されております。

このように、国県並びに市町村が、ゼロカーボン社会に向けて、環境省として2050年に二酸化炭素をゼロにすることを目指す旨を首長自らに表明を促しております。村としても、このゼロカーボン社会に向けたチャレンジの姿勢を外に外部に表明することは、村民に対しても明るい希望に繋がるのではないかと思います。村長表明についてのお考えを伺います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは6番字引議員の質問にお答えをいたします。

2050年ゼロカーボンシティーの表明につきましては、2050年にCO<sub>2</sub>、二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を市長自らまたは地方自治体として公表された地方自治体をゼロカーボンシティーとする。環境省でそのように定めております。当村としまして、先ほど答弁をしました環境省の脱炭素先行地域作り事業計画を策定しまして、その内容に合わせて、議員各位と協議をし、ゼロカーボンシティーの宣言を行うように考えているところでございます。以上答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田譲君) 字引議員。

○6番(字引文威君) それでは、再生エネルギーの活用方法に対して話を進めさせていただきます。当村の取り組める再生エネルギー活用する方法について、どんなものが考えられるでしょうか。前回、森林整備とバイオマス熱電併給システムを提言しましたが、それ以外のゼロカーボン対策に効果的な方法はどうか、私の大雑把な感じですが、ちょっと披露させていただきます。まずは小水力発電の可能性についてですが、このシステムは北アルプスなど降雪量・降雨量が多く、集水量面積の大きい山地で有効です。近隣の富山県では、立山連峰からの豊富な水量の河川水を利用し、小水力発電所が多く設置されております。当村の中山間地の立地環境から、小水力発電が再生可能エネルギーシステムと有望視しましたが、当村の場合、山間地の集水面積が少なく、河川の流量が乾季は少なく、発電効率が高められないのではないかと考えられます。ただし、当村の設置の可能性として、麻績川、重から込地、それから金熊川

あたりで設置が可能かなというふうを考えてられます。ただし、発電規模は小さなものに限定されるのかなというふうに考えれる。それから2として太陽光発電については、村は先に環境との調和に関する条例を制定し制限をかけていますが、環境負荷の少ない方法での設置提案をいたしたいと思います。また、住宅については、屋根付きタイプのソーラーシステムと、今後発展するであろう蓄電システムで、ほぼ自給自足の電力システムが活用できるのではないかなというふうに考えます。また、前回村長の方からありました、オフグリッドハウスの検討状況については、天然資源や廃材を利用する自然エネルギーハウスで、公共システムを、インフラを一切使わないシステムで魅力のある、やはりシステムなのかなというふうにも考えます。

村長に伺います。再生可能エネルギーの活用方法に対し、当村の取り組める内容はどのようなものが考えられるのでしょうか、お伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは6番字引議員のご質問にお答えをいたします。

再生可能エネルギーの取り組める内容についてというご質問でございますが、再生可能エネルギーの手法としましては、字引議員よりご提案いただいております方法についても、現在内部で研究を進めているところでございます。環境省の脱炭素先行地域作り事業におきましては、当該地域での電力消費に伴うCO<sub>2</sub>に対して、再エネ供給による実質ゼロとする相対的な供給効果が条件でありますので、安定した電力確保ができる要件や、太陽光発電であれば、立地や日照の確保ができる条件に合った場所を見いだしていくことが必要であると考えられます。

また、小水力発電についても、村内の河川で渇水期も含め年間通して発電が可能であるか、および豪雨時の対応なども含めた費用対効果の検証等も必要でございます。他に、バイオマス熱電なども含めまして、地域で有効な発電の手法についての研究を行わなければならないと考えております。この調査研究を行うためには、専門的な知識が必要でありますので、環境省の事業でコンサルを委託できないかを現在検討しているところでございます。また、カーボンニュートラルの取り組みにおきましては、設備整備のみならず、CO<sub>2</sub>排出が6割を占める、衣食住や移動などの生活に起因することも大きな要因でありますので、村民の皆さんが生活の身近なところからできる取り組みの啓発や、オフグリッドハウスを活用した事業を計画をしまして、脱炭素地域作りに向けた事業を推進していきたいと考えております。以上答弁いたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田讓君) 字引議員。

○6番(字引文威君) はい、ありがとうございます。

それではちょっと追加質問をさせていただきたいんですが、公共施設の省エネ対策、公用車の電動化などの導入検討課題について、副村長にお伺いしたいと思います。村長でいいですか。じゃあ、村長すいません、よろしくお願いします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは6番字引議員の御質問にお答えをいたします。

公共施設へのゼロカーボンへの取り組みとしましては、来年度太陽光発電等の環境に配慮しました若者定住促進住宅の建設、また査定のときに検討をしました村営バスの電気自動車、またはハイブリッドの導入等も検討をしておりますが、まだ予算の方には反映はしておりません。

また今年度は庁内会議を、パソコン使用によって紙の減量を実施しております。今後は脱炭素先行地域作り交付金事業の村の計画構想を作成するにあたり、各公共施設における電力消費量の実態把握を進めておりまして、これに対応して必要となる供給可能な再エネ設備の手法を選択して計画をしていくこととなっております。特に公共施設への再エネ設備につきましては、整備に係る投資的費用が大きいことから各公共施設の総括的に供給ができ、かつ長期的に安定した供給可能な設備手法を検討していく必要がございますので、十分な調査、検討は必要であると考えております。

また、公用車の電動化の課題でございますが、公用車の電動化につきましては、購入費用や急速充電器等の関連整備も含めまして、相当の事業費が見込まれますので、環境省の脱炭素先行地域作り事業、もしくは重点対策加速化事業補助金の活用を検討をしております。

いずれの補助金も、再エネ設備の構築、整備を主目的としたものでありまして、これら必要となる一体的な整備の中で、EV化につきましても活用することができることから、公共施設の再エネ手法も含め総合的な計画を立て、申請に向けて進めていく予定としております。補助金は最長5年間を活用できることから、段階的なEVへのシフトも行えるため、有効な財源となると考えておりますが、計画のスケールも再エネ設備の整備とともに、複数年期間での大規模な投資事業計画となるため、慎重に計画を検討していく必要があると考えているところでございます。以上答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田讓君) 字引議員。

○6番(字引文威君) はい、ありがとうございます。

私はこのゼロカーボンの大問題っていうのは、非常に最初に申し上げましたように、どんな形に最終的になっていくのかとまだまだ見えません。ですから非常に村としても、というか、国も、それから県もですね、いろいろとメッセージを出してくれておりますけどもなかなかどんな形になるのかなど。そこまで持つてくのは非常に難しい問題だなと、非常にこの質問するときに、やっても、やればというか、考えれば考えるほど、どうも焦点が絞りづらいなっていうのは私も今感じるところです。ただ、とはいってもですね、やはりこの問題は今の戦争の問題とかありますんで、やはり加速して、現実のものとしてですね、やはりしっかりと取り扱っていかなくちゃいけないのかなというのが非常に心の中にある話でございます。

はい。それでは村長から今度ちょっと振興課長の方にEVスタンドのですね、件の方ちょっとお伺いいたします。過去に滝沢議員から提案された道の駅いくさかの郷電動自動車用のEVスタンドの設置検討状況が現在どうなっているのか、振興課長の方にお伺いいたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田讓君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 6番字引議員のご質問にお答えいたします。

EVスタンドの設置状況についてでございます。令和2年3月議会の一般質問におきまして、道の駅いくさかの郷へのEVスタンドの設置の状況、検討状況についてご質問をいただきまして、当初EV施設の設置を予定していました導入予定業者による設置が不可能になった理由と経過についてお答えをし、今後の予定として、他の業者を含めた中で、どのように事業導入していくか、内部で検討していくとお答えを

いたしました。これまでの検討状況でございますが、数社の業者に設置に対する相談や見積りの聴取などを行っておりますが、設備整備の国庫補助額が年々減少傾向であることや、維持管理費の応分の負担が見込まれまして、費用対効果の面から、現在見通しが立っておりません。

また、当初予定していました業者主導によります設置についても、新たな業者に問い合わせを行いました。近隣の設置箇所や経路から想定する利用率、並びに EV 車両の流通量などの試算から現時点では設置が難しいとされました。しかしながら、EV スタンド設置による道の駅への集客効果も見込まれますし、現在国を挙げて脱炭素に向けたカーボンニュートラル施策が進められておりますので、その動向に注視しながら、費用対効果を含めて今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田讓君) 字引議員。

○6番(字引文威君) EV、電気自動車自体の普及率っていうのも大分進んでるような感じもしますし、性能も良くなっているような感じの話があるんで、やはり必要な時期に設置できておくことがやはり必要なということを感じますんで、検討の結果が結構でございますけども、必要な時期に合わせられるように、ご検討の方だけでは行っていただきたいと思います。で、県の方ですとね充電課金システムの統一化だとか制度化というのが必要と提言されております。いわゆる先ほどお話あったように、設置するのにその業者の方が設置して、料金を設定していくような話なのかと思うんですけど、そこら辺の統一性がなくて、不均衡な形になってるようなことを県の方としては心配してきちっとそういうことを制度化しちゃった方がいいんじゃないかというのは、ことだと思っておりますが、そこら辺は振興課長の方でどんな考えをされているのか、教えていただきたいと思っております。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田讓君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。

字引議員ご指摘の通り、長野県ゼロカーボン戦略の中でも EV、FCV で、安心快適に走れる環境を整備することとして、それぞれインフラの充実が挙げられておりますので、県の政策に動向を注視するとともに、またご指摘いただいております充電の課金システムの統一化、充電設備の企画や需要量、利用者のニーズなど、費用対効果を十分に検討しまして、持続可能な設備の設置、管理運営を念頭に検討してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○6番(字引文威君) 議長。

○議長(太田讓君) 字引議員。

○6番(字引文威君) はい、よろしく申し上げます。今日本の 2020 年度のことでございますけども発電電力の比率っていうのが水力が 7.9%、バイオマス発電が 3.2%、風力が 0.9%、太陽光それから火力発電が 74.9%、原子力が 4.3%などとなっております。その中の水力発電については、元国土交通省河川局長の竹村光太郎氏の著書で、水力発電が日本を救うという著書がございます。著書の内容を要約しますと、日本のダムは発電だけではなく、多目的ダムとしての洪水調整機能を持たせているため、通常ダムの有効最大貯水量まで溜めずに洪水調整水量分、水を平時から下げて運用しているとあります。そのため、発電のための最大有効水量を貯めていません。平常時に、その有効水量を高められれば発電の発

電効率を高め発電量も増やせる。それを金額換算すると約 2 兆円規模になるとの考え。水力発電の水  
源である水は、日本の場合、雨水のため、基本的にただでございませぬ。石油などを輸入したり購入したり  
必要のない無償資源でございませぬ。このダム運用方法は気象予報の降雨予測の精度が低かった明  
治以来続けてきており、現在も多目的ダムのほとんどがこの運用形態をとっております。今の時代、アメダ  
スシステムとスーパーコンピューターを有効利用すれば、企業予測が数日前から精度の高い予測が可  
能であり、ダムの洪水調整も事前に予測操作され、ダム下流域の洪水災害に対する安全性も確保でき  
るようになります。今まで有効利用できなかったダムの貯水量も大幅に増やせ有効活用ができるとの考  
えです。これが実現できますと、化石燃料などの輸入に頼る火力発電を減らし、日本国土の立地環境を  
利用した水力発電の優れている部分が見直され、生かされることを期待します。これは北アルプス、山岳  
地帯がある有数のダム県の長野県としては、大きな優位な点になると考えられます。

このように、既成概念が大きく見直され、大きく変化していくことは何か今後、産業革命に匹敵するよう  
なことだと考えます。大変な時代変革になると思いますが、知恵を出し合い、子・孫のために、持続可能な  
明るい村づくりを村長のリーダーシップを持って進めていただきたいとお願いして、私の質問と代えさせ  
ていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○議長(太田譲君) すいません。今始めてしまうと、多分初めの冒頭の部分で休憩になってしまいますの  
で少し早いですが、ここで昼食のため休憩にしたいと思います。

なお、午後1時から全国議長会議会表彰伝達式をこの議場で行いますので、議員の皆さんは5分前に  
席にお着きください。なお、本会議の再開は 午後1時30分と致します。

---

休憩	午前	11時37分
再開	午後	1時30分

---

○議長(太田譲君) 再開します。次に、3番 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 3番藤原良司です。通告に基づき、一般質問をいたします。

岸田総理は首相就任および臨時国会の所信表明、さらに通常国会の施政方針演説の中で、新自由  
主義からの大転換を標榜しております。私は、分配戦略の賃金格差解消の中の賃金と、適正な価格転嫁  
の部分に焦点を当て、村の方針について質問いたします。

岸田首相は昨年10月8日の就任演説の中で、私が目指すのは新しい資本主義の実現です。新自由  
主義的な政策については、富める者と富まざるものとの深刻な分断を生んだといった弊害を指摘されて  
います。世界では新しい時代の資本主義経済を模索する動きが始まっています。新しい資本主義を実現  
していく車の両輪は、成長戦略と分配戦略ですと、分配戦略では次のように言っています。第1の柱は、  
働く人への分配機能の強化です。看護、介護、保育などの現場で働いている方々の収入を増やしていく  
ことだと述べています。

次の令和3年12月6日の第207回国会における所信表明演説では、1980年代以降、世界の主  
流となった市場や競争に任せれば全てがうまくいくという新自由主義的な考えは、世界経済の成長の原

動力となった反面、多くの弊害も生まれました。市場に依存しすぎたことで、格差や貧困が拡大し、また自然に負荷をかけ過ぎたことで、気候変動問題が深刻化しました。これ以上問題を放置することはできない。米国のビルドバックベター、欧州の次世代 EU など、世界では弊害を是正しながら、さらに力強く成長するための新たな資本主義モデルの模索が始まっています。我が国としても成長も分配も実現する新しい資本主義を具体化します。世界そして時代が直面する挑戦を先導していきますと、もうされました。

令和 4 年、今年 1 月 17 日の第 208 回、国会の施政方針演説では、経済再生の要は新しい資本主義の実現です。市場に依存しすぎたことで、公平な分配が行われずに生じた格差や貧困の拡大、市場や競争の効率性をチーフ重視しすぎたことによる、中長期的投資の不足、そして、持続可能性の創出、行き過ぎた集中によって生じた都市と地方の格差、健全な民主主義の危機。世界でこうした問題への危機感が高まっていることを背景に市場に任せれば全てがうまくいくという新自由主義的な考えかたが生んだ様々な弊害を乗り越え、持続可能な経済社会の実現に向けた歴史的スケールでの経済社会変革の動きが始まっています。成長と分配の好循環による新しい資本主義によって、この世界の動きを指導していきます。官と民が、全体像を共有し、協働することで、国民一人一人が豊かで生き生きと暮らせる社会を作り、成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現する要とするのが、その分配戦略です。その第 1 は、所得の向上に繋がる賃上げです。成長の果実を従業員に分配する。そして未来への投資である賃上げが原動力となってさらなる成長に繋がる。こうした好循環を作ります。賃上げ税制の拡充、公的価格の引き上げに加え、中小企業が原材料の高騰で苦しむ中、適正な価格転嫁を行えるよう環境整備を進めますと、3 回の国会冒頭の演説で繰り返し述べています。

それでは、転換しようとしている新自由主義とはどのようなものなのか。村長はご存知と思いますが、村民の中にはわかってない方もいると思いますので、インターネットや千葉大教授の新藤宗幸の新自由主義にゆがむ公共政策という本から、私がまとめたことを述べさせていただきます。間違っている部分がありましたら、指摘していただきたいと思います。

新自由主義の歴史は端折りますが、真珠主義は既に改革を訴え、個人や企業に対しても、市場での絶えざる競争と自己革新を求め、生じた社会的格差は市場での競争の結果として、当事者の自己責任とされ、小さな政府が良いとされました。

この新自由主義のメリットとしては市場の制限が緩和され、経済が活性化する。自由競争の結果、より安く質の良いサービスが提供される。国の仕事が減るので税金が安くなる。公務員を削減できる。民営化により国の税収入が潤う。デメリットとしては、自由競争について行けない人々は貧困に陥る。

実力主義のため、持てる者と持たざる者の格差が広がる。社会保障が少なくなる。競争が激化すればデフレのリスクが高まる。感染症や大規模災害のような緊急事態に対応しづらくなる。などが挙げられています。小さな政府では、主要なメリットの公務員の削減は、コロナ対応ではデメリットの大きな要因と批判されています。

今回は生坂村に直接影響がある所得の向上に繋がる賃上げと、中小企業が原材料の高騰の中で苦しむ、その適正な価格転嫁を行えるよう環境整備を進める。この 2 つについて、村長の施政方針をただしてまいります。そこでまず生坂村の職員の現状について、確認することから始めさせていただきます。

まず、フルタイム関連の下の 1 から 4、これについては総務課長に連続して一括してお伺いいたします。

令和 3 年度の給与、定員管理の状況を見ますと、令和 2 年 4 月 1 日と令和 3 年 4 月 1 日を比べ、職員数は 4 人増加して 41 人となっています。しかし、条例上の定員、職員定数と比べると 10 人の差があります。1、フルタイム会計年度任用職員の給与条例が適用され、年間を通して雇用している職員の人数を男女別で。2、その臨時職員の平均勤続年数は男女別で、年数と、月額平均給与はいくらですか。3、そ

の勤続年数の正規職員の号俸は何級何号俸になりますか。一般職の職員給与条例、第7条の3、再任用職員は何人いますか。以上、総務課長にご答弁をお願いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 3番藤原議員のご質問にお答えをいたします。4点ございました。

まず初め、1点目でございますが、フルタイム会計年度任用職員の職員数についてでございます。令和3年4月現在で、男性4名、女性3名の計7名でございます。2つ目といたしまして、フルタイム会計年度任用職員の男女別の平均勤続年数と、月額平均給料額はというお尋ねでございます。平均勤続年数につきましては、男性が9年5ヶ月、女性が9年です。月額平均給与額は男性が26万1675円。女性が23万767円でございます。ただいま申し上げました者と同じ勤続年数の正規職員の号俸はというお尋ねでございますが、高校卒業のを新規採用職員の9年目の号俸を申し上げますと、1級40号俸となります。4つ目でございますが、再任用職員の人数でございますが現在、再任用職員はおりません。0人です。以上でございます。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 総務課長に再質問をいたします。

フルタイムの会計年度職員には条例上、1級2級の任用がありますが、成績に問題がなければ正規職員は10年目に2級に昇格いたします。この会計年度に任用職員、1級と2級のどちらが多いですか。お願いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えいたします。

1級が4名で2級が3名でございます。以上でございます。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい、ありがとうございました。では次に、この給与正規職員1人当たり定員管理の状況から見ると、560万8000円とあります。ここには勤続30年の職員もいますので、高卒初任給で計算してみたいと思います。この方たち、初任給が15万飛んで600円になるかと思いますが、パートの方の給料としては、これを時給計算で割りますと、最初に職員の職務の経験のない方でも900いくらかという数字が出てまいります。これについては後でも若干出てまいりますけれども、令和2年4月の改正法施行の短時間労働者および雇用労働者の雇用の雇用管理の改善等に関する法律、パートタイム労働やパート等労働法と呼ばれるものですが、関わる臨時職員の総人数は何人で、報酬の総額と総雇用時間は何時間ですか。報酬総額を雇用時間で除すると、時給の平均はいくらになりますか。これも総務課長、回答をお願いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) パートタイム会計年度任用職員の雇用状況また報酬についてお答えをいたします。本年度、令和3年度につきましては、まだ全ての実績が出ておりませんので、令和2年度分の一般会計での状況について申し上げます。

パートタイム会計年度任用職員として雇用した職員は、健診等で雇用した保健師、看護師等の有資格者を除き、延べ612名であります。報酬総報酬支払総額は6334万2898円となります。総雇用時間による時給単価についてのお尋ねでございますが、パートタイム会計年度任用職員の報酬支払いは、月額支払いあるいは日額での支給など支給方法も異なり、年次休暇の取得もできますので、総雇用時間の把握が難しいため、支給の基礎となっている報酬額から算出した時給額を申し上げます。月額で支払う職員の一時間単価の条例上での算出単価であります。最低額は899円、最高額は1723円です。時給額で支払う職員の最低額は850円、最高額は1300円です。報酬の差は、業務内容、業務を行う上での資格経験の有無等を考慮したもので、性別による差はなく、同一業務の場合は同一報酬としております。以上でございます。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 総務課長に再質問をさせていただきます。

正規職員の給料、先ほど申し上げましたけれども、15万600円ということですが、初年度です。これを1年間365日、1週7日で除して実際の勤務日数をするとオーバーしますので、これを令和3年度の年末年始を除く平均日数を一つずつ、1日ずつ数えたところを241日でございます。これを12月で除すると、20.08日、夏休みもございまして、月の平均日数は20日未満。村の正規職員の新規高卒の初任給の15万600円を割りますと、これ20日と、それで1日7時間45分で時給計算すると971円になります。先ほどもちょっと申し上げましたが、971円でございます。全く実務経験のない初心者の給料でございます。これに6月と12月に期末勤勉手当がつき、よっぽどのことがない限り、1年ごとに3から4号俸の昇給があります。これはパートタイム会計年度任用職員の報酬と比べ、同一労働・同一賃金ガイドライン案に適合していると考えますか。ご答弁をお願いいたします。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) ただいまの同一労働・同一賃金の概念に合うかというお尋ねかと思えます。

時給単価の算出につきまして、先ほど私が申し上げましたのは、先ほどもちょっと申し上げましたが、条例の中で、勤務1時間当たりの給与額の算出方法が決められております。それにより、先ほどのパートタイム会計年度任用職員の時給単価を算出いたしましたので、ただいま議員が申し上げました976円とは少し基準の計算の仕方が違うのかなというふうに思いますので、一概に今、差がどうかという話ではあります。基本的にはいろいろな経験ですとか、勤務の業務内容です。そういったものを考慮して、会計年度任用職員の報酬を定めておりますので、15万600円ですと条例上の算出方法をとると、ちょっと今計算してないんですが、若干もう少し下がるのではないかなというふうに思いますので、その考え方については、ただ今ちょっと申し上げることはできません。以上でございます。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。計算方法が色々あるということでございますので総務課長への質問はこの辺で打ち切らせていただきます。これから賃金等の質問を村長にいいさせていただきますが、私の今回の質問骨子は12月からほぼ決まっておりましたので、今の国会で共産党の小池書記局長が賃上げを要求しておりますが、これを真似たわけではございませんので、まず申し上げておきたいと思えます。

村長は自民党の党员ということでよかったですよね。岸田総理大臣は自民党の総裁です。ということは村長のお仲間であって、そのトップということです。その面から村長にお伺いいたします。

令和4年生坂村予算案で、岸田首相の施政方針演説に基づき賃上げに関する部分は、どこに予算化してございますでしょうか。お願いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 3番藤原議員の質問にお答えをいたします。賃上げに関する部分についてということでございますが、内閣府から教育保育現場で働く方々の収入の引き上げを行うために令和4年9月までの間、3%引き上げるために必要な補助を行うという通知がありまして、令和4年度一般会計予算の款の3民生費、項の2、児童福祉費、目の2保育所費に入っておりまして、歳入では保育士等処遇改善臨時特例補助金を計上しております。歳出では対象者の会計年度任用職員の報酬を前年度と比較しまして3%引き上げをさせていただき予算計上をしております。以上答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) ではこの件について再質問をさせていただきます。

保育士については正規職員と、それから任期職員、非正規職員といらっしゃるようでございますが、平成30年10月18日付総務省行政局公務員部長から、知事、それから議長会等への会計年度任用職員制度の導入事務処理マニュアル、この改定通知のところに、2として臨時非常勤職員全体の任用根拠の明確化、適正化(1)任用根拠の明確化の趣旨、留意点、①総論に個々具体の職の設定にあたっては、つけようとする職の職務の内容、勤務形態等に応じ、任期のない常勤職員、つまり正規職員、任期付職員そして臨時非常勤職員のいずれか適当かを検討することが必要となります。

この制度の臨時職員については、常勤職員が妊娠出産等の応急化によって休むとか、そういった部分と考えられますので、その他の職員については任期付職員である理由を示さなければならないと思われませんが、フルタイムの保育士は、二、三年あるいは5年で減らすことのできる職務でしょうか。村長にお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 通告にないが。

○議長(太田讓君) 藤原議員、通告にないですが。

○3番(藤原良司君) はい。通告にないと言ってもですね、再質問は関連しているわけですよね、これ当然関連事項であって、全部質問を行政に上げてしまえば、結局は出来合いの質問ということになってしまいますが、そういうことを行政としては要求しているということでございましょうか。

○副村長(牛越宏通君) ちょっとよろしいですかね。私の方から。

○議長(太田譲君) 答弁という形で。

○副村長(牛越宏通君) 答弁というか、今の件について。

○議長(太田譲君) はい、副村長。

○副村長(牛越宏通君) 今の藤原議員の質問でございますけども、関連は一つでもある程度細かい数字とか細かい内容については事前に通告していただかないと、私どもにもわからないことはたくさんあります。ですから議論を深めていくには、ある程度は通告時にどのようなことをどのように調べるかを聞いておかないと答える側としても戸惑ってしまうということでもあります。以上でございます。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。副村長から細かい数字ということでしたが、これは細かい数字じゃないですよ。マニュアル的にこういった検討をされた後の任期職員の採用しているのかということでございますが、そういった検討はされたのかされてないのかというご回答で結構でございますが、いかがでしょうか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) ただいまの質問に対してお答えをいたします。

細かい数字っていうか、ある程度法的なことについても私共、自治六法等いろんな文章が全部頭の中に入ってるわけではございませんので、事前に教えていただきたい、通告していただきたいという趣旨を述べました。またあの、会計年度任用職員につきましては、条例を改正した当時に東筑摩郡下で集まりまして、またあの第一法規から指導いただきまして、その内容について統一をし、実施をしてございます。ですので、先ほどの藤原議員の質問については、東筑摩郡下で統一をし定めております。以上でございます。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。東筑で統一してこういった職にはこういったようにやりますということですが、そこでちょっとお伺いいたしますが、現村長になってからも新たな部署、職名が発生しております。職員を増員することなく、三つ四つの職名を持つ職員がいます。その部下には、正規職員ではない方が、充てている部分が多く見られます。定数条例には10人の不足がございます。フルタイム会計年度任用職員、これを正規職員にしない理由があるのでしょうか。村長お願いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

フルタイム会計年度任用職員ですが、正規の試験を受けていただければ、正規の職員に採用、それなりの点数とか面接で採用しておりますので、別にフルタイム会計年度任用職員を正規にしないという理由はございません。以上でございます。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤原議員。

○3 番(藤原良司君) 正規の試験を受けろと。これについては、任用職員についても、総務省のマニュアルの中に書いてございます。正規であっても、任用職員であっても、そういった部分をマニュアルに明記されているものでございます。そして一つ、おかしなことをお伺いいたしますが、確かに、今の村長の時代ではございませんが、前の村長の時代に、試験を受けずに正規になった方もいらっしゃいます。そういった方を今も重用されていると思われませんが、その辺は昔のことでございますので村長にお伺いしても仕方がないということで、次の質問に移らせていただきます。

総務課長の答弁では、条例に規定のある再任用職員を任命していないとありました。定年退職された方が臨時職員として、全くの今の中でいきますとパートの方ですかね、にあたるような職にあたられている方が居たと思います。人事院のマニュアルの Q&A には、当面 60 歳で定年退職となる職員等が再任を希望する場合、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢に達するまでの間、再任用することにより、雇用を年金の接続、年金等の接続を図ることが閣議決定、平成 25 年 3 月 26 日されています。私の年齢のときには、60 歳から年金支給対象でした。しかし、その翌年からの退職者については、すぐ年金が支給されない。現在では 65 歳になってる。再任用の希望は調査されているのでしょうか。今まで再任用がないのはなぜなのか、条例があるのに再任用がされていないのはなぜなのか、お答えをいただきたいと思います。

○副村長(牛越宏通君) 議長、答えていいですか。

○議長(太田讓君) はい、副村長。

○副村長(牛越宏通君) はい、採用職員についてお答えいたします。

これ私の記憶の中の話でございます。村長がどういうふうと考えて、前の村長がどう考えていたかということはありませんけども、私 42 年間、行政職に携わっております。その中で総務課として 10 年間やっておりました。その中の流れも鑑みて発言をさせていただきます。職員退職したときに、一応再任用職員の任用の条例はありますけども、そのもの自体を総務課のトップなり、今までどうしようかというような記憶は私にございません。ですので、今まで通りの判例で再任用職員については制度を使っていないというようなように私は感じております。そしてまた今後ですけれども、年金の支給が 65 歳になりました。それについて、4 年度において定年の延長を行うように、国家公務員、国家公務員法の改正になりましたので、それについては今後 4 年度に条例を制定をしながら、退職年齢の 65 歳までの引き上げということは現在進めております。以上答弁といたします。

○3 番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤原議員。

○3 番(藤原良司君) はい、前例に踏襲してやっていないというような返答であったと思いますが、ただ、閣議決定までされているような行為で、なお且つ条例があるというような部分。そして 10 人も定数から職員定数から少ないと、こういったような状況の中で、このままズルズルとやっていいのか。定年延長になると今度は年金もまた、年金開始年齢が引き上げられる可能性があります。そうすると、国の要望では 70 まで定年、こういった再任用を引き連れというようなことも出てくるはずでございます。ですから、この辺を改めてしっかり定数が足りない、人間が足りないというようなことを言わないでいただきたい。このことについてはまた後で、最後に私の方の再提案をさせていただきます。

次の質問に移ります。次に、もう一つございました中小企業が原材料の高騰に苦しむ中、適正な価格転

嫁はどのように担保しますかという質問を挙げてございます。村長答弁をお願いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

新年度予算では、原材料の高騰も含め発注時の状況を考慮した見積書を調整する際に依頼し、その額を査定することなく計上をしております。また工事費についても可能な限り、工事発注時の状況を考慮して行うように計上をしております。総務課関係では、村営バスの委託料について入札を行いました結果、燃料費の高騰による増額と運転手の賃金についても確保されるよう仕様書に明記をしまして、その点についても、委託料の増加の一因となっておりますが、中小企業を守っていくために令和4年度当初予算に計上させていただいたところでございます。以上答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。この件について再質問をさせていただきます。

バス委託料については、人件費、燃料をあるいは修繕料、こういったようなものが算出根拠となって、割と容易な部分もあり、答弁の通り実施されるものと期待しております。

しかし、工事については予算は確保しているということですが、入札価格が最優先となるはずでございます。最低落札価格を設定するなど、また、村内の中小企業は下請け業者となることが多く考えられます。下請け価格が適当であるか、その価格を発注元としてチェックする仕組みを、これをマニュアル化しておくべきではないかと考えますが、副村長でも結構ですのでお願いいたします。

○副村長(牛越宏通君) 議長、答えていいですか。

○議長(太田讓君) はい、副村長。

○副村長(牛越宏通君) はい、ただいまの工事請負費についてお答えをいたします。

工事請負費につきましては、役場の職員の中には設計できる者おりませんので、今各建築については委託建築業者へお願いをしておりますし、土木工事につきましては、振興課の関係土木センター、技術センターですかね、技術センターの方をお願いをしてやっております。また入札の制度に入札につきましても一応生坂村では最低価格制度は適用しておりません。これにつきましては、今まで入札をやる中で極端に入札価格を抑えて入札を行ったというような例がございませんので、そのような対応をしておりますけど、これがまた極端に予定価格よりも下回った場合については、今藤原議員言ったように考えていかなければいけないんじゃないかなというふうに感じております。そして、今後の発注形態につきましても、今年度これでまた4年度事業を執行していく中で、まだこれで燃料の高騰、原材料の高騰、あると思います。そのときにつきましては、また設計をする中で設計業者さんと調整をして、現在の予算額よりも多くなる場合については、また議会の皆さんと相談をさせていただいて補正なりの対応というふうに考えております。以上答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 今の質問の中に下請け業者の場合という部分がありましたが、これについてはちょ

つとご返答がなかったように思いますので、こちらについても回答をお願いいたします。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田譲君) 副村長。

○副村長(牛越宏通君) すいませんでしたね。下請け業者につきましては、先ほど申し上げたように各工事をやっていく上で設計業者さんに工事の監督もやっていただいております。その中で各協議を施工協議をするんですけども、下請けの承認等そのような中で、またその不当な下請け価格がないか等についても調査研究をしながら、調査というか確認をしながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) 今議会に中小企業を支援していくという条例も提出されております。下請け業者がいじめられないよう、しっかりしたチェックをお願いしたいと思います。

次に、村長は昨年12月議会の締めくくりの挨拶で引き続き経費の節減と合理化に努めると言っています。合理化とは人件費削減のことではないのでしょうか。これは私が公務員をやった頃、国の締め付けで、人数を人口に比例して公務員はこのぐらいにしろというような締め付けがございました。これは新自由主義そのものであると考えます。

OECDの統計では先進国だけ、先進国の中で日本だけが30年間実質賃金が減少、あるいは横ばい。2020年では、コリアの賃金よりも3400ドル以上少ない。平均よりも1万ドル以上低くなっています。厚生厚労省の同一労働同一賃金のガイドラインに従い、村の非正規職員および関与をしている団体のパート賃金を新規職員の時給に準じたような1000円とするよう提案いたします。引き上げを実施すれば、都市部を除いて一番高い総理の目標の賃金となります。どっかの国会議員が2位じゃ駄目なんですかと言いましたが、総理大臣の施政方針に従い引き上げましたと、声高らかに宣言できますが、いかがでしょうか。村長お願いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 3番藤原議員の質問にお答えをいたします。

時給の引き上げについてということですが、私の12月定例議会の閉会の言葉で申し上げました節減と合理化に努めるにつきましては、行政の執行する予算の財源は、住民の皆さんの税金であり、事業を実施していく上で経費の節減、節減と職務内容、仕事の処理能力などを見直し、合理化を行うことは私の理念でございます。吉澤議員質問をしていただきましたが、その答弁に答えたように、その結果において現在の財政の健全化を図っていると考えているところでございます。

藤原議員のご提案の村の非正規職員および関与する団体のパート賃金を、村新規職員の時給に準じ、1000円とすることにつきましては、村の新規職員と、それぞれの非正規職員の仕事の内容の趣旨、性格を照らし合わせまして、時給を1000円にすることが適当かどうか研究をしまいたいと考えております。以上答弁といたします。

○3番(藤原良司君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤原議員。

○3番(藤原良司君) はい。大変嬉しい検討するというお言葉をいただきました。

大分時間が迫って参りましたので最後に私の方から提案をさせていただきたいと思います。村長は予算の財源は住民の皆さんの税金であると答弁なされましたが、国民の税金のことですよ。昨年の6月議会の村長答弁では、一般財源の69%が地方交付税であると。15年間の村長任期中、在任中に経費の無駄遣いを排除できなかったからまだやりますよってということだと思いますが、それともICTで経費削減を図れると思いませんか。しかし、会計検査院が指摘しておりますベンダー河川のように、令和4年当初予算でも共同電算負担金やコンビニ納税などの経費が大幅に増加しています。役場には行きたくないという人が、談話室のお話の中でもございました。こういった人にはサービスの向上に繋がると思います。しかし私の言いたいのは、まず非正規職員、そして村関与の団体に雇用されている方の可処分所得を増やすことを優先すべきということを提案しております。私が総務課長のときに、筑北村の新規採用募集に20名以上が応募してきたこともありました。ところが生坂村には10人に満たなかった。そして、その試験の日には3名しかなかった。こんなこともございました。

国はバブル崩壊後に非正規職員となった人材を正職員にと推進しております。4年度の当初予算、級別職員数を見ても、2級3級の人員が4級に比べて少ない。バランスがいいとは言いがたい配置となっております。必要な人材は中途であっても正規職員として採用すべきです。条例改正の必要な部分があると思いますが、生坂村として新卒採用よりも中途採用を重視すべきではないですか。その財源は、こぞって実施している全国どこでもやっていますお金、それから商品券配る、ポピュリズムという政策、これは既成政党が、みんな一緒になってやっておりますけれども、首相が言うまっとうな経済対策、先取りの最低賃金を実施し、そのことは、わかってくれる国の財務官僚、必ずいると信じ郡町村会長として国県のパイプを生かし、最低賃金を引き上げ、この部分を高く掲げ国に特別交付税をこういったことをやってるから参入してくれというような交渉をするよう村長に期待をしております。どうしても財源がないというのであれば、9月の議会で私が提案した特別職の期末手当の加算分、これを削減して充てるなんていうこともできるんじゃないかと思っておりますので、この辺を検討をお願いしたいと思っております。今回は1000円の時給を検討するという答弁をもらいましたので、以上で私の質問は終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(太田讓君) ここで換気のため休憩に入りたいと思います。再開を14時半といたします。

---

休憩	午後	2時21分
再開	午後	2時30分

---

○議長(太田讓君) 再開します。次に、7番 平田議員。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田讓君) 平田議員。7番平田勝章です。通告に基づき一般質問を行います。

民生児童委員は地域における身近な相談相手であり、地域住民と同じ立場で話を聞き、必要に応じた福祉サービスや、児童支援サービスなどの相談等助言をしたり、適切な関係機関等の繋がりとなる役

割を担っております。身分は厚生労働大臣から民生委員法に基づいて仕事を任されている非常勤の地方公務員という扱いとなっており、守秘義務があるとされております。給与は民生委員法 10 条によって支給されないとなっており、100 年以上の歴史があり、奉仕者となるため無報酬であるが、民生委員個人に対しては、交通費や通信費等、相当分として、どこの自治体からも活動費が交付されております。各自治体が交付する民生委員児童委員の 1 人当たりの活動費、費用弁償は全国平均で年額 7 万 8234 円であると書かれておりました。具体的には、社会構造が煩雑となり、高齢者へのオレオレ詐欺など、悪質な事件が増えていることや、虐待防止への取り組みや、災害時に備えて要支援者への支援や、高齢者が高齢者を介護する老老介護なども増えており、訪問活動をはじめ、子育てサロン、いきいきサロン生活保護を利用している人や、乳児健診子供食堂、最近ではコロナ感染症対策なので、ワクチン接種の補助活動などもされております。このようにその役割はますます重要になっており、みんなが安全に安心して生活できる地域のボランティア活動を行っており、みんなの困りごとや心配事を聞いて助けられる人や場所を紹介する繋ぎ役として活躍され、行政や社会福祉事務所などの関係などと連携をされております。全国では 23 万人の民生委員の方々活動しているとされておりますが、当村のみならず他の市町村でも言われていることですが、感謝されつつ求める要望も一層増えております。

そこで、次の項目について質問させていただきます。民生委員の選出方法と基準について、地域のボランティア活動の理念のもとに、民生委員の選出方法や基準はどのように決められておりますかについて質問させていただきます。それでは 1 回目の質問を終わります。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) それでは 7 番平田議員の質問にお答えをさせていただきます。

民生委員の選出方法と基準についてということでございます。民生委員法および長野県民生委員児童委員選任基準に基づき、生坂村民生委員推進委員会において推薦をいたします。民生委員児童委員の定数は市町村単位で決められております。具体的には、国が定める基準を踏まえつつ、それぞれの市町村に意見を聞いた上で、都道府県が条例で決めており、生坂村では現在 11 名となっており、うち 1 名が主任児童委員であります。以上で答弁とさせていただきます。

○7 番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7 番(平田勝章君) 今民生委員は 11 名ということで決められておりますけれども、できればですね、その 11 名の中で村全体を見てるわけなんですけれども、高齢者が増える中で高齢者が求めるものは何かとですね、例えば一人暮らしだったら話し相手になりたいとか、もうちょっと相談をしてほしいとかっていう、そういう話は聞くんなんですけれども、なかなか来てくれないとかっていうのは今現状があります。そこで 11 名を増やせないものか、あるいは大好き隊が今 1 人なんですけれども、それを 2 人とかに増やすことができないかについて、村長にお伺いした方がいいと思います。お願いしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 7 番平田議員の質問にお答えをいたします。

11 名というのは県からの数字で増やすことはできないわけですが、当村は福祉委員という形

になっておりまして、そういう点で増やすことができるかちょっと研究をしてみないと何とも言えないところでございます。また今、1人の方が高齢者見守りということで回っていただいておりますが、そちらの方は増やすことは村の施策として可能ですので、検討させていただきたいと思っております。

以上答弁といたします。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田讓君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい。次にですね、役割や責任についてということでちょっとお聞きしたいと思っておりますが、まず役割や責任はどのようになっているかということですのでけれども、民生委員の役割は多岐に渡って非常に難しい問題が起きていると思っておりますけれども、問題を解決するためには、何度も何度も通わなくてはいけないというようなこともあると思っております。現在民生委員の方は毎月1回の活動報告が義務付けられているようですが、一つの事案でも解決するには何度も足を運ばないことも多いと思っております。なかなか都合もつかないこともあると思っております。またトラブルがあった場合に横の繋がりや責任はどのようになっているかっていうことについて、質問いたします。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田讓君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) お答えをさせていただきます。

役割や責任についてでありますけれども、議員がおっしゃる通り、地域住民の身近な相談相手として困りごとがある人に寄り添い必要な支援やサービスへの繋ぎ役として活動しております。委員が出かけられない場合等あるかとは思いますが、その場合にも電話等で事務局等に連絡をいただければ、その方の必要な支援に結びつけてまいりたいと思っております。

民生委員児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けた行政の機関協力という性格を有することから、毎月の活動報告が責務とされております。厚生労働省では、統計法に基づきまして福祉行政報告例の民生委員関係項目で、民生委員児童委員が毎月提出する活動記録を行政を通じ集約し公表しております。その数値は国民の福祉課題の動向を示すものでありまして各福祉政策の基礎資料としても活用されているということでございます。

村では、民生児童委員協議会の定例会を毎月1回開催しております。ここで活動記録を提出いただいております。また、この協議会の中で定例会の中で、委員同士が活動内容を共有する共有を図るとともに、行政機関や社協等の連携、地域の情報共有、住民支援の相談検討等を行っているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田讓君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) はい。民生委員の方は基本的には繋ぎ役ということでございますけれども、困りごとをお願いするっていか頼みたい人から見ればですね、常に相談したいってことなんですけれども、それが実際には人が変わったりしてという、どうも北の方でも中央でも、あるいは南の方でもそういう意見を聞くんですけども、責任って言い方もちょっとおかしいんですけども、民生委員そのものの人が自分でその責任を持って、一つの事案について何とかしようとしているのか、あるいはもう行政の人にこういう事案があったからってことでもうそのまま逃げちゃうのかって、逃げるって言葉おかしいですけども、そ

ういうふうになっっちゃうんですけども、その辺のカバーは誰がやるんですかね。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) お答えをさせていただきます。

常に相談したいということで、委員さんが代わられたときに、体制が変わるということはやむを得ないところではありますけれども、委員が変わりまして、委員につきましては毎年研修等を行っておりまして、本年度もコロナの影響で DVD でということにはなりましたけれども、研修は行って質の向上を高めているところであります。責任というところでございますけれども、あくまでも繋ぎ役ということでありまして、福祉サービスの方に繋げていただければ、そこから先の経過観察については福祉側、例えば介護保険でありますと介護保険が入れば、新たにケアマネージャーの方で状況を観察できるということでもありますので、民生委員さんがそこから先を見ていただく必要はないというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○7 番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7 番(平田勝章君) まず、次の質問なんですけども、相談事が発生したときの連絡と協議について質問したいと思えますけども、委員の皆さんはいろいろな方と相談を受けることがあると思うんですけども、その内容や解決について行政の皆さんと協議したりして思うんですけども、その場合には誰が会議を招集し、どのように部署に連絡し、事案についてどうどのように解決していくのかということで、系統図があれば説明してくださいよとか、見せてくださいってことでしたが、その時のちょっと詳しい説明をお願いしたいと思えます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) お答えをさせていただきます。

連絡と協議体制でありますけれども、緊急の協議事案が発生した場合につきましては、これは会議を招集するという意味でありますけれども、民生委員児童委員が事務局の方に連絡をしていただきまして、事務局が会長に相談した上で、会議機関を招いた上で招集をするということにはなっております。

委員への連絡方法につきましては、民生児童委員協議会の連絡網により連絡することとなっております。また事案の内容によってということで、緊急性のあるものにつきましては、直接委員が直接、関係部署等へ連絡する、してもらう場合もあるかと思えます。緊急の協議事案以外につきましては、毎月開催しております定例会におきまして、支援困難事例に限らず、情報を共有しておりまして、委員が個人で課題を抱え込まないよう、複数人から助言を得ることで課題を解決するようしております。

以上で答弁させていただきます。

○7 番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7 番(平田勝章君) 次の質問なんですけども、報酬は無報酬となっているわけなんですけども、報酬はボランティアで無報酬と変わると思えますけども、活動費は当村では 1 人約 6 万円ですか年間でね、支払わ

れているということですが、内容については、どんな名目で支払われておりますかということです。まあ活動費としては国からの交付金もあるんですけども、それが一つ。

それから新型コロナワクチン接種では民生委員の方が補助者としてやられておりましたけども、それについての報酬は、その中に含まれているかどうかですけども、それについてお答えしてください。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 委員の報酬につきましてお答えをさせていただきます。

委員活動費につきましては、交通費や通信費に充てるべきものとして支弁される実費弁償費でありまして、活動の対価としての報酬ではございません。活動費の支弁につきましては、国の交付金によりまして県を介しまして、村から民生委員児童委員に交付をしております。

それと、新型コロナウイルスワクチン接種の業務を今お手伝いいただいているわけではありますけれども、こちらにつきましては民生委員の活動としてお願いしているものではありません。接種業務の補助ということで、どなたかいないかとご相談したときに、民生委員の方がご協力くださるということで、民生委員の活動ではなく、報酬をお支払いしているということでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○7番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田譲君) 平田議員。

○7番(平田勝章君) 一番次は次の質問なんですけども、新たな役員を選出する際の課題についてということで、任期は3年となっており再選もこだわらないとされておりますけども、現在において仕事内容は多岐にわたることや、時間の不規則も考えられ、さらに基本はボランティアとされておりますので、後任を探すには大変な苦労があると思います。役員から改善点などの意見はなかったでしょうかについて質問いたします。今後活動内容を整理して役割の分担などについては考えないでしょうか。また、活動費の増額などについての検討はなかったでしょうかについて質問いたします。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) それではお答えをさせていただきます。

役員を選出する際の課題ということですが、民生委員児童委員のなり手不足が指摘される中、後任を探す区の役員の皆様には大変ご苦勞されていることと思います。過去には委員活動を十分に説明されず、定例会だけ出ればいいなどの説明で民生委員児童委員になってもらい、実際の活動は多岐にわたるため、聞いていた話は違うというケースもあったということで聞いております。地域住民のための委員でありますので、推薦時には活動内容をきちんと伝えていただき、ご本人が理解した上で推薦いただきというふうに考えております。役割分担につきましては、県から民生委員の活動ガイドラインが示されましたので、3月の民生児童委員協議会で具体的な活動時の判断目安などを示しまして、少しでも活動しやすくなるよう、お話をさせていただくところでございます。いろいろな行事への出席はありますけれども、昔と比べますと、会合等への出席が減っているという現状でございます。

活動費の増額につきましてはしておりませんが、村からは、民生委員児童委員を生坂村福祉委員として、兼任で任命いたしまして、補償費の方はお支払いをさせていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○7 番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田讓君) 平田議員。

○7 番(平田勝章君) 村長にお伺いしたいと思います。

今後の民生委員に思うこととして、住民からしてみれば行政の職員にお願いするよりも、民生委員の皆さんにお願いした方がお願いしやすいというように考えられます。住民の皆さんの心配事は多岐にわたり、深刻な悩みであったりしますので、委員の皆さんの重要な役割を果たしていると思います。

これからも行政の皆さんが中心になって民生委員の方と共同でしっかり心配事に取り組んでほしいと思います。このことも福祉の村づくりだと思えます。民生委員の皆さんはボランティア活動の名のもとに、自分の生活の他にさらに住民の皆さんの心配事に耳を傾け、解決に向かって動かなければなりませんので、今後に向けては活動費の増額を望むことだと思えます。増額については、国の方針や県の方針、そして他の市町村の取り組みなど、検討事項が多々あると思えますけれども、当村においては今後について増額の検討は必要と考えますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 7 番平田議員の質問にお答えをいたします。

今後の活動費の増額ということでございますが、ちょうど来年度民生児童委員の切り替えの年度でございます。また会議を開いて新しく委員の皆さんお願いしていくということで推薦会を実施する予定でございます。そういう中で、活動は多岐に渡るのも私は存じ上げておりますし、行政と共同で一緒にいろいろと高齢者の皆さんの心配事の解決に向けてしっかりと取り組んでいかなければならないわけでございます。民生児童委員の皆様も大変な役割だと考えております。福祉委員として今、生坂村でも兼任で任命をしておりますので、活動費をどのようにして増額していくのか、どのような形で活動費を使われているのか、そういうところも調べまして検討をさせていただきたいと思えます。確かこの福祉委員の報酬は下げた、私になってからそんな経過もございますので、ちょっとまた検討させていただきたいと思えます。以上答弁といたします。

○7 番(平田勝章君) 議長。

○議長(太田讓君) 平田議員。

○7 番(平田勝章君) 民生委員の人たちは最初はですね、周り的高齢者の方から民生委員の方が、人が代わったらなかなか来てくれないとか、そんなような話からいろいろと調べてみると民生委員の仕事が非常に大変だということがわかったんですけども、その中で民生委員の人たちも自分の生活があったり、その中でまた人の事もみんな見なきゃいけないということの中でですね、やはり11名の中で高齢者が増えるこの生坂村の中でですね、他のことも高齢者の件についてもそうですし、また、何て言うか障がい者ということですかね、そういう方も何か増えている中で、民生委員の役割は非常に何か大きいと思えました。その中でやはり一つは11人はちょっと少ないんじゃないかと。また活動費そのものもですね、年間、平均で年間でね7万8000だとかってというのは書いてありましたけれども、それが何か現実だということで、次の人にまたこうやって譲って3年ごとに、あるいはまた2期やるような方もおられると思うんですけども、その人の立場になってみれば、あと特にメリットがあるわけじゃないもんですからそういう人数だとか、それ

から、報酬って言うか活動費の増額だとか、そのくらいしか逆はないもんですから、その辺のもう1回ですね、再検討していただいて、できれば少しでもですね、皆さん活動しやすいようにしてもらいたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

---

○議長(太田譲君) 以上で、本日予定の一般質問を終わります。

議員全員は村のため村民の安心安全な生活のため活動を日夜していただいていると思っております。これは村長を初め村職員の皆さんも同じだと私は考えております。その中で、一般質問というのは、行政の運営に対して質したり、新たな提案をする場としてあると思います。当議会では通告に対し答弁書を返してもらっています。その理由として、中身の濃い良い議論をなるようというので、このシステムを行っていると認識しております。何でもつまびらかにしてるしろとは言いませんが、質問内容、また追加質問についても、良い議論ができるよう、明確にするべきところは明確にして、一般質問に臨んでいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(太田譲君) 本日の日程はすべて終了しました。次の本会議は、明日10日木曜日の午前10時から再開し、一般質問の続きを行います。

本日は、これにて散会します。起立。礼。お疲れさまでした。

[ 散会 午後 2時56分 ]

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月9日

議長 入田 龍

署名議員 堀 将

署名議員 藤澤 幸恵

令和4年第1回 生坂村議会定例会(3月定例会)

3日目 (3月10日)

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 4人
- ・散会

・一般質問..... 3P

藤澤幸恵議員..... 3P

望月典子議員..... 14P

望月一将議員..... 17P

太田讓議員..... 25P

・散会の宣言..... 30P

令和4年第1回 生坂村議会定例会

令和4年3月10日 午前10時 再開

【3日目】◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		再 開
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
		散 会

---

出席議員(8名)

1番 望月一将君      2番 藤澤幸恵君  
3番 藤原良司君      4番 望月典子君  
5番 太田讓君      6番 字引文威君  
7番 平田勝章君      8番 吉澤弘迪君

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 藤澤泰彦君      副 村 長 牛越宏通君  
教 育 長 樋口雄一君      総 務 課 長 藤澤正司君  
住 民 課 長 眞島弘光君      振 興 課 長 中山茂也君  
健康福祉課長 松沢昌志君      教 育 次 長 山本雅一君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 平野公恵君      書      記 坂爪浩之君

## 開議 午前 10 時00 分

### ◎開議の宣告

○議長(太田讓君) これより、令和4年第1回 生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス等 感染予防のため、マスクの着用と、適宜に休憩をとり、換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長(太田讓君) 本日の議事日程は、配布してあるとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(太田讓君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番 藤原議員、4番 望月典子議員 を指名します。

---

### ◎一般質問

○議長(太田讓君) 日程2、一般質問の続きを行います。順番に発言を許可します。

最初に、2番 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 2番藤澤幸恵です。通告に基づき質問いたします。

今回は子育て支援の充実ということで、特に妊産婦、子育て期の家族にワンストップで切れ目のないサポートをとすることに重点を置いて質問をしたいと思います。

初めに、子育て支援センターなのはなの状況と課題についてお伺いしたいと思います。子育て支援の拠点としてなのはながあります。こちらでは、ぴよぴよ広場、病児、病後児保育、ファミリーサポートセンター、主にこの三つを柱として運営をしているところでございます。現在の利用状況、対象者の人数等も含めて、そちらの方を教育長にお伺いしたいと思います。

○教育長(樋口雄一君) 議長。

○議長(太田讓君) 教育長。

○教育長(樋口雄一君) それでは、藤澤議員の子育て支援の充実に関するご質問についてお答えいたします。まず、最初の質問でございます子育て支援センターなのはなについてでございます。

なのはなにつきましては、親子のふれあい、親同士子供同士の交流を図るとともに、子育てに関する様々な情報提供、育児相談等を行う村の子育て支援の拠点として、平成29年7月に開設された施設でございます。なのはなでは、未就園児・未就学児とその保護者等を対象にしたぴよぴよ広場、病気回復時のお子さんを一時的にお預かりする病後児保育、子供を預かってほしい方と預かることができる方を

繋げて、子育てを応援するファミリーサポートセンター事業等を実施しております。これらの事業の利用状況でございますが、それぞれの対象者数と利用者数を令和4年1月末までの令和3年度実績ということでお答えさせていただきます。

ぴよぴよ広場につきましては、主に未就園児とその親等を対象としておりますので、利用できる未就園児数といたしますと、今年度は26人となっております。また、利用者数でございますが、今年度も様々なイベント、講座等を実施しております、子供大人を合わせて延べ744名の方に利用をいただいております。

次に、病後児保育でございます。満3歳から小学3年生の児童を対象にしておりますので、今年度は60名が対象になりますが、今年度の利用実績は今のところゼロとなっております。

最後にファミリーサポートセンター事業でございます。対象となる会員数は現在17名となっております、今年度につきましては、延べ20名の方に利用をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 教育長に再質問いたします。

ただいま令和3年度の実績の答弁をいただきましたが、26人の対象者で延べ744人の利用と聞くと一見多くの利用があるというふうに思われがちですが、延べ人数は大人と子供を含み、本当に単純な計算をすると一月親と子で38組、1日2組という利用の人数になります。決して本来ある子育て期の方の集う場として機能しているのかどうかという疑問を持ちますが、それについてどう思われるか。また、開設から5年ほど経ちますが、当村の出生数を見ても、5年前とそう変わらない出生人数。ということは対象者の子供の数も変わらないというふうな状況から考えて、その開設当初から現在までの利用状況は増加傾向にあるのか、それともあの減少傾向にあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○教育長(樋口雄一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(樋口雄一君) それでは、なのはの利用状況につきましてお答えいたします。

再質問いただきましたなのはの現状でございますが、先ほど申し上げました通り、延べ人数ということで744名の方に利用をいただいております、延べ人数でございますので、実際の実人数で言いますと、やはり固定の親子さん来ていただく方が多い状況ではございます。しかし、イベント等、開催することでご案内しますと多くの方に参加していただいているようにはなってございます。また、5年前からの利用の状況でございますが、藤澤議員質問で伝えていただいた通り、出生の状況はあまり変わっておりませんので、それほど利用の状況は変わってないと思っておりますが、子育てに関わる一定の年齢層の方には一定の認知はされていると思っておりますが、村全体で見ますと、まだまだ認知度が低いと思われまので、そういった方でも利用ができるということで、認知度を向上させるようなことでまた進めたいと考えているところでございます。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。やはりある一定の親子の利用という事が現状だと思います。対象人数は

26名の子供がいるということなので、もう少し利用をし、利用する方が増えるような対策を考える必要があるというふうに思います。その中で、おそらくそこで常駐する保健師・保育士などは、イベントや行事等を企画して、それからこういった何でも相談を受けます、いつでもどうぞ、というようなスタイルで業務をしているというふうに思うんですけども、それはそちら側の都合というか、訴え方であって果たしてその利用の対象となる保護者の方々が、どのようにそれを捉えているか。あとは、この施設自体のことをどういうふうに考えて、どういうふうに思っているかとか、保護者の生の声というか、要望等、そういったことを聞くように聞いて、情報を集めて確認するというようなことは行ってきたことがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○教育長(樋口雄一君) 議長。

○議長(太田讓君) 教育長。

○教育長(樋口雄一君) 藤澤議員の再質問についてお答えいたします。

現在、生坂村の子ども子育て支援事業計画ということで、第2期の令和2年度から6年度までの計画を立てまして、事業の方を推進しているところでございますが、第2期の計画を立てるに際しまして、子育て世代の方にアンケート等を実施した経過もございます。今年度、今進捗状況等を進めております、確認しておりますので、今後中間の評価ということで、アンケート等の実施も考えておりますので、その中でなのはなの利用状況だとか、村の子育て施策に関するご質問等を入れ込んでまいりたいと考えておりますので、そちらの方をまた状況等を把握したいと考えております。

以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい、ありがとうございます。

これからそういったことを確認していくということですので、参考程度に私が実際利用の、利用の対象になる保護者の方からお聞きしたお話を少しお伝えしたいと思います。どんな施設、なのはなの存在は知っていますかということで、あの、知っていますという方がほとんどです。で、利用はされていますか、という質問に対しては、ほとんど行きませんという回答が非常に多く聞かれています。その行かない理由はこういったことなのか、ということで聞いたんですけども、やはり行っても他の利用者がいないというのが一番の理由で、行って自分とその自分の子供だけ一対一に結局なってしまう。そもそも、そういうところを利用したい理由というのが、自分と同じぐらいの子供と、同年代の子供との触れ合いをさせたいだとか、それから自分たちがお母さん方と少しでも話をしたい、コミュニケーションを取りたい、というような理由で利用をしたいという方がほとんどですので、やはりぽつと行ってもいつも誰もいない、駐車場まで行っても、車が止まっていない。ということは、誰もいないんだということで通り過ぎてしまう、そういったような状況が聞かれます。

それからですね、じゃあどういった時に利用するかと言われると、やはりイベントを開催している日は数名の保護者の方が行っているようです。そういう時ならば、他の保護者の方、他のお子さんもいるのではないかなというような考え方で、行くという話を聞きました。で、そのイベントなんですけれども、年間のスケジュールを見てみると、月に多くて1回から2回程度なんです。そうするとやはり、その日だけに4・5人の親子がそこに集まるってというような状況で、それ以外の日はほぼ利用がないというような今状況なんだな、というふうに私の方は感じています。親御さんからしてみれば、そういう講師を呼んだ大々的なイベ

ント等ではなくてなくても、毎日ちょっと読み聞かせの時間があつたりだとか、体操の時間だとか、そういった常駐する保育士ができるような簡単なもので構わないのでそういったことを毎日実施してもらえたら、もっといけるというような声も聞かれています。その辺は、お金がかかることでもないですし、取り込もうと思えばすぐにでもできることだと思うので、やっていけばもう少し利用者も増えるのかなというふうに感じました。それでですね、一般的な子育て支援センターでは、やっぱりベテランの保育士、保育士の経験のある方が、きっちりと子供と親のことを見るというような、言い換えれば、何て言うんですかね、正解の正解のある場作りっていうか、子育てっていうのはこういうものである、というような場作りになっているような気がします。ベテランの保育士っていうのはどうしてもあの先生になりがちで、保護者に教える構図になってしまって、保護者に対して一方的なコミュニケーションになってしまい、そういったことで保護者とそのスタッフの両者の間に溝が生じているように感じます。そういった面を考えて利用者が主体になれるような仕組みをつくっていくということで利用者も増え、また村内だけに限らず、村外で子育てをしている保護者の知人、友人、そういった方たちも巻き込めるような仕組みを構築していくことで、活気ある施設になるんじゃないかなというふうに考えます。なのはなにに関しては、開設からずっと同じスタッフが常駐している状態です。人が変わらないことでのメリットも十分ありますが、利用者スタッフの関係性がうまくいってない場合には、大きなデメリットにもなるというふうに考えます。そういったことも視野に入れた施設運営を考えると、もう5年経ちますのでできていると感じますがその辺はどのようにお考えですか。

○教育長(樋口雄一君) 議長。

○議長(太田讓君) 教育長。

○教育長(樋口雄一君) なのはなにに関するご質問についてお答えいたします。

今ご指摘いただきました通りスタッフの常駐の策が固定されている点だとか、専門書ということで先生になりがちというようなことでご指摘をいただいたわけなんですけど、またスタッフの関係につきましては異動等の関係もございまして来年度少しまた検討をしてみたいとしまして、スタッフの入れ替え等も考えているところでございます。また先ほどのスタッフからの先輩ということで、先生になりがちだということでございますが、そういった方を、そういった指導といいますか、ことを希望する保護者の方もいらっしゃるし、また仲間作りを希望する保護者の方もいらっしゃるかと思います。仲間作りということでいろんな事業を実施しておりまして、お下がり会の関係だとか、お祝い御膳の昼食会だということで、いろいろと母親同士の交流だとか、仲間作り、情報交換等の場は提供している状況でございます。またそういった方のご意見もお聞きして、保護者の方のニーズも捉えながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。ありがとうございます。

細かいことなんですけれども、小さい子供を育てる母親っていうのは、どちらかというとそういう何て言うんですかね、物資、経済的な支援というのは当たり前のように口座に入ったり、出たり入ったりしてしまうことなので、あんまり実感が無いというか、感じてない部分もあると思います。ただそこでやっぱり重要に、子育て支援というふうにならなくていいということで重要になってくるのは、やはり人と人がきちっと信頼関係を持てるような場所にすることが大事で、やはりそのお母さん同士の交流っていうのがすごく大事になってくると思います。そこできっちりお母さんたちがあの仲間作りをできれば支援センターのスタッフがあれやこれやを手を出さなくても、みんなで自由に集まるような場所になっていくというふうに考えます。

そういったところでちょっと気になったのは、やはりその場に行っても、あの人はよく来てくれるけれども、名前はよく知らない、どこに住んでるかよく知らないって保護者の方も大勢います。そういう声が聞こえるということは、やはりその保護者間のコミュニケーション、繋がりができていないというふうに捉えますので、友達作りが上手な方はいいんです、勝手に友達どんどん声をかけて作っていくんですが、お母さんたちはそういう方ばかりではないので、いろんな方がいらっしやるので、ぜひ育児相談だけではなくて、お母さん方を繋げる役目っていう、そういったことも、シェアにおいて運営をしてほしいなというふうに思います。それで次に病児保育については、やはり医師情報提供書が必要ということで、利用しづらいのかなというふうに考えます。保護者の方も、その病後児というのがどういう、どういうことなのかっていうのがちょっとよく理解できない。私もちょっとよくわからないところがあって、そういったものを利用したこと。利用したことがないというか、わからないので利用ができないというところがあって、やはりお医者様からのそういった情報提供していただくことは、あの費用がかかかったりすることもございますので、そう、なんていうんですかね、事業としてはいろいろ縛りや規則があるとは思いますが、もう少し村独自のなんていうんですかね、上手ないい利用法ができないかどうかということも検討していただけたらいいかなと思います。特にこのところ、ここ数年はコロナ等もありまして、家族の兄弟関係とかで少し体調不良だという子供がいる場合、保育園・小学校・中学校全ての兄弟関係の子供が学校に行けないという状態に今なっています。元気なのに行けない。家に大人がいればいいんですが、やっぱり共働きの家が多い、核家族が多いという中で、そういうことも踏まえて、その、この何て言うんですかね、この事業を上手に何かこう絡めてできないものかなというふうに思いますので、その辺も考えていただきたいと思います。それからファミリーサポートセンター事業の答弁いただいたんですけれども、会員数 17 名ということですが、これは利用者の方の登録数ということでよろしいです。教育長、お願いします。

○教育長(樋口雄一君) 議長。

○議長(太田讓君) 教育長。

○教育長(樋口雄一君) 先ほどのご質問についてお答えいたします。対象となる会員数ということで今お預かりいただきたい保護者の方の利用者数ということで、人数、会員数となっております。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。ありがとうございます。それでは、このファミリーサポートセンター事業に登録されている協力会員の方というのはどのくらいの方の人数の方が登録されているのでしょうか。また、どのような方が登録されているのか。その協力会員の方々には、研修や講習などのそういったようなことも行っているかどうか、お伺いしたいと思います。

○教育長(樋口雄一君) 議長。

○議長(太田讓君) 教育長。

○教育長(樋口雄一君) ファミサポの利用状況についてのご質問にお答えいたします。

ちょっと正確な数字は持ち合わせておりませんが、3・4名の方に協力会員として利用協力をしていただいている状況でございます。やはり先ほども申し上げました通り、利用会員に対しまして、協力していただく会員が少ないということでもちょっと見合っていない状況にはなっております。

また、村のお時間のある保育にかかる方でやっていただいておりますので、特段そういった研修等の授業は実施していない状況でございます。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。ありがとうございます。

私のあの小さい方の子供はもうこの事業の利用者の対象にもなるわけですが、やはりその協力会員、どんな方が子供を預かってくれるのかっていうのが見えてこない、保護者の方も誰に預けてもいいってことじゃないので、ちょっと不安要素もあるかなというふうに思います。やはり子育ての仕方、それからあの、親、親も親になっている方たちも、ちょっと昔とは考え方が変わってきていたり、育て方もいろいろ変化してきているので、きっとあの協力会員の方々は子育て経験をした方々がほとんどだと思うんですが、最近のお母さんたちはこういう感じなんですとか、最近の子育てはこういうふうに指導されていますっていうような、ちょっとした研修や講習等を簡単でもいいので行っていった方がトラブルもないのかなというふうに感じます。それから、やはりその急に慣れない方に子供を預けるっていうのはやっぱり預ける側も、それから預けられた側も、それも不安な状況になるかと思っておりますので、普段のピヨピヨ広場等でもいいんですが、そういった協力隊員の方と利用者の方との交流とか、そういったようなことも検討していく必要があるかと思っておりますが、いかがですか。

○教育長(樋口雄一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(樋口雄一君) ファミリーサポートセンター事業に関係についてお答えいたします。今ご指摘いただきました通り、やはりどのような方に預かっていただくかということがきつとかなり心配な面もあるかと思っておりますので、事前にそういった打ち合わせだとか、このような形で託児してもらいたいということも含めまして、いろんな形でうまくいきますようまた検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。なのはなについての質問は以上になります。それでは次の質問に移りたいと思います。妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援をするために、教育委員会の子育て支援コーディネーターと健康福祉課、母子保健コーディネーターの連携をしていくというふうにあります、状況と連携していく中で見えた課題等ありましたら、お願いします。

○教育長(樋口雄一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(樋口雄一君) コーディネーターの状況と課題に関するご質問でございます。

教育委員会の関係でございまして子育て支援コーディネーターに関するご質問についてお答えいたします。当村では妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援するため、平成30年度に連携型の子育て世代包括支援センターをなのはな、および健康管理センターに設置して、それぞれに子育て支援コーディネーター、母子保健コーディネーターを配置しているところでございます。小規模な村ということで、出生数も

少ないということもございますので、随時 2 人のコーディネーター同士が本人の承諾を得ながら、情報交換を行いまして、希望に沿った適切な指導助言が行われていると考えております。

また、これまでの支援で見てきた課題でございますが、昨今の社会構造の変化等から、今までのように子育てを家庭単位で支援するのではなくて、家庭と地域で一緒になって行う子育てを支援するという方向に変えていく必要があると思っております。そのため今後につきましては、地域の子育て力を伸ばす支援策等につきまして検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 連携課題につきましては、教育長が申した通りでありますけれども、少し補足をさせていただきます。生坂村は出生数が少ないこともありまして、どちらのコーディネーターも親子の顔と名前は把握をできております。ですので連携対応は比較的スムーズに行われていると思っております。したがってサービス提供先が違っていても、それぞれの窓口で相談等があった場合には、ワンストップで対応が、対応することができております。以上で答弁させていただきます。

○2 番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2 番(藤澤幸恵君) 今答弁をいただいた中で家庭と地域で一緒になって行う子育て、地域の子育て力という、子育て力を伸ばす支援策という答弁いただきましたが、それは具体的にどのようなことで、どんな支援を、どういった意味での支援を考えているのかありましたらお聞かせください。

○教育長(樋口雄一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(樋口雄一君) 地域の子育て力の支援策に関するご質問でございます。先日この子供子育て会議ということで開催させていただきました、やはり委員の方からもやはり村全体で地域全体で支援していくのがよろしいんじゃないかということで、子育てが一段落した保護者の方に少しサポートに回ってもらうようなことも考えるような施策、必要なんじゃないかということで、もう村に任せておけばいいだとか、村の保健師さん等に任せておけばいいということで、少しサポートに回ってくれる方が村でも少なくなっているんじゃないかというようなことで意見もいただきましたので、そういった会議を通しまして何か必要な支援等があって、村の方の支援に回ってくれるようなサポーターとしての育成等もまた考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○2 番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2 番(藤澤幸恵君) はい。今のような考えだとすると、先ほどの何だ、サポート、なんだっけ、ファミリーサポートセンター事業の方にも結びついていくことだと思いますので、やはり協力会員の方の増ということにもそういったことが繋がっていくと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

それでは次の質問に移ります。育児パッケージの給付についてということで、子育て世代包括支援セン

ターがそもそも日本でできてきたという背景には、フィンランドと、フィンランドのですね、ネウボラという育児支援を参考にして設置された過程があるかと思います。フィンランドでは母親手当として、新生児用の衣服やケア用品などが入った育児パッケージ、または現金 1 万 8000 円程度の現金が妊婦に送られています。これにより母親の支援センターの、および利用率の向上に繋がると考えますが、ネウボラを参考に行っているのはならば、この育児パッケージも利用して、母子手帳交付の際にきちっとした面談を行って、いくような、いくようにして、妊娠期からのサポートをしていくきっかけとなるような気もいたしますが、そういったことを取り入れるような考えはございますか。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) それでは育児パッケージの給付につきましてお答えをさせていただきます。生坂村の子育て世代包括支援センターは、教育委員会の子育て支援センターと、健康福祉課の健康管理センターとの連携型としています。妊娠届の受付、受付は健康管理センターで行っており、必ず保健師が対応し、面談を行った上で妊娠届(母子手帳)を渡しております。その際、子育て世代包括支援センターの説明はしております。村では出産祝い金や犀龍小太郎助成金制度などによりまして、経済面での助成を行っております。また、乳児訪問や乳幼児健診の時には、紙オムツや歯ブラシなどをお渡しをさせていただきますいております。健康管理センターでは乳幼児健診や成長の節目の教室を開催しておりまして、出席率は高い状況です。

また、子育てセンターなのはなでは、同級となる子の親の交流と、出産のねぎらいを目的としたお祝い御膳、昼食会の開催や、ハンドマッサージの講座なども行っております。子育ては親育てとも言われるように、子供を育てながら親になっていくものであります。今後、子育て世代包括支援センターとしては金銭や物資面での支援より、親として育てていくための寄り添い型支援、すいません、支援の充実を図りたいと考えております。健診では親の子供への声掛けや対応の未熟さに気づかされ、気づかされることもあります。出生数が少なく、最近ではコロナ禍で集団での教室運営や行事が行えず、自分の子供以外を目にしたり他の親の関わり方などを目にする機会も少なくなっております。今後はなのはなや 保育園とも連携を図り、子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○2 番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2 番(藤澤幸恵君) はい。ただいま金銭や物資面での支援より親として育てていくための寄り添い型支援の充実を図りたいということで、答弁いただきました。育児パッケージというのは、まさに金銭物資の提供にあてはまるものなんですけれども、そう言ったことで給付の考えはないという、こちら理解でよろしいでしょうか。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) お答えをさせていただきます。生坂村の出生に関しましては出生のお祝い金の方、第 1 子 10 万円、第 4 子 40 万円ということでお支払いをさせていただきます。またその他に犀龍小太郎支援制度によりまして、すいません、助成の方は行わせていただいておりますのでそ

れをやめるといふ話ではございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 先ほど私が質問したのは支援をやめるといふ、そういうことではなくて、育児パッケージについて新しいあれなんですけど、それはどうですか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 2番藤澤議員の質問にお答えをいたします。育児パッケージということでその支援を如何かといふご提言でございますが、新しい子育て支援の一つの施策として検討させていただきたいと思ひます。以上でございます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) ありがとうございます。私も子育てしてきまして、やはり上の2人と下の2人、年齢が離れているので、少し期間空いています。で、その上2人、下2人、出産育児してきた中で、やはり村の支援や何かがとても上の子たちよりも充実してきていて、本当に手厚いすぎてという感じは受けています。ただ、この育児パッケージといふのは、出産お祝い金だとか、そういった犀龍小太郎助成金とかそういったものは生まれて、子供が生まれてからの支援であって、まず、母親として自覚が芽生えるのは、その病院に行って検診を受けて、赤ちゃんがおなかの中にいます、心臓の音が聞こえました、母子手帳交付してもらってください。そこの、そこからきつと母親としての意識が芽生えるときだといふふうに感じています。ですので、母子手帳渡すときに面談等も行っているようですが、それも聞いたところちょっと説明ぼろぼろある程度といふことをお聞きしてありますので、こういったものを利用して、きつと妊娠中のサポートといふものも充実させていけば、そこから乳児検診だ、なのはなだといふところに繋がっていくと思ひますので、やはりその母子手帳交付時に赤ちゃん用品を目にしたり、手に取ったりといふことは、母親にとつても父親にとつても、すごくこう印象に残るといふか、いいものだと思ひるのでぜひ取り入れていただきたいといふふうに思ひます。

それでは次の質問です。担当保健師制度といふものがありますが、一つの家庭を同じ保健師が継続的に担当するシステムで、お互いの信頼関係を築きやすいのが特徴だと思ひます。これによって手厚いサポートができるといふふうに考えますが、こちらの方はいかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは2番藤澤議員の質問にお答えをいたします。

担当保健師制度の導入についてといふご質問でございますが、保健師は看護職であります、病院で従事する看護師と違い住民が健やかに生活できるよう支援する職でございます。従つて1人の方の健康問題に対応するときには、その環境を見る必要があり、その人と共に暮らす家族はその環境の一部であるといふ言えます。言い換へれば、家族がその人の健康に影響を与えることもあるといふことでございます。現

在健康福祉課の保健師は3名おまして、業務分担制としております。業務分担制では一つの家族を複数の保健師が担当することがございます。3世代家族には高齢者を担当する保健師と母子保健を担当する保健師が関わることがございます。互いに連携を図り、対応しておりますが、ご指摘の通り、一つの家族を1人の保健師が担当する方が住民にとっては相談しやすいと思われま。

そこで昨年より、地区担当制を導入してはどうか検討しているところでございまして、それでも、ただし村民の皆さんにとっては、どの保健師からも同じサービスを受けられることが重要で、そのためには同じ保健師がずっと同じ地区を担当するのではなく、定期的に担当地区を変更する必要があると考えているところでございます。以上答弁いたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。答弁いただきました。これ生坂村全体に関する答弁であったと思うんですけども、私今回は、妊産婦子育て期の家族ということであの質問を絞ってきておりますので、その担当保健師制度も子育て支援という観点から考えてあの質問させていただきました。子育て、親育て、また寄り添い型の支援の充実という意味で、母子手帳交付時から一人の保健師がその家族を担当していくというのはどうでしょうか。当村は今のところ出生数も少ないので何とかやれそうな気がしますが難しいでしょうか。少しそういった方向性で持っていけますか。村長どうですか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 2番藤澤議員の質問にお答えをいたします。子育て期、母子手帳交付時からの担当保健師制度ということでございますが、また健康福祉課の方で検討させていただきたいと思いますが、3名いらっしゃいますし、出生数も少ないですので、同じ保健師が母子関係を見ておりますんで、できるのではないかと思います。検討させていただきます。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 全てをね、保健師が担当するっていうことは業務的にも忙しかったり、手が足りないという状況にもなる場合もあると思いますので、そういった保健師だけの対応がきつい場合には、それこそファミリーサポート事業の協力会員さんたちとの連携とかを取っていただいて、そういった方も含め、担当の姉妹学校とかしまい学級とかいろいろありますけど、姉妹家族的な、そういったような関係性を作っていくこともできるんじゃないかなと思います。

そういったことをやっていくことで、お母さん、どちらかという子育て支援っていうとお母さんよりの支援になりがちなんですけど、担当保健師、担当の者が家族を担当することによって、その父親の方とも面談時重要と面談をしたりとか、そういったことでお父さんの意識の方も。父親ってのはなかなかね、あの子供を持った自覚が芽生えるのが母親より相当遅れてやってくるので、そういう父親の方のメリットにもなると思いますし、本当に子育ては妊娠から始まって父親と母親の考え方の違いが、母親はどんどん母親に向けて進んでいくんですが、父親ってのはやっぱり本当に一歩出遅れていて、追いついてこないという面があって、そういったことで夫婦間の溝が生じて、それこそ離婚率の高いっていうか、私も経験者ですので、そういった原因がある、あるのは一つ確かだと思っておりますので、母親だけじゃなくてね、夫とかその兄弟、子

供の1人じゃない、兄弟もおりますのでそういったところまで目を向けられるようなサポート、小さい村ですので、そういったことを充実させていくと、移住定住にも繋がって、子育て世代の方のいくのかなって考えますがいかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい。再質問にお答えをいたします。

確かにお父さんの面談も必要かなと思いますんで、そちらの方は健康管理センターの方の保健師と協議をさせていただきたいと思います。家族みんなで子供さんを育てるっていうことは大事だと思います。私も孫2人に囲まれて楽しい中にも、どうしても目を離せられない時間もありまして、そちらが中心になって時間をそがれるともありますが、そういうところでみんなで育てていく、また地域でも育てていくということが大事だと思いますんで、ファミリーサポートも会員数も育成をしていきたいと思ひますし、そんなことをまたしっかり取り組んでいきたいと思ひます。

以上答弁といたします。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田讓君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) はい。答弁ありがとうございます。前向きな答弁をいただいて、ありがたいです。この自治体もいろいろな子育て支援策を講じているわけですが、本当にもう生坂村、早め早めにいろいろな政策を行ってきていただいたんですが、よその自治体も少子高齢化ということでどンドンどンドン村に追いついてきてしまっていて、どこの自治体も同じような支援をやるように、もう今なってきたています。そこで、何処を何処で子育てをするかっていう選ぶ基準は、やはり利便性だとかそういう生活の面の土地柄で考えるとやはり生坂村はちょっと、町や市に比べたら劣ってしまうのかなというふうに感じますが、それはもう仕方ないことですので、そこでどうやってこの小さな村にそういった世代の方たちを呼び込めかかっていうふう考えたときに、やはりきめ細かいというか、人と人がきちっと繋がれる地域で本当に子供を大事にしてもらえっていう、そういったところのやっぱり繋がりにっていうのがすごく重要なことになっていくと私も考えます。私たち今子育て世代は、たくさんの支援や恩恵を受けていますけれども、そういった方たちが子育てを一段落して落ち着いたときに、今度はお世話になった方たちに、また自分たちが支援をできるような体制を十分に築いていけるのではないかなと思うので、今度は高齢者のね、見守りだとか支援だとか、そういう細かい部分の、そういったことにも繋げていけるというふうに考えていますので、そこら辺を皆さんと協力していただいて、ぜひやっていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。以上で私の質問を終わりにしたいと思ひます。

○議長(太田讓君) ここで換気のため休憩にしたいと思ひます。再開は 11時10分とします。

---

休憩 午前 10時53分

再開 午前 11時04分

---

○議長(太田讓君) 再開します。次に、4番 望月典子議員。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 4番望月典子です。通告に基づき、一般質問を行います。

今回は、ジビエ、野生鳥獣肉の活用について質問します。最近、ジビエという言葉をよく耳に目にします。近隣の市町村もジビエに対する取り組みが活発です。ジビエ料理専門のレストランも出現しています。当村の猟友会の捕獲は、シカ、イノシシ合わせて年間 100 頭前後。そのほとんどが埋めてしまうか仕留めた人の自家用となっているのが現状です。命を、そして努力を無駄にしたくないという思いからの質問です。ジビエとして生かすためには猟友会の協力が不可欠です。猟友会には村の職員数名が参加しています。村が率先してジビエ活用、すいません、ジビエ利用の活動を推進すれば、若者が増えた会の士気も上がるし、村民の関心も高まります。とはいえ、ご承知の通りハードルは高いです。そこで移動式解体処理車、ジビエカーの利用です。仕留めてから 2 時間が処理するための限度だと資料にあります。茅野市のジビエカーなら 1 時間ちょっとで着くはずですが、処理された生肉をジビエカレーにしたり、ハンバーグにすれば、やまなみ荘のメニューとして生き返ります。低脂肪のジビエ料理は女性にも嬉しい限りです。

加工施設を整備し、作り手を確保し、村の特産品を生み出すのは最終目標です。そのための最初の一步がジビエカーです。今がその決断のときだと思うのですが、どう考えられますか。率直な考えをお聞きたいです。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田讓君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) それでは 4 番望月典子議員のジビエ、野生鳥獣肉の活用について、過去にやまなみ荘などで試作したことがありますので、報告いたします。

平成 22 年度から 24 年度で鳥獣被害対策として駆除されたシカ肉等を有効活用し、地域の新たな特産品に育て定着させていくため産官学の連携により、シカ肉ジビエ料理の商品開発、普及を図り、特産品化を目指すため、地域作り連携事業、シカ肉等を利用した商品開発および販路拡大を実施した経過があります。この事業では、シカ肉活用、事例調査、意見交換などにより鹿肉の基礎知識を身につけ、商品開発、料理講習会やコンクールなどを開催。また、地域資源を活用した商品開発、普及方法に係る講演会も開催されております。平成 25 年 2 月には、ジビエ料理の美味しさ体験会が、やまなみ荘大ホールで開催され、事業報告と合わせ 4 団体 11 品が出展され、試食会が行われました。また、同年同月には村内産ではありませんが、小学校で鹿肉のカレーライスが給食で提供されております。

以上報告といたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 4 番望月典子議員の質問にお答えをいたします。

ジビエの活用についてというご質問でございまして、ただいま住民課長から当村がジビエに取り組んできた経過を答弁させていただきました。その中で望月議員が最初の一步が移動式解体処理車ジビエカーの導入ということで、どんな考えかという質問でございまして、先日、信毎に掲載されました筑北村に直接お聞きしましたところ、このジビエカーは茅野市の精肉業者さんが所有するものでありまして、県

の仲介により、令和2年度から試験的に筑北村と連携し、今年度も継続して実施をされているとのこと  
でございます。ジビエカーの利用方法としましては、猟友会から朝、業者に連絡をして回収に来ていただく  
のこととございまして、精肉として利用する条件としましては、業者が到着後、立会いのもとで止めさしを  
する個体のみの取り扱いとなるようでございます。個体は全て業者が無償で回収をしまして、費用は一切  
かからないということで猟友会としても、埋却作業の負担軽減に繋がっているとのこととございまして。その  
後、業者により加工処理された生肉を買い上げ、ジビエ料理として提供を考えているとのこととございま  
した。望月議員ご指摘の通り、当村で令和3年度に捕獲されたシカ、イノシシは後合わせて108頭で自  
家消費や埋却処理をしており、埋却作業につきましても、やはり猟友会員の大きな負担となっているとこ  
ろでございます。ジビエの有効活用は、やまなみ荘や道の駅いさかの郷の看板メニューとして地域振興  
に非常に有効かと考えられますので、村としましては、猟友会と鹿やイノシシを捕獲し、止めさしを行った  
現場とジビエカーまでの移動等について、捕獲時期に短時間内にジビエカーと連絡が取れるかなどを  
協議しながら、可能性を含め、今後検討してまいりたいと考えているところとでございます。以上答弁といた  
します。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) まず、住民課長の報告ですが、伺って驚きました。そして嬉しくも思いました。10年  
も前にそんな活動をしていたとはとびっくりです。あの時代には長野も全県を挙げてジビエ問題に取り組  
んでいたんだよと、当時を知る人から言われました。私は生坂に移ってきて1年ぐらいでしたが、全然関  
心を持っていませんでした。この報告に質問したいことが、いろいろお伺い浮かびましたが、通告には関  
連がないことなので、自分で調べることにしました。

今回私がこの質問を思い立ったきっかけは、ふるさと納税の返礼品に何かいいものはないかと考えた  
ことです。当村の寄付金は、おかげさまで多くの応援をいただき、令和2年度は1億を大きく超えました。  
これを維持していくために、ブドウの他に何かもう一つ欲しい、そう思っていたとき、筑北の地域おこし協  
力隊の記事を見ました。ジビエソーセージ、これだと思いました。早速調べ始めたんですが、知れば知る  
ほどハードルが高い。途方に暮れました。それで、当の本人に話を伺いに筑北村へ出かけて、協力隊の  
石森康介さんにお会いしました。まずはジビエカーだよ、と言ってくれました。移動解体処理車のこと  
です。村長の答弁にあった通り茅野市の業者です。石森さんは、このジビエカーを活用して、ジビエソーセ  
ージを作り、村の職員たちと試食会を開いたのです。市民タイムスにも信毎にも載ったから見た人も多  
いと思います。彼が言うには、鹿が罠にかかると、猟友会員や業者に一斉メールが配信され、止めさしをした  
鹿を軽トラでジビエカーまで運ぶ。どこで取れるかわからないので、運ぶ場所は何力所か用意しておく  
ということでした。そして彼は、村の理解も得られたので、ゆくゆくは自分で解体処理施設を作り、公益事業  
として展開していきたいという野望を持っています。そのときは生坂も小型の保冷車を用意して参加して  
くださいよと笑っていました。

私は、村長に前向きな答弁をいただいたという認識を持っています。しかし、正直言って村長も危惧さ  
れている通りジビエカーへ運ぶこと一つとっても、検討しなければいけないことは山積です。それ以前にま  
ず、猟友会の協力が取り付けられるかが重大問題です。いろいろ考えていたら、ことわざが浮かびました。  
急いては事を仕損じる、善は急げということわざもありますが、今回は前者です。まず、村でジビエ料理に  
親んでもらうためには、生坂産にこだわることはないんじゃないか、信州産でいいんじゃないかと思いま  
した。そこで村長に質問があります。

先日の福祉センターやまなみ荘の運営委員会で、やまなみ荘のおやきと餃子をふるさと応援の返礼品にするという報告がありました。その、おやきの具をジビエにするというのは、どう思われでしょうか。野菜よりインパクトがあるし、若年層にも受けると思います。肉は村長もきつとご存知かと思いますが、長野市中条の長野市ジビエ加工センターで手に入ります。村長の考えを聞かせてください。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 4番望月議員の質問にお答えをいたします。

ジビエを具にしたおやきのふるさと納税の返礼品の開発ということですが、来年度からやまなみ荘でおやきと餃子を、ふるさと納税の返礼品にしたいということで、やまなみ荘運営委員会でもご報告した通り取り組んでいるところでございます。

前に副村長が安曇野市穂高有明でフレンチでおやきを販売しているお店がございまして、そちらの方からおやきを買ってきて、そちらの方の開発をしてほしいということで新しく料理人が入りました生坂大好き隊員の人にそんなような提案をしております。そういうものも含めまして、ジビエがおやきの具になるのかどうかしっかりまた研究をしていただきたいと思っております。定例会でも、料理長が毎月何か新しい商品を作っていきたいという意気込みもございまして、今月は何かおからのハンバーグとかいう話もございまして、こちら期待しているところでございまして、ふるさと納税の返礼品として、またおやき、ジビエを具にしたおやきも研究してまいりたいと思います。

以上答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月議員。

○4番(望月典子君) 長野市ジビエカー、ジビエ加工センターは平成2年10月から本格稼働して、年間1700頭くらい扱うということです。主に事業者向けに販売してるんですが、余裕があれば個人にも販売しますよということでした。今年の冬は雪が多くて、持ち込みも少ないとおっしゃっておられました。隣の道の駅にも、冷凍でシカ肉のロースのスライスしたもの、それとかモモ肉、ミンチも売ってました。私もちょっとロースのスライスを1パック、手ごろな値段だったもんで買ってきて、家でちょっと料理っていかソテーして食べましたけど、とっても美味しかったです。それと食堂で、鹿肉ハンバーガーっていうのがあって飛びつきました。それで、とってもあっさりしていて、それでいて肉の旨みとか、風味があって、パンとも良く合って、やまなみ荘のメニューにあったらいいなと思いました。

前に本でちょっと調べたところによると、ジビエを食堂で提供したりするときには、ジビエ料理専門の器具、包丁とかまな板だとか、そういうものを使ってほしいと、そういうような規約があるっていうようなことも書いてありまして、そういうことを考えると現場ではもう嫌がってジビエは使いたくないよなんていうようなことを言っているところもあるらしいんですけど、ぜひやまなみ荘もそういうジビエのメニューを取り入れていただきたいと思うんですが、アンケートの結果を村長の資料でちょっと拝見したら、やまなみ荘の食堂はメニューの改善をやって欲しいっていう、あの数字が一番多かったと思います。

村長にもう一度お伺いしたいんですが、やまなみ荘のメニューにジビエ料理を使うっていうことを、ぜひ進めていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 4番望月議員の質問にお答えをいたします。

アンケートの結果でもやはりメニューの改善ということもございしますが、現場としてはメニューをもう一度絞ってみたいというような考えもございまして、また、やまなみ荘運営委員会でも来年度になりますが、協議をさせていただきたいと思ひますし、毎月の定例会でも話し合いをして、信州のジビエ、これから使っていかなければいけないのかなということもございします。有害野生獣が増えておりますので、そちらの方の処理も今後考えていかなければなりませんので、現場の職員の人たちと協議をさせていただいて、検討をしてまいりたいと思ひます。以上答弁といたします。

○4番(望月典子君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月議員。

○4番(望月典子君) ぜひ検討していただきたいと思ひます。村に移住して来て2・3年の若い女性たちが今とても元気です。活動的で環境問題に取り組んだり、それぞれ得意な加工食品を作ってアピールし、販売したいという希望も持っています。私もどこか加工施設空いてないなんて聞かれたこともあります。その中には猟友会のメンバーもいるし、パン作りのプロもいます。特産品の作り手になれる人たちだと思ひます。

それと最後にもう一つ、ジビエカーを制作した長野トヨタ営業部の西沢人事部長さんは、新しいことに挑戦するとき、最初から問題点を全て数え上げて悩んでいたら前へ進めない。まず一步踏み出し、直面した課題を一つクリアする。次に進み、また直面した課題をクリアする。その繰り返しでジビエカーを完成させたと述懐されておられます。生坂のジビエ活用もまさしく、この言葉通りだと思ひます。まずはできることをする。その後はしっかりした目標に向かって、みんなで努力する。役場にはぜひその手本となるような行動をしていただくことを期待します。質問を終わります。

---

○議長(太田讓君) 次に、1番 望月一将議員。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月一将議員。

○1番(望月一将君) 一番望月一将です。通告に基づき一般質問を行います。

今回私は、今後の農業振興について、今後の学校給食について質問いたします。まず、今後の農業振興について。当村では遊休荒廃農地を活用した草を地区の巨峰栽培をきっかけとして、農地開発等により巨峰の産地作りに取り組んできました。平成7年に設立された生坂村農業公社との連携により、ブドウ農家はもとより、村内の担い手農家の高齢化や、後継者不足の中で、農地の維持管理や担い手農家の育成を図り、個別販売の他にも、ふるさと納税の返礼品拡大によって、村の財源を担う産業に成長させていきました。その一方で、ブドウ畑の農地不足や農業技術の発達に伴う他産地との競争など、今後の農業振興における課題も村内農家の間でささやかれています。そこで、今後の農業振興について2点お伺いいたします。

まず一点目、生坂村づくり計画内の山村活性化対策事業にも示されているように、今後の農業振興における課題は、ブドウに次ぐ特産物の開発、6次産業化の推進、販路拡大などが挙げられます。限られた農地と土壌を有する当村において、この課題をクリアしていくためには様々なハードルが存在しますが、

今後の農業振興について、村長のお考えをお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは1番望月一将議員のご質問にお答えをいたします。

今後の農業振興についてというご質問でございますが、当村の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者等の担い手不足、遊休農地の増加や、野生鳥獣被害の発生など課題は多くございまして、加えて中山間地であるため、農地条件も大変不利な厳しい状況であると考えております。

望月議員ご指摘の通り、当村では昭和60年代のブドウ団地の造成から始まり、平成7年度の村農業公社の発足や、平成10年度からの新規就農研修制度の創設などによりまして、農地の効率的な利用や農作業の支援、特産品としてのブドウの産地化、新規就農者および担い手の育成確保を進めてきたところでございます。その結果、大きな成果も見えてまいりましたが、村の農業課題は、今もなお山積しているところでございます。

ご質問にございますブドウに次ぐ特産品の開発、6次産業化の推進、販路拡大につきましては、農林水産省の山村活性化対策事業を導入しまして、道の駅いくさかの郷を核として、旬の農産物の栽培と出荷いくさかの郷のPR等に加えまして、元気づくり支援金を活用して、ハウス栽培による農産物の栽培と出荷などに取り組んでいるところでございます。限られた農地の中、今後いかに農業振興を進めていくかについてでございますが、まずは平成23年度から始めました生坂農業未来創りプロジェクト会議と10区に出向いての農業懇談会におきまして、各区のハード面の課題を解決するために、平成27年度から進めています県中山間総合整備事業によりまして、生産基盤の整備推進が挙げられるところでございます。農業者が将来にわたって、農地を有効に利用できる環境整備や農業振興に繋がる施設整備が必要不可欠でございまして、今、県により事業期間を延長し、実施をしていただいているところでございます。

次にブドウ栽培だけではなく、2年間の研修を修了しました農業女子が、クリやナシ、長ネギ、ナス、白菜、本ウリなどの農産物を栽培して生計を立てていこうと取り組まれますので、そのような農業の取り組みによっても、農業の担い手の確保や遊休農地化の抑制などによる農業振興に繋げていきたいと考えております。また、ふるさと納税の返礼品の拡充や、デリシア明科店では生坂村のコーナーができて、農産物の栽培生産が間に合えばデリシア全店にも出荷ができるとのことでございますので、農業に一生懸命取り組めれば、取り組んでいただければ販路は大いにあると考えております。

また、人農地プランを作成するための意向調査をいたしましたので、生坂村と各地区の今後の地域農業のあり方を作成しまして、農業懇談会などによって検討協議を進め、生坂農業を守るとともに、農業振興に繋げていきたいと考えているところでございます。以上答弁いたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月一将議員。

○1番(望月一将君) 答弁ありがとうございます。将来にわたって有効利用できる農地環境や施設整備、村内農家との連携による担い手確保と遊休農地化の抑制、いくさかの郷を核とした旬の農産物などの栽培出荷による特産物の開発と、6次産業化の推進、また、ふるさと納税返礼品の拡充や、デリシア明科店への出荷並びに全店への出荷計画による販路拡大、こういった生産、流通サイクルには一貫性があり、農業公社、生産者、行政の長年の取り組みと努力の賜物と感じています。ただ、若い就農者も増えてきて

いる一方で、刻々と変化する市場と農業を取り巻く環境を鑑みると、次なる新たな一手が必要かと考えます。例えば、私が一昨年末までおりました香港中国では、質の良い日本産の農産物や加工品の需要が極めて高く、専門に取り扱う貿易業者も多数存在しています。そういった輸入品の多くは、富裕層向けの高級スーパーや EC サイトにも多く下ろされており、輸送コストや鮮度維持のためのハードルは存在しますが、それらを差し引いても今後、ふるさと納税返礼品と並ぶ大きな収入源になるかと考えます。今後の生坂村の農業振興において、香港中国に限らず、海外販路の開拓は検討する価値があるかと思いますが、村長のご意見はいかがでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい。1 番の望月議員の再質問にお答えをいたします。

当村でも一度、台湾の方 JA の仲介でブドウを大輸出した経過がございます。やはり輸送コスト、鮮度の関係でなかなか経費がかかるということで、確か 1 年でその事業は今のところ行っていないと私は記憶しております。ただブドウの関係は長野県でも相当輸出をされているということもお聞きしていますので、そのような販路も今後考慮しながら農協さんや農業公社等と検討をしていきたいと思っております。以上答弁といたします。

○1 番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月一将議員。

○1 番(望月一将君) ありがとうございます。以前にも生坂村でその台湾への輸出を行った経緯があるということ、私ちょっと取り上げなかったのですが、私も最近まで香港中国の方におりまして、その当時、台湾に行っていた輸出の時期がちょっと私今いつかはちょっとわからないんですけども、私がいた一昨年末から今に至るまでの中では、そういったコスト面ですとか、販売ルートというのもの、新しく更新されていると思います。私のその仕事をしていた関係でも、そういった業者はたくさんございますので、そういった力になれることがあれば、私の方でもう進めていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。また、村長が答弁の最後で述べられていた農業に一生懸命取り組めば販路が大いにあるという言葉にもあるように、生坂村が長年守り続けてきた農業を、さらに先に推し進めるためにも価値に見合った販路を見だし、農家にとって有益な環境を整備して、いただきたいと思っております。また、ブドウに次ぐ新たな特産品開発の面から、次の質問にもありますが、有機農法は今後重要なキーワードとなってくると考えています。燃料の高騰等並行して、農薬価格も高騰しており、世界情勢による不安定な供給状態は今後も予想され、従来の観光農法から循環型の有機農法方へ転換を迫られる農家も出てくると考えられます。限られた農地の中で、独自性のある農産物を栽培できる可能性のある有機農法への取り組みは、今後 10 年、20 年先の農業振興において、考え方によっては良い未来像が描ける有効な手段の一つと考えます。

では、次の質問に移ります。有機農業や農薬使用についての勉強会や研修会の実施について質問いたします。農林水産省は昨年 5 月、農業の生産力向上と持続の実現、持続性の実現を目指す、みどりの食料システム戦略を策定し、2050 年までに農林水産業の CO<sub>2</sub> ゼロエミッション化の実現や耕地面積に占める有機農業の取り組み面積を 25%、100 万ヘクタールに拡大することなどの目標を掲げました。また、今年 2 月にも、政府では環境に配慮した農林水産業の推進を目指すみどりの食料システム法案を閣議決定し、化学農薬を使わない有機農業に取り組む生産者や環境負荷が少ない技術開発を進める食品事業者の認定制度を創設し、税金を軽減するなどして支援することを柱に、農林水産分野の生

産性向上も掲げ、この法案を国会開会中の通常国会で設立成立させ、年内に施行したい考えを示しています。

当村においても、有機農法の有効性、生産性、また住民感情も踏まえて、農家や村民と協議の場を持ち、有機農業への取り組みを少しずつでも進めていくべきであると考えます。そこで、農業公社と連携し、有機農業や農薬使用についての勉強会、または研修会を実施していく考えがあるか、振興課長にお伺いします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 1番望月議員のご質問にお答えいたします。

望月議員ご指摘の通り、農林水産省では昨年5月、みどりの食料システム戦略を策定し、今年2月には、みどりの食料システム法案が閣議決定されました。持続可能な食料システムの構築に向けて、中長期的な観点から、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取り組みと、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進するとして2050年までに目指す姿や具体的な取り組みなどが掲げられ、法案により、土作り、化学農薬、化学肥料の使用低減、温室効果ガス排出量削減などの環境負荷低減事業活動に取り組む生産者や団体、関係する事業者などを認定し支援や特例措置を講じる仕組みが創設されるものです。こうした中、村内でもこれまで有機農業や減農薬栽培などに取り組まれている方がいらっしゃるお聞きしており、近年の関心の高まりや需要も増えつつあるものと認識しております。村としても、まずは手始めとして、令和4年度に農業公社と連携しまして上野体験農園にて、有機農業の実証事業を予定しております。また、現在県に申請中の元気づくり支援金事業が採択された際には、竹パウダーを使った効果の検証なども計画しているところでございます。有機農業や農業、農薬使用について勉強会や研修会を実施していく考えはあるかのご質問でございますが、みどりの食料システム事業の動向に注視しながら、今後、生坂農業未来創りプロジェクト会議や農業公社、農協等と協議連携をしまして、実施に向けた検討を進めたいと考えます。

以上答弁といたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月一将議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。勉強会、または研修会等の実施の検討をしていただけるとの答弁をいただきました。こちらについては、ブドウや米栽培など、生坂村の農業を牽引している農家の方、中にはまだ有機農法について様々な意見があると思われます。そういった意見を取り入れながら、闊達な議論ができる場を、農業公社や行政が中心となって整備をしていただきたいと思います。

次に、答弁にありました公社と連携して行われる上野体験農園での有機農業の実証事業について再質問いたします。まず、竹パウダーを使った効果検証、こちらはおそらく肥料を作ることかと思われるのですが、その他にわかる範囲で構いませんので、どういった事業を行う予定なのか、お伺いいたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。

まず初めに、竹パウダーということでご質問いただきましたのでお話をいたします。現在、県に申請中

でございます元気づくり支援金事業の中で予定をしております。事業の中身としましては、荒廃する竹林に竹の粉碎機を導入をいたしまして、それを処理することにより環境の保全を進めるとともに、副産物となります竹パウダーを活用して、その除草効果や肥料としての効果について農業公社と連携し検証を実施するという計画のものでございます。また、もう一点、農業公社と連携する事業といたしまして、この令和4年度に地域おこし協力隊として、土作りや農薬、農業技術などに精通された方が、農業支援で農業公社に配属される予定でございます。また、特定地域作り協同組合によりまして、有機農業の実証、研究のために、来年度1名派遣を予定しております、当初予算にて農業公社への補助を計上しているところでございます。この方々を中心といたしまして、上野体験農園にて土作りから有機農業等の研究を進めていく計画でございます。以上答弁いたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月一将議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。こちらのご説明いただいた竹パウダーの竹林を使った有機農法に関する実証作業についてなんですが、こちらが農業公社から何名と、全体で何名ほどの人員で作業を行っていくのかと、だいたいどのぐらいの広さのものを行っていく予定というものがもしわかればでいいので、教えていただけますでしょうか。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) ご質問にお答えをいたします。事業実施の農地の面積ですとか、人員の関係、規模でございますが、こちらにつきましては、元気づくり支援金事業の方では主に事業の内容としまして、竹チップ、粉碎機の購入を申請しているところでございます。それによりまして、発生するパウダーについて、先ほどお話ししました除草効果や肥料としての効果について検証をするということでございまして、そちらの検証等については、農業公社の方へ委託をする内容で予定をしております。

また、先ほどの農業公社と連携した、土作り等の関係、実証研究でございますが、こちらにつきましては、先ほどお話ししました通り、地域おこし協力隊の方、それともう1人、特定地域作り協同組合からお一人ということで、一応2名体制でということで考えております。以上答弁いたします。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) 申し訳ございません。農地面積の関係でございますが、今現在公社の方と調整をしているところでございまして、上野の体験農園の中でということで予定をしております。以上答弁いたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月一将議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。竹や竹林を活用した有機農法に関わる実証事業は里山整備の観点からも、当村にとって有益な事業となることが期待されます。また、それ以外の可能な事業として、松枯れ等の倒木を肥料として活用していったりですとか、例えば私ちょっと村民の方からちょっと提案いただいたものがありまして、柿ですね、従来の柿ではなく信濃柿という、ちょっと楕円形のちっちゃい小

柿があるんですけども、そちらが体にとっても良いという検証結果報告もあり、そちらを何すかね活用できる場所に植林などして、こちら長い年月がかかりますけども、そういったところも見越して有機農法というものを並行した実証実験事業を展開していただけると、より良くなるかなあと考えております。そういったところに関連して、そういった今上野の予定位置というものがありませんでしたが、それ以外で実証事業というものを展開していくって可能性か考え方というものはありますでしょうか。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい、1番望月委員の質問にお答えをいたします。

今日も市民タイムスさんの方に掲載をされましたオフグリッドハウスを雲根地区で建設しようと考えておりますが、そちらの周りには有機農法で畑の方をある程度耕作をしたいというような予定もございまして、その他にはそれとって現状ではございませんけれど、今後、有機農業は取り組んでいかなければいけない農業だと考えておりますので、生坂農業未来創りプロジェクト会議等で協議をして進めていきたいと思っております。以上答弁といたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月一将議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。先ほどの振興課長の最初の答弁にもありましたけども、当村にも有機農法に昔から取り組んでいたりと、興味を持っていたりする方もおりますし、今後も新規就農等でそういったものを目指してやってくる方々もいらっしゃるかと思います。農業は自然を相手にするものであって、一朝一夕ではなかなか進まないところはあるかと思いますが、なるべく村民の方、農家の方ももちろんなんですけども、の意見を吸い上げながら、よりよい事業を進めていただきたいと思います。

○議長(太田譲君) 12時を迎えますのでここでお昼のための休憩をとりたいと思っております。

再開は午後1時とします。

---

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

---

○議長(太田譲君) 再開します。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月一将議員。

○1番(望月一将君) 質問を再開させていただきます。実証事業について最後に村長にお伺いいたします。事業終了後、将来の有機農業における仕上がりのビジョン、あるいはイメージというか、そういったものをどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田讓君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) はい、1番望月議員の質問にお答えをいたします。実証実験終了後のビジョンということでございますが、有機農業を取り組んでいくには、そう1・2年で結果が出るものではないと考えております。来年度、上野体験農園で実証実験を行うわけでございますが、1年1年それを検証しながら生坂村にあった有機農業というものはどういふものか、生坂農業未来創りプロジェクト会議や農業公社等と検討をしながら取り組んでまいりたいと思います。

以上答弁いたします。

○1番(望月一将君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月一将議員。

○1番(望月一将君) ありがとうございます。私も村長の意見と同様で、やはり一つ一つ丹念に、丁寧に進めていく事が大切かと思っております。また、今回、国会議員等々される予定の法案は、有機農業の取り組み面積を現在の約50倍、化学農薬、肥料の使用量をそれぞれ50%、30%に低減するというもので、こちらを今後30年間の間に実現していくというような目標ではありまして、ちょっと無理があるというような見解もありますが、昨今当村を含め多くの自治体で議論されているカーボンニュートラルとも極めて親和性の高いものと考えておりますので、村民、公社ともに進めていただきたいと思っております。

次に、最後の質問に参ります。今後の学校給食についてです。2018年より子育て支援として始まった学校給食費無料の施策は地場産の食材を使用し、セレクト給食など子供たちの体を作るだけでなく、健康で充実した生活を送るための基礎を培う健康教育の一環として重要なものと考えています。このような価値ある健康教育をさらに前に進めるために近年世界的にも注目されている有機農産物を使用した学校給食の提供も今後視野に入れていく必要があるのではないかと考えています。村内の有機農法を実践する農家が少ない現状を考えると、乗り越えなければならないハードルも多くあるかと思っておりますが、高知県の四万十市、愛媛県の今治市、千葉県のいすみ市といった自治体でも、官民の地道な努力で成功している例も存在します。生坂村の農業振興に取り込む農業公社とも連携し、こういった学校給食の提供を協議していく意向があるか、教育次長にお伺いいたします。

○教育次長(山本雅一君) 議長。

○議長(太田讓君) 教育次長。

○教育次長(山本雅一君) それではお答えいたします。生坂村学校給食センターは村単独施設としての利点を生かして、これまで生産者の顔が見える安全な村内農産物の地産地消を図っております。今年度も主食でありますお米については、ほぼ全量を小立野中山間地域等直接支払いの生産者の皆さんより提供をいただいております。この他、村内の生産者からカボチャ、ズッキーニ、ナスなどは、年間の使用量の100%。ジャガイモや玉ねぎ、サツマイモなどにつきましては、使用量の半分以上を提供いただいております。また、給食センターでは毎日発行しておりますランチタイムで生徒児童にその日の献立をお知らせし、その他に今日の生坂産として提供していただいた食材とその生産者のお名前もご紹介をさせていただいております。このように当村の学校給食では、村内産の農産物の活用を図るとともに、生産者の顔が見えて安心して食べられる給食の提供を通して、子供たちが食の大切さを学び、身に付ける食育を推進しております。望月議員ご指摘の有機農産物を使用した学校給食についても、安心安全の観点から非常に重要なことと考えております。しかしながら、現時点の有機農産物は、農薬の低減を目指して活動しております、のらのら青空塾の皆さんから提供いただいているものだけで、その量も限られている

のが現状であります。そのため将来的には、有機農産物を使用した給食について検討していきたいと思いますが、まずは道の駅いくさかの郷の直売所で出荷している生坂村農林水産物生産者組合の方と連携を図りながら、学校給食に提供していただける村内の生産者や団体の方を増やし、村内産の使用量を増やしていきたいというふうに考えております。

以上答弁とさせていただきます。

○1 番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月一将議員。

○1 番(望月一将君) ありがとうございます。先ほどの教育次長の答弁の中で、有機農産物を使用した学校給食についても、安心安全の観点から非常に重要なことであるとありましたが、村内で有機農産物の提供が間に合えば、学校給食にも採用していくという意向、または検討の余地というものがあるという認識でよろしいでしょうか。

○教育次長(山本雅一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育次長。

○教育次長(山本雅一君) お答えいたします。村内で間に合えばということではありますが、今のところ学校給食の関係につきましては、数量的な問題、またコスト的な問題もありますので、そういった面も踏まえて、また有機農産物につきましてはどうしても虫が食べやすいというようなこともありまして、調理する方法等も検討しなければいけない問題もあるかと思っております。その点も踏まえて今後検討、研究させていただきたいと思っております。以上答弁とさせていただきます。

○1 番(望月一将君) 議長。

○議長(太田譲君) 望月一将議員。

○1 番(望月一将君) ありがとうございます。お隣の池田町松川村でも 2020 年 11 月から合同で、町内の小中学校 5 校に 2 ヶ月に一度地元産の有機米の提供が始まっております。同町村では、1 回に 1500 食分の給食を作るということで、そこに必要なお米の量が約 120 キロとのこと。その数量から単純に計算して、生坂村の小中学校の 1 回約 100 食分当たりのものを計算すると、数十キロのお米が確保できれば、1 回分の給食を賄うのではないかと、ちょっと考えております。価格の問題等もちろんございますし、また第一保護者や子供たちの意向というものも踏まえて、協議していかなければならない問題かと思っております。なので私も有機農法なり活用方法を研究しながら、また住民とも協議しながら、ご提案できるところはしていきたいと考えております。

池田松川に関しては以前から有機栽培を行う農家が数件あったからということで、すぐに実現できたというような経緯もありますが、年 1 回からでもいいので、少しずつ始めていってもいいかなあと、今の現状では私はそう考えております。村内の農家が育てたお米や、野菜で村の宝である子供たちを育てる当村の健康教育は素晴らしく、これはある種の循環型社会の実践の一つであり、今後開始予定の新規事業においても、この実践例は参考になるところが多くあると考えます。有機農産物の使用には、先ほどの勉強会の件と同様に、様々な課題がありますが、村の農業振興とあわせて、食育の観点からも検討させていただきたいと思っております。以上で私の一般質問を終わります。

○議長(太田讓君) これより私が一般質問を行いたいと思いますので議長を副議長と交代いたします。

○副議長(字引文威君) 議長を交代いたしました。一般質問を続けます。

次に、5番 太田議員。

○5番(太田讓君) 議長。

○副議長(字引文威君) 太田議員。

○5番(太田讓君) 5番太田讓です。通告に基づき質問いたします。

私は今回住民サービス、主に情報発信について質問を行いたいと思います。デジタル化が進む昨今、コロナ禍が後押しとなりそのスピードをさらに加速を見せています。政府では 2018 年に世界最先端デジタル国家想像宣言、官民データ活用推進基本計画が閣議決定され、行政サービスのデジタル改革を行い、その仕組みとノウハウを地方に発展していくという方向性を示しました。国民個人を見てみますと、通信速度の向上とガラケーの順次廃止に伴うスマートフォンの普及や様々なアプリや SNS によるオンライン社会が広く認知されつつあります。

教育面では GIGA スクール構想による 1 人 1 台タブレット、またはパソコンを使った授業や教科書のデジタル化、2024 年から無償給付対象になるということですが、に向けた準備、企業関係では 2016 年の法改正により、契約書や領収書の電子保存が認められたことと、SDGs の理念も合わせ、ペーパーレス化やリモートワークの推進も進んでいます。行政、議会でもペーパーレスと、新しい生活様式に対応したオンライン会議への移行を進めている状況で、当村でも庁内のペーパーレス会議や、村内外を対象のオンライン会議も行われています。このように、デジタル化が日常生活の一部に組み込まれてきています。

また、コロナ禍の影響で多少減少したとは言われてはいますが、依然として若い世代の都市部への人口の流出、地域産業の縮小、少子高齢化による地方財政の圧迫は当村も含め、地方自治体の悩みであり、限られた資源を最大限活用するためには、既存のシステムだけではなく、デジタルを用いた新しい技術を導入し、より効率的な自治体運営が求められると考えます。

自治体の一番の存在意義は、そこに住む人々の生活を支えることだと私は考えます。私が掲げている、みんなが笑顔になる村づくりというのはそこから来ています。その点において、村長初め職員の皆さんも同じ思いであると認識をしております。その住民生活を支えるためには、緊急時の情報提供、公共施設の利用案内、行政サービスや交通などの情報の発信などが挙げられます。また、当村のような高齢化が進んでいる地域では、高齢者の見守り、安否確認等も含めてのことも重要な問題だと考えます。そこで今回私が議論したいのは、デジタル社会に向けた村の情報の一元化と、高齢者の見守り、合わせて子供の見守りができるような行政アプリの導入の検討を来年度から行えないかということです。このようなアプリの導入には課題もありますが、そこについてはまた後ほど話していきたいと思います。その前にいくつか質問をいたします。

一つ目として、現在、村として行っている情報発信のツールとして、広報誌の発行、防災行政無線での定時放送、ICN の自主放送、ホームページへの情報掲載などがあるかと思います。防災行政無線、これは屋内外がありますけども、そちらは別としまして、それ以外のツールについて今後村では全てを継続していくのか、または何かしらデジタル化というものを図っていくのか、現時点でのお考えで結構ですのでご回答の方、お願いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○副議長(字引文威君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは5番太田議員の質問にお答えをいたします。

情報発信ツールの継続とデジタル化についてというご質問でございますが、村の情報発信を行っている媒体としましては、毎月発行しています広報誌、ICNの自主放送、村のホームページ、防災行政無線となっております。防災行政無線につきましては、その設置目的が各種災害時等の非常事態や行政の普及および周知に関する事など、住民の安全と福祉の増進に寄与することでありまして、議員の言われる通り、一般の情報発信ツールとは目的が違うため、これを除いた広報媒体、ツールの継続についての質問にお答えをいたします。質問の三つの媒体についてはそれぞれ特徴があり、その時々時代の背景や社会情勢等の要請により導入がされてきたものでございます。

先般行いました村民アンケートにおいて、村の情報発信に関する設問を設け、ご回答をいただき、広報誌については、75%近くの方が毎月お読みいただいております、ICN自主放送は月1回という方も含め、半数以上の方にご覧をいただいております。ホームページについてはよく見る、たまに見るを合わせて3割弱となっております。そして、行政情報の提供に対する満足度は73%の方が満足、どちらかという満足と回答をいただいております。現状の発信方法は、広報紙はプッシュ型での情報提供、他はプルー型で利用者が情報を取りに行くという形態でありまして、村民の皆さんはうまくミックスして情報を得ることができると考えております。村の情報提供のデジタル化については、現在ホームページでは広報誌とICN自主放送の静止画でのお知らせを閲覧できるようにしていますが、情報提供はプッシュ型も一定程度必要であると考えられます。それは、村の情報や行政情報を効率的に受け取ることができるようなシステムであったり、費用対効果も含めた機器の導入について村民の皆さんの理解が得られることだと考えております。また、村民アンケートでは、情報発信、情報提供に関する様々なご意見を多くいただきましたので、その点も参考にしまして、その時代に合わせた情報提供媒体であるとともに、村民のニーズに合わせた方法などを検討していくことは必要であると考えているところでございます。以上答弁といたします。

○5番(太田讓君) 議長。

○副議長(字引文威君) 太田議員。

○5番(太田讓君) 答弁いただいたように、情報提供をする際に、プッシュ型プルー型双方必要ということは私も理解できます。必要だと感じています。行政の情報なので、どちらにでも対応することが必要ですよ。広報誌、ICN、ホームページ、それぞれのツールでそれぞれの利点を生かした情報提供が行われていたことということで、アンケートでの満足度に繋がっているのではないかなと私も感じております。

次に、現在75歳以上の世帯168件を対象に、大好き隊による見守り活動を行っていると思うんですけども、1世帯当たりの月平均訪問回数はいくつぐらいになるか、ご質問をいたします。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○副議長(字引文威君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) それでは質問にお答えをさせていただきます。

大好き隊による見守り活動の月平均の訪問回数ということでございます。大好き隊による高齢者の見守りは75歳以上の一人暮らし、2人暮らしのうち介護保険の居宅サービス利用世帯を除いた1人世帯、

67世帯、2人暮らし世帯35世帯へ訪問しており、1世帯当たりの月訪問回数は平均1回から2回行っております。月3回以上、見守り訪問が必要な状態が続くご家庭には、ご家族とも相談をさせていただきまして、介護保険の申請に向けた支援を行っております。訪問時の様子は全て包括支援センター職員が報告を受け、その報告の状況によりまして、一緒に家庭を訪問をさせていただいております。以上で答弁とさせていただきます。

○5番(太田譲君) 議長。

○副議長(字引文威君) 太田議員。

○5番(太田譲君) 対象168件のところ、67世帯と2人暮らしは35世帯、だいたい100軒、100世帯ということですね。そこで訪問時の様子は包括支援センターの方で報告を受けているということではありますが、見守りという観点から見ますと、30日に1回程度、15日に1回程度、これが今度その168世帯、もしくは今後、年数を重ねるごとにさらにその対象者が増えていくということを考えると、事態の急変であったりとか、きめ細やかな見守りというようなところからくる気づきという点で見るとマンパワーが足りないのではないかなということが感じられます。

そこでもう一つちょっとお伺いしたいんですけれども、令和元年度3月の定例会だったと思うんですけれども、一ノ瀬前議員が質問したときには利用者のゼロであった高齢者の見守り緊急通報装置設置状況に進捗に変化はありましたでしょうか。また変化がない場合の要因について、検証し課題は抽出され、それに対する対策は講じているのか質問いたします。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○副議長(字引文威君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) お答えをさせていただきます。緊急通報装置設置状況でありますけれども、緊急通報装置の設置状況は、令和2年度に1件利用がありました。本年度につきましては、この1件の利用料金の助成を行う予定でおりますが、新たな導入の予定は今のところない状況です。

緊急通報装置の課題と対策でありますけれども、補助事業の啓発が課題であると考え、今月発行の広報いくさかへの記事の掲載を予定をしておるところでございます。また、補助金で利用できる緊急通報装置のサービスを実施している会社をまとめたチラシも作成をいたしまして、高齢者の見守りの大好き隊員がチラシを配りながら、補助事業があることの情報提供をさせていただいております。このチラシにつきましては、社会福祉協議会のケアマネージャーにも配布をしており、対象となる世帯があれば情報提供をもらうよう依頼はしております。これによりまして、対象となる世帯の情報提供はできていると考えておりますけれども、今のところ導入に関する相談はない状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○5番(太田譲君) 議長。

○副議長(字引文威君) 太田議員。

○5番(太田譲君) この装置は非常に便利だしいものだと私も思うんですね。種類にはよりますけれどもワンタッチであらかじめ登録されていたところに緊急連絡が入るとか、一定時間動きが認められない場合に緊急連絡が入るとか、またペンダント型のようになって、常時携帯ができるようなものもあつたり、物によっては通話ができ相談もできるというようなものもあるなど、多岐にわたっております。一人暮らしや高齢世帯はもちろんそうですけれども、離れて暮らしている家族にとっても安心できるシステムだ

と思います。これについてしっかり、これからまた周知について、アクションをしていただけるということですのでそちらの方を期待をしておりますけれども、しかし、そうは言ってもなかなかこの導入に至らないということは、設置や利用面での何かしらコストだとか、そういうものとか要因があるのではないのかなと推測もされます。

緊急通報装置も含めまして、私が今回お話をしているアプリの導入に対し、課題としてやはりこうやって大きく出てくるのは、いろんなそういう設置面も考えると高齢者の通信環境もあるのかなあとと思います。携帯電話はほぼ全世帯で利用されているかもしれませんが、高齢者を中心にアプリなどダウンロードが可能なスマートフォンの利用であったりとか、大容量データを定額で利用できるような Wi-Fi などの通信環境が整っていない世帯がまだまだあるかと思っています。総務庁の総調査では 70 歳以上でスマホをよく利用する人は 24.3%、時々利用している人は 16.5%、合わせて 40.8%と、利用していないですって回答した人の割合がやはりまだ 6 割と半数以上となっており、その理由として、自分の生活には必要がないと思っている人が約半数を占めているそうです。しかし、政府ではデジタル社会の実現に向けた重点計画として、子育て、介護、引越し、行政手続きなど、暮らしに関わるものをインターネット上で手続きを一括で行うワンストップサービスの明記されています。一般生活を見ても、電子決済を取り扱う店舗が急速に増えてきています。また、学校の連絡や部活動の送り迎えなども今は SNS やメールで行われ、それがないと学校生活が送れないというようなシステムにもなってきていることは事実です。

日本はアナログに対して優しい面があります。これはなかなか対応ができない方などもありますので、すごくいいことだと思いますが、新しいものを受け入れにくくなるという部分も出てしまうということも考えられると思います。こう言ってる私も決してそんなにデジタルに強いわけではないので、感覚的にそういうところは助かりますし理解もできるんですけども、時代とともに進めていかなきゃいけない時期が近づいてきているということもこれまた事実として受けとめなければいけないと思います。

ここでちょっとお話参考までなんですけれども、議会としても平成 29 年に視察に行った長崎県の方ですね、あちらすごく離島が多い地域なんですけれども、そちらの離島の方ではやはり過疎や高齢化が進んで商店を閉じてしまって買い物に困っている方がいっぱいおられます。またそこら辺にはやっぱり高齢者が多いので、さぞ買い物等困っているのかなと思いきや、おばあちゃんたちは Amazon で買い物をしているそうです。そこには自治体を中心となって、スマホ教室、iPad 教室を開いていて、高齢者もないと不便だから積極的に習いに来るそうです。このように必要と感じれば、皆さん利用するんです。電気網の整備が進み、氷で冷やさなくてもよくなって冷蔵庫で長期保存がきくようになったりとか、今まで手で洗っていたものが自動は便利だと洗濯機を使いましたよね。テレビもデジタルに変わったときは皆さん本当に戸惑ったと思います。でも、今ではその困って戸惑っていたおじいちゃん、おばあちゃんたちも、d ボタンと BS ボタンの切り替えまでバチバチこなして見たい番組を見たり、録画までするようになってますよね。固定電話はどこでも話せるような携帯電話を、初めはこんなのいらねって言ってたけど今は皆さん持ってますよね。挙げればきりがありませんが、こういう通信網もそうですけど整備によってこれからは日常生活にデジタルが必要不可欠となります。いざそうなってからでは、デジタル難民となってしまう、生活に支障をきたしてしまう。それでは遅いと思います。だから、今からデジタルをデファクトにしていかなければならないということです。なので、課題となりうる通信環境のない世帯をカバーさえできれば全世帯に同水準の情報発信が可能となり、今までのような時間に縛られた情報取得を受身ではなく、見たいときに何でも見られるようになるということです。それをアプリという一つの窓口にすることで、村のことはアプリをポチっとすれば、全てが解決できます。

もう一つの課題となる機器の取り扱いについてですけれども、先進事例を見習い、行政が対応したり、

小中学校ではタブレットやパソコンな使い方を教わっているのですが、その子供たちと高齢者の皆さん交流しながら、使い方を教えてもらうとか、手段は様々あるかと思います。通信機器や通信環境がない高齢者世帯については、今の現状からいくとスマートフォンを持っていない世帯そんなに多くはないと思うんですね、ちょっと調べないとわからないと思うんですけども。そういうところには、村から SIM 付きのタブレットを貸与するなど、対応ができるかと考えられます。このアプリ導入と環境を整えば、高齢者の見守りにも効力を発揮すると思います。アプリの魅力としてこちらからも発信できますし、スマホ、タブレット、身近にあるものに対象の高齢者に対して、毎日ちょっとしたポップアップ。今日は何の日ですよとか、今日はやなまみの無料入浴デーですよとか、そういうような発信を毎日定時に行う。それを見たら、確認のボタンをクリック。これだけで安否確認が完了します。

また、アンケートや通知も全村民から、限定した人にも選択ができ、一瞬で送信。その集計も簡単にできるはずですよ。これからの時代に向けた取り組みと、高齢者福祉の向上というメリットが見込めると思います。一気にすべてを移行するのは難しいので、徐々にサービス拡充を図っていくようになると思います。デジタルが当たり前になったときに、全村民が当たり前を使いこなせるよう、ぜひ来年度、検討していただくっていうことは、お考えはどうでしょうかということで、村長にお伺いいたします。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○副議長(字引文威君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) 5番太田議員の質問にお答えをいたします。

来年度スマホの教室は教育委員会公民館の方で開催をする予定でございまして、なかなか人気があるということで、今年度もコロナの感染が拡大して一時休みましたけれど、また来年度は何人か対象に進めていく予定で当初予算に計上はさせていただいております。そういうことで本当に村民の皆さんが、スマホに親しんでいただいて、それで多くの方がご利用できれば、アプリも開発して、双方向のアプリができれば行政からの情報も村民の皆さんに伝わりやすいのではないかと考えております。今朝ちょうど自治通信社の記事が載ってまして、長野県千曲市なんですけど、来年度多様な声を反映、広聴アプリ DX 化で双方向のやりとりということで、来年度そのアプリを850万円当初予算で計上をして開発をするというような記事もございました。このような取り組みも勉強させていただいて、来年度、アプリの方が導入できるか検討させていただきたいと思います。

以上答弁といたします。

○5番(太田讓君) 議長。

○副議長(字引文威君) 太田議員。

○5番(太田讓君) その記事私はちょっと見てなかったのだけれども、本当にそういう近いところでもそういうことをやっぱり時期が来ているということですよ。で、村民の皆さんもスマホのそういう教室やはり人気があるということは、だんだん村民のそういう高齢者の皆様もそういうものを使っていかないと、自分たちにとってやっぱり有益にならないということがだんだんなんとなく肌感覚でわかってきている時期がやはりもうすぐそこまで来ているということですので、ぜひその1年かけて何か研究をしていただければなと思っております。本当にいつパタッとそういう時期が来ってしまうかわからないような状況ですので、そうなったときにね、1人も取り残さないデジタル化っていうのは、やはり進めていくべきで、

住民目線で見てもこういうアプリの導入になってくると ICT のメリットを実感できるような行政サービスの提供という形にも繋がってきますし、こういう小さい村だからこそ、住民一人一人に合った支援という

ところでも、今まで僕もよく言ってますけどさ、小さい自治体だからできることっていうのはやはりあると思います。アプリの開発費っていうのは、やはりそんなに小さい自治体だから安くなるってことはないと思いますが、先ほど言ったようなそういう環境がない方にはタブレットの貸与ですとか、そういうものもやはりでかい市町村ではなかなかできないですけども、こういうところであれば、何とかその住民サービスのところで提供ができるんじゃないかなと思いますし、何しろカッコイイと思うんですよ、全員がもうタブレットとスマホアプリ使って、生坂に住んでるおじいちゃん、おばあちゃんみんなポチポチやってるよみたいな、なかなかないと思うんですよ。ぜひ、そういうところも検討材料に入れていただきながら、より良い住民が生活環境を作っていけるようなことを、村としてしっかり検討を 1 年間何とかしていただきたいと思っています。その辺については前向きな返答をいただいていたので、私の質問はこれにて終了とさせていただきます。

○副議長(字引文威君) 太田議員の質問が終わりました。ここで、議長を交代いたします。

○議長(太田讓君) 以上で、本日予定の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(太田讓君) 本日の日程はすべて終了しました。次の本会議は 17 日木曜日の午後 1 時半から再開し、追加議案の提出を行います。

本日は、これにて散会します。起立。礼。お疲れさまでございました。

[ 散会 午後 1 時 43 分 ]

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 3 月 10 日

議 長 大 田 譲

署名議員 藤原良司

署名議員 望月典子

令和4年第1回 生坂村議会定例会議事録(3月定例会)

10日目 (3月17日)

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・追加議案の追加
  - 条例案3件
  - 補正予算案8件
  - 総括質疑
- ・散会の宣告

- |        |     |
|--------|-----|
| ・追加議案  | 5P  |
| ・総括質疑  | 10P |
| ・散会の宣言 | 12P |

令和 4 年第 1 回 生坂村議会定例会

令和 4 年 3 月 17 日 午後 1 時 30 分 開議

【10 日目】 ◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		再 開
1		会議録署名議員の指名
2		(追加議案の提出)
		散 会

【10 日目-追 1】

日程	議案番号	事 件 名
1	議案第 17 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
2	議案第 18 号	特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案
3	議案第 19 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
4	議案第 20 号	令和 3 年度生坂村一般会計補正予算【第 7 号】
5	議案第 21 号	令和 3 年度生坂村営バス特別会計補正予算【第 3 号】
6	議案第 22 号	令和 3 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 2 号】
7	議案第 23 号	令和 3 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 3 号】
8	議案第 24 号	令和 3 年度国民健康保険特別会計補正予算【第 2 号】
9	議案第 25 号	令和 3 年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 2 号】
10	議案第 26 号	令和 3 年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】
11	議案第 27 号	令和 3 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算【第 1 号】
12		総括質疑

---

出席議員（8名）

1 番	望月一将君	2 番	藤澤幸恵君
3 番	藤原良司君	4 番	望月典子君
5 番	太田 讓君	6 番	字引文威君
7 番	平田勝章君	8 番	吉澤弘迪君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	副 村 長	牛 越 宏 通 君
教 育 長	樋 口 雄 一 君	総 務 課 長	藤 澤 正 司 君
住 民 課 長	眞 島 弘 光 君	振 興 課 長	中 山 茂 也 君
健康福祉課長	松 沢 昌 志 君	教 育 次 長	山 本 雅 一 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	平 野 公 恵 君	書 記	坂 爪 浩 之 君
--------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長(太田讓君) 起立。礼。着席してください。

これより令和4年第1回 生坂村議会定例会を再開します。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス等 感染症予防のためマスクの着用と適宜に休憩をとり換気を行いたいと思いますので ご協力をお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長(太田讓君) 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(太田讓君) 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、6番 字引議員、7番 平田議員 を指名します。

---

◎議事日程の追加

○議長(太田讓君) お諮りします。

お手元に配布してある日程のほかに、理事者より提出されております

議案第17号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案。

議案第18号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第20号 令和3年度生坂村一般会計補正予算(第7号)

議案第21号 令和3年度生坂村営バス特別会計補正予算(第3号)

議案第22号 令和3年度生坂村福祉センター特別会計補正予算(第2号)

議案第23号 令和3年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第3号)

議案第24号 令和3年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第25号 令和3年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算(第2号)

議案第26号 令和3年度生坂村介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第27号 令和3年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

の条例案3件、補正予算案8件の、計11件を追加したいと思います。

ご異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(太田讓君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号から議案第27号までの11件を日程

に追加します。追加議事日程を配布しますので、しばらくお待ちください。

---

### ◎追加議案の提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで理事者より、追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは、3月定例会の会期中に毎年度お願いをしております。今年度の補正予算案につきましてご説明をさせていただき、ご審議をお願いするものでございます。

議案説明につきましては、条例案3件、予算8件の計11件でございます。

議案第17号、議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案。

この議案は、議会の議員の報酬は一般職の給与改定に準じて改定されてきていることから、議会の議員についても同様に改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第18号、特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案。

この議案は特別職の給与は一般職の職員の給与改定に準じて改定されているため、一般職の職員の給与改定に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第19号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案。

この議案は、令和3年度人事院勧告を踏まえた給与改定を行うための条例の一部を改正するものでございます。

議案第20号、令和3年度生坂村一般会計補正予算第7号。

この予算案は既定額に歳入歳出1億1686万5000円を追加し、総額を24億2156万7000円とし、地方債の借り入れ限度額を330万円減額し、繰越明許費の限度額を定める補正予算でございます。主な内容は、歳入で村税540万7000円、地方交付税2億1662万円を増額し、使用料および手数料1393万9000円、県支出金1919万1000円、繰入金7555万円、村債330万円を減額いたします。歳出は民生費936万1000円、衛生費1231万1000円、農林水産業費2086万1000円、教育費611万3000円を減額し、総務費9234万7000円、土木費301万4000円、公債費7422万3000円を増額するものでございます。

議案第21号、令和3年度生坂村営バス特別会計補正予算第3号。

この予算案は既定額から歳入歳出29万2000円を減額し、総額を3526万3000円とする補正予算でございます。主な内容は、歳入で使用料および手数料70万円を減額し、国庫支出金40万8000円を増額し、歳出では、運行費を29万2000円減額いたします。

議案第22号、令和3年度生坂村福祉センター特別会計補正予算第2号。

この予算案は、既定額から歳入歳出809万3000円を減額し、総額8523万8000円とする補正予算でございます。主な内容は、歳入で使用料および手数料1650万円を減額し、繰入金を778万8000円増額し、歳出では経営管理費809万3000円を減額いたします。

議案第23号、令和3年度生坂村簡易水道特別会計補正予算第3号。

この予算案は、既定額から歳入歳出1171万7000円を減額し、総額を9546万5000円として、地方債の借り入れ限度額を600万円減額し、繰越明許費限度額を定める補正予算でございます。

主な内容は歳入で、県補助金 432 万 3000 円、繰入金 166 万 4000 円、地方債 600 万円をそれぞれ減額し、歳出では経営管理費 327 万円、建設改良費 844 万 7000 円を減額いたします。

議案第 24 号、令和 3 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算第 2 号。

この予算案は、既定額から歳入歳出 4874 万 2000 円を減額し、総額を 2 億 2173 万 2000 円とする補正予算でございます。主な内容は、歳入で国民健康保険税 208 万 9000 円を増額し、県支出金 4329 万 7000 円、繰入金 779 万 4000 円をそれぞれ減額し、歳出では、保険給付費 4680 万円、基金積立金 179 万 2000 円を減額いたします。

議案第 25 号、令和 3 年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算第 2 号。

この予算案は、既定額から歳入歳出 104 万 6000 円を減額し、総額を 8865 万 4000 円とする補正予算でございます。主な内容は、歳入で分担金および負担金 40 万円、繰入金 74 万 5000 円を減額し、歳出では農業集落排水事業費 40 万円、経営管理費 64 万 6000 円を減額いたします。

議案第 26 号、令和 3 年度生坂村介護保険特別会計補正予算第 2 号。

この予算は既定額に歳入歳出 810 万 9000 円を増額し、総額を 3 億 2146 万 7000 円とする補正予算でございます。主な内容は歳入で、介護保険料 179 万 8000 円、国庫支出金 564 万 1000 円、繰入金 103 万 9000 円を増額し、県支出金 87 万 8000 円を減額し、歳出では、保険給付費 963 万円を増額し、地域支援事業費 127 万 2000 円を減額いたします。

議案第 27 号、令和 3 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号。

この予算案は、既定額に歳入歳出 108 万円を増額し、総額を 2998 万円とする補正予算でございます。主な内容は、歳入で後期高齢者医療保険料 184 万 8000 円を増額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金 110 万 3000 円を増額いたします。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、議案の説明とさせていただきます。

○議長(太田讓君) 提案理由の説明が終わりました。

---

### ◎議案第 17 号～議案第 19 号

○議長(太田讓君) お諮りします。

追加日程 1、議案第 17 号 「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」

追加日程 2、議案第 18 号 「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

追加日程 3、議案第 19 号 「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」

の 3 件を一括議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(太田讓君) 異議なしと認め、議案第 17 号から議案第 19 号までの 3 件を一括議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長

○総務課長(藤澤正司君) [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

[要旨] 今回のこの3件の条例につきましては、条例案につきましては、昨年度の人事院勧告に伴うによりまして、期末手当の支給率の改正を行うものでございます。以上3議案につきましてご審議をよろしくお願いいたします。

○議長(太田譲君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

### ◎議案第20号

○議長(太田譲君) 追加日程4、議案第20号 令和3年度 生坂村一般会計補正予算(第7号)を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) [総務課長(藤澤正司君朗読説明)]

それでは議案第20号について朗読説明申し上げます。

議案第20号の一般会計補正予算でございますが、先にお配りしました予算書第3表に誤りがございましたので、本日お配りをさせていただきました第3表に差替えをお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) [住民課長 眞島弘光君 朗読説明]

○議長(太田譲君) ここで、換気のため休憩にしたいと思います。再開は14時47分とします。

---

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時47分

---

○議長(太田譲君) 再開します。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) [健康福祉課長 松沢昌志君 朗読説明]

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) [振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○教育次長(山本雅一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育次長。

○教育次長(山本雅一君) [教育次長 山本雅一君 朗読説明]

○議長(太田譲君) 議案の朗読説明が終わりました。

---

#### ◎議案第21号

○議長(太田譲君) 追加日程 5、議案第21号「令和3年度生坂村営バス特別会計補正予算(第3号)」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田譲君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

○議長(太田譲君) 議案の朗読説明が終わりました。

---

#### ◎議案第22号

○議長(太田譲君) 追加日程 6、議案第22号「令和3年度生坂村福祉センター特別会計補正予算(第2号)」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田譲君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) [住民課長 眞島弘光君 朗読説明]

○議長(太田譲君) 議案の朗読説明が終わりました。

---

#### ◎議案第23号

○議長(太田譲君) 追加日程 7、議案第23号「令和3年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第3号)」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) [振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長(太田譲君) 議案の朗読説明が終わりました。

---

◎議案第 24 号

○議長(太田譲君) 追加日程 8、議案第24号「令和3年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) [健康福祉課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長(太田譲君) 議案の朗読説明が終わりました。

---

◎議案第 25 号

○議長(太田譲君) 追加日程 9、議案第25号「令和3年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算(第2号)」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(太田譲君) 振興課長。

○振興課長(中山茂也君) [振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長(太田譲君) 議案の朗読説明が終わりました。

---

◎議案第 26 号

○議長(太田譲君) 追加日程 10、議案第26号「令和3年度生坂村介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(太田譲君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(松沢昌志君) [健康福祉課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長(太田譲君) 議案の朗読説明が終わりました。

---

◎議案第 27 号

○議長(太田譲君) 追加日程 11、議案第27号「令和3年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題にします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(眞島弘光君) 議長。

○議長(太田讓君) 住民課長。

○住民課長(眞島弘光君) [住民課長 眞島弘光君 朗読説明]

○議長(太田讓君) 議案の朗読説明が終わりました。

---

### ◎総括質疑

○議長(太田讓君) 追加日程 12、これより 総括質疑に入ります。

追加日程 1、議案第 17 号から追加日程 11、議案第 27 号までの、条例案 3 件、補正予算案 8 件について総括質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○8 番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田讓君) 吉澤議員。

○8 番(吉澤弘迪君) お疲れのところを頭を悩まして誠に申し訳ないわけですが、私は令和 3 年度生坂村一般会計予算第 7 号の繰越明許費について後から訂正ということで配られておりますが、これ 800 万の金額が加わったわけですが、この令和 3 年度生坂村一般会計補正予算 7 号についてはですね、説明文というか村長名で次のように書いてあります。令和 3 年度生坂村の一般会計補正予算第 7 号は、次に定めるところによると、それで第 3 条に地方自治法第 213 号第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 3 表繰越明許費による、これは決まってるわけですが、それでこれを審議するときに、この第 3 表をが配られた、それが訂正されているということではですね、私これ見てまいりますと、項のところに総務管理費って書いてありますんで、総務管理費のところをつまびらかに見たわけですが、こういう予算は載ってないし、全く数字に変化はないわけですね。この訂正の 800 万っていうのは、どういう理由で出てきたか、その根拠についてお伺いをしたいと思ひますし、さらにその項目が、明許費に当たるとすると、執行状況はどうなっているか、お聞きをいたしたいと思ひます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) 吉澤議員のご質問にお答えをいたします。

第 3 表繰越明許費につきまして、本日修正のお差し替えの表をお配りしたということで大変申し訳ございませんでした。第 3 表につきましては、令和 3 年度の当初予算から今回の 7 号補正まで、予算全体での内容の中での予算を繰り越すものであると、そういうことでありまして、今回今日修正でお願いをいたしました 1 の総務管理費の事業名ハードウェア機器リプレース委託事業につきましては、当初予算で 1800 万円ほどの委託金を計上してございますが、そのうちの 800 万円を 4 年度に繰り越して、執行をさせていただきたいと、こういう内容でございます。今回この事業が年度内に完了しなかったというのは、半導体の不足によるもの等がございまして、業者の方からどうしても年度内の完了が見られないということでお話ございまして、翌年度に繰り越させていただきたいということで、予算自体は当初予算に見積もった予算でございますので、今回の補正の中身の中には金額が出てくるものではございませんので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○8 番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田讓君) 吉澤議員。

○8 番(吉澤弘迪君) 先ほどですね、私とその既定のところを読んだところは、この令和 3 年度生坂村一般会計補正予算第 7 号って書いてあるんですよ。

それで、その内に令和 3 年度生坂村一般会計の補正予算の第 7 号は、次に定めることと書いて、第 3 条に今の補正のことが書いてあってこれを配ってきたわけですよ。だから、どう解釈をしても純粋な人間は曲がってなきゃ、今回の補正のところの事項だとかこういうふうに理解するわけですが、私の考えはおかしいでしょうか。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) お答えをいたします。

この予算書の様式につきましては、地方自治法施行規則で決められた様式になっておりまして、この文言についても、施行規則の方も申し訳ございません、施行規則だったと思うんですが、決められた内容をそのまま載せております。で、第 7 号としてこの繰越明許費を経費として翌年度に繰り越せる経費として、予算の全体の令和 3 年度の全体の予算を繰り越すという、そういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○8 番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田讓君) 吉澤議員。

○8 番(吉澤弘迪君) どうも理解できないんだね。ちゃんとかこうに書いてあって 7 号って書いて、しかも、ね、これを提出をしてここんどこに明許費をちゃんと添えて第 3 表として出してるんだから、そこら辺の明許の扱い方をもう少しこう考えてやらないと、これはこれだっというように、当然この書いてあるのはとると思うんだよね。だから私の言ってることは俺別に間違っではないと思うが、そういう拡大解釈をするとするとこの第 3 表についてもう少し考えてその補正のやつを出す必要があると。これに添付をして第 7 号を出せば、当然この条項が適用するっていうのが、まあ普通の人の理解じゃないかと思いたすがいかがですか。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田讓君) 副村長

○副村長(牛越宏通君) ただいまの吉澤議員の再質問の関係でございますけども、先ほど総務課長が申し上げたように繰越明許費というのは、その今年度でしたら 3 年度の当初予算から 7 号までの補正の中で計上したものを、事情により翌年度に繰り越すというようなことになっております。そして本来でしたら、これ差し替えて本当に申し訳なく、わかりづらくしてしまったことはお詫びを申し上げたいと思っております。差し替えたものをちょっと目を通していただきたいんですけども、この今回この款の 2 から款の 9 まであるんですけども、この 7 号で補正をしたものもありますし、当初予算で予算を計上したものもありますし、補正予算でお願いしたものもこの中には含まれております。

その中のそれぞれの事業を 3 月の 31 日までに完了しないということで、地方自治法の中で繰り越すものについては限度額を定めて、議会の議決を得なければならないというふうになっておりますので、

そのような事務的な取り扱いをさせていただいたということでご理解をいただければありがたいと思います。以上でございます。

○8 番(吉澤弘迪君) 議長。

○議長(太田讓君) 吉澤議員。

○8 番(吉澤弘迪君) いくら言っても同じような議論になるかと思いますが、過去も令和 3 年度の繰越明許っていうのは前にも出てますよね、当然。だから、そういうものが混在混じっちゃって、ここにさっき言ったような決まりで出すとすると普通の人は、今回の第 7 号のその明許費じゃないかってこういうふうに理解してもいいと思うんで、やっぱり出す時期だとかその分類をどういうふうにこの既定の中で出せるか、今後研究をしてもらって、それで議会にかけてほしいというのが私の要望ですので、そのようにぜひ考えてほしいと思います。

○副村長(牛越宏通君) 議長。

○議長(太田讓君) 副村長

○副村長(牛越宏通君) はい。本当に今回、後で差し替えということで出したことが、このような誤解をよんでしまったということに対しては本当にお詫びを申し上げたいと思います。また今後、今吉澤議員がおっしゃられたような事情につきましてもしっかりと説明をさせていただいて、本会議の方に出させていただきますたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○8 番(吉澤弘迪君) わかりました。

○議長(太田讓君) はい。では他にありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(太田讓君) 「質疑なし」と認め、総括質疑を終結します。

---

## ◎散 会

○議長(太田讓君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日 18 日金曜日の午前 10 時から再開し、委員長報告及び、この 8 日に提出された議案並びに追加議案の討論・採決等を行います。

本日は、これにて 散会 いたします。

○議長(太田讓君) 起立。礼。大変ご苦勞様でした。

なお、議員の皆様はこの後、少し相談事がありますのでそのまま自席にお待ちください。

[ 散会 午後 4 時 32 分 ]

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 4 年 3 月 17 日

議 長 灰田 穰

署名議員 寺 引 文 威

署名議員 平 田 勝 章

令和4年第1回 生坂村議会定例会議事録(3月定例会)

11 日目 (3月18日)

- ・開議の宣告
- ・会議録署名議員の指名
- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・17日に追加された議案の質疑、討論、採決
- ・議事日程の追加
- 議案第28号 教育委員会教育長の任命について
- 議員派遣の件
- ・閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・閉会の宣告

・委員長報告	4P
・質疑、討論、採決	8P
・17日に追加された議案の質疑、討論、採決	11P
・追加議案の質疑、討論、採決	13P
・議員派遣の件	14P
・継続審査の申出	14P
・村長あいさつ	15P
・閉会の宣言	16P

令和4年第1回 生坂村議会定例会

令和4年3月18日 午後1時30分 開議

【11日目】 ◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		再 開
1		会議録署名議員の指名
2		委員長報告
		質疑・討論・採決
3		17日に追加提出された議案についての質疑、討論、採決
4		閉会中の継続審査及び調査の申出
		閉 会

【11日目-追1】

日程	議案番号	事 件 名
1	議案第28号	教育委員会教育長の任命について
		採 決
2		議員派遣の件

---

**出席議員（8名）**

1 番	望月一将君	2 番	藤澤幸恵君
3 番	藤原良司君	4 番	望月典子君
5 番	太田 讓君	6 番	字引文威君
7 番	平田勝章君	8 番	吉澤弘迪君

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

村 長	藤 澤 泰 彦 君	副 村 長	牛 越 宏 通 君
教 育 長	樋 口 雄 一 君	総 務 課 長	藤 澤 正 司 君
住 民 課 長	眞 島 弘 光 君	振 興 課 長	中 山 茂 也 君
健康福祉課長	松 沢 昌 志 君	教 育 次 長	山 本 雅 一 君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	平 野 公 恵 君	書 記	坂 爪 浩 之 君
--------	-----------	-----	-----------

---

## 開議 午後 1 時 30 分

○議長(太田讓君) 起立。礼。着席してください。

再開に先立ち、この 16 日の東北地方を襲った地震で被災された方々にお見舞いを申し上げ、1 日も早く日常に戻れることを心よりお祈り申し上げます。

---

### ◎開議の宣告

○議長(太田讓君) これより令和 4 年第 1 回 生坂村議会定例会を再開します。

○議長(太田讓君) 本日の会議に先立ちまして申し上げます。

新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスクの着用と、適宜に休憩をとり換気を行いたいと思いますので ご協力をお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長(太田讓君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長(太田讓君) 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、8 番 吉澤議員、1 番 望月一将議員を指名します。

---

### ◎委員長報告

○議長(太田讓君) 日程 2、この 8 日に提出し、各常任委員会に付託しました議案第 2 号の事件案 1 件、議案第 3 号から議案第 8 号までの条例案 6 件、議案第 9 号から議案第 16 号までの予算案 8 件、併せて 15 件を一括して議題にし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長(太田讓君) はじめに、総務建経常任委員長 望月一将議員。

○1 番(望月一将君) 議長。

○議長(太田讓君) 望月議員。

○1 番(望月一将君) 総務建経常任委員会審査報告をいたします。生坂村議会議長、太田讓殿、総務建経常任委員長望月一将。総務建経常任委員会は、3 月 8 日本会議にて付託された事件案 1 件、条例案 5 件、予算案 4 件について 3 月 11 日午前 9 時から、出席委員、望月、字引、吉澤、太田、行政から村長、副村長、総務課長、振興課長、関係係長 5 名で開催しました。

総務課関係と振興課関係について細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果、それぞれ次の通り決しましたので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

議案第 2 号生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について。この議案は、山清路の郷資料館の指定管理者を宇留賀区長、山崎清一氏に指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第 3 号生坂村中小企業・小規模企業者振興基本条例。この議案は、村の発展に果たす重要な役割を持っている中小企業小規模企業者の振興に関する施策等について定め、経済発展と村民生活の向上を図るための条例制定です。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第 4 号生坂村村営バス設置条例の一部を改正する条例案。この議案は、村営バス大日向停留所の位置を移動することに伴い、運行距離を変更するための条例の一部改正です。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。主な質疑は、利用者がいない停留所がいくつか見られるが、経路の見直しをするべきではとの問いに、運営協議会等で検討していくとの回答でした。

議案第 5 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案。この議案は国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置に準じて、非常勤職員の育児休業の取得、他について規定するための条例の一部改正です。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第 6 号生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。この議案は、消防団員の報酬について、国の示す額に改定するための条例の一部改正です。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。主な質疑は、団員の出勤日数や時間による報酬額の差を是正する要綱は有るかとの問いに、現状では定めていないので、今後動向を見て検討していくとの回答でした。

議案第 8 号生坂村消防団員等公務災害補償の条例の一部を改正する条例案。この議案は、関係法令の改正に伴う条例の一部改正です。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第 9 号令和 4 年度生坂村一般会計予算。この予算は、歳入歳出の総額を 22 億 1200 万円とする予算で、前年度比較で 1 億 1500 万円の増額となっています。主な事業内容は、農業水路等長寿命化防災減災事業、収入保険加入支援事業や県営中山間総合整備事業、県中山間総合整備事業負担金等の農業振興事業で 5321 万円。森と人、いきいき助成事業、ライフライン等保全対策や有害鳥獣対策の里山整備事業で 1955 万 2000 円。農業商工等後継者支援事業、生坂マル得商金券補助、

生活応援商品券発行など、商工業等振興事業で 4996 万 6000 円。地域活性化対策等事業では、UIJ ターン就業創業移住支援事業、空き家跡地活用事業を加えた空き家対策事業や定住促進住宅建設など定住促進対策で 6652 万 1000 円。移動系防災行政無線の更新、消防団員の報酬拡充など、消防団員の処遇改善や、避難所新設防災公園整備など防災減災事業育成事業で 1 億 7040 万 9000 円。税・料金のコンビニ納付、証明書のコンビニ交付、地域リーダー育成事業や区・集落の運営事業運営維持に関する地域活性化対策で 1 億 7135 万 8000 円となっています。

総務課、振興課関係について、採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

総務課関係について主な質疑は、空き家および空き家跡地への補助金制度に関して、審査は確実にして、適正な補助金利用となるような要綱はあるかとの問いに、現地調査による定住確認や、申請者へのヒアリングを設定していく。要綱に関しても整備をしていくとの回答でした。また、地域リーダー育

成事業に関して、事業に合った講師の人選を行っているかとの問いに、当事業は継続的に行っていくため、広い可能性を見据えて人選を行っているとの回答でした。

選挙管理委員会に関しては、移動投票所の実施の検討はあるのかとの問いに、時制を踏まえて検討していくとの回答でした。

振興課関係について主な質疑は、農家への収入保険加入支援事業に関して、農家のみへの補助では公平性に欠けるのではとの問いに、農家へのセーフティーネットが不足している実情を踏まえると、実施していくべきものと考え。要綱の名称を変更し、要綱内に審査方法を明記することで、不公平感をなくしていくとの回答でした。農家への助成金に関して、ブドウ以外の農産物を生産している農家への助成を増やしていくべきではとの問いに、今後、農業公社とも連携をして、整備を進めていくとの回答でした。建設予定の定住促進住宅の太陽光発電の電力は、誰が使用するのかとの問いに、居住者が家屋内で使用できるものとするとの回答でした。

議案第10号令和4年度生坂村村バス特別会計予算、この予算案は、歳入歳出の総額を3500万円とする予算で、昨年度比較で120万円の増となっている。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。主な質疑は、昨今、燃料費が急騰しているが、運行委託先との調整はできているのかとの問いに、入札は燃料費込みで行っているため問題はないとの回答でした。

議案第12号令和4年度生坂村簡易水道特別会計予算。この予算案は、歳入歳出予算の総額を1億6730万円とする予算で、上生坂第1配水池築造工事費を計上しているため、昨年度比較で6810万円の増となっています。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第14号令和4年度生坂村農業集落排水特別会計予算。この予算案は、歳入歳出予算の総額を9800万円とする予算で、公営企業会計移行に関する経費を計上しているため、昨年度比較で930万円の増となっています。採決の結果、原案の通り全員賛成、可とすべきと決定しました。主な質疑は、令和6年度から現在の会計方法を変更しなければならないが、対応準備はできているのかとの問いに公営企業会計移行委託をして、令和4年度から進めていくとの回答でした。

以上、総務建経常任委員会報告といたします。

○議長(太田譲君) 総務建経常任委員長の報告を終わります。総務建経常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

[声なし]

○議長(太田譲君) なければ次に、社会文教常任委員長 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 議長。

○議長(太田譲君) 藤澤議員。

○2番(藤澤幸恵君) 委員長報告をいたします。生坂村議会議長、太田譲殿、社会文教常任委員長 藤澤幸恵。3月8日の本会議において、社会文教常任委員会に付託された案件について、この14日午前9時から委員4名が出席し、委員会を開催いたしました。なお、議案第9号令和4年度生坂村一般会計予算については連合審査で行いました。村長、村長に出席をいただき、傍聴者に議員4名、説明者には住民課長、健康福祉課長、教育長、教育次長、保育園長、児童館長、関係係長、他5名で詳細に説明を受け、審査を行いました。慎重審議の結果、それぞれ次の通り決まりましたので報告いたします。

議案第 7 号生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。この議案は、国民健康保険税の算出方法について、令和 4 年度より資産割を廃止するための条例の一部改正で、全員賛成、可とすべきと決定。資産割を廃止することによって対象家庭でどのくらい保険料の減額になるかという問いに、2 月末現在で 282 世帯が国保加入されていて、そのうち 124 世帯が資産割の対象となり、世帯によってばらつきはあるが、多い方で 15 万円ほどの減額となるとの回答。

議案第 9 号令和 4 年度生坂村一般会計補正予算。この予算案は、歳入歳出予算の総額を 22 億 1200 万円とする予算で、前年度と比較して 1 億 1500 万円の増額となるもので、全員賛成、可とすべきと決定。主な質疑内容として、住民課関係では、令和 3 年度の個人法人税の滞納状況は、個人住民税については 2 名 6 万円、法人については 100%納入との回答。たばこ税の増加は、税率が上がる前の駆け込み需要もあると思うが、現在生坂村に取扱店舗数はという質問に 3 店舗との回答。結婚新生活支援補助金の内容はという質問に、国で行っている事業で住宅購入、リフォーム、引越し費用で、29 歳以下が 60 万円、30 歳から 39 歳までに 30 万円の補助。夫婦ともに年齢の対象で年収 400 万以下という条件がある。歳入で、個人・法人税について増額見込みになっているが、コロナの影響などは加味して増額を見込んでいるのかという質問に、コロナなどの影響は試算根拠に加えていない。前年度の実績の所得割がベースとなり、昨年が多かったので増額になるとの回答。また、プラスチックゴミの収集日が月に 1 回、正月等はゴミの置き場などに困るので、せめて 2 回にしてもらえようもらえるように考えていただきたい。就労センターの作業使用量を増やす対策を考えてほしいという意見が出されました。

健康福祉課関係では、高齢者に優しい住宅改良の実績はという質問に、今年度はないが過去に住宅改修をした実績があるとの回答。はるかぜでの将来宿泊実施を提案してあるが、問題になる部分を文書にしてほしいという意見に、抽出して提出し併せて今後社協と考えていきたいとの回答。ワクチン接種に対する報酬は昨年と差があるがという質問に、本年度についてはワクチン接種の日数が少なくなったこともあるとの回答。

教育委員会関係では、保育園遊具について遊具の安全基準は年々厳しくなっているが、今回導入する遊具は、今後何年ぐらい基準に対応するのかという質問に、年齢に応じた高さ、首を挟まないようにするなどの基準があり、20 年ぐらいは大丈夫という回答。保育園に通園している未満児は何名いるのか、また待機児童がいるのかという質問に、現在待機児童はいない状態で、2 歳児 11 人、0・1 歳児 9 人。生坂村の場合 0 歳児は 2 人に 1 人、1 歳児は 3 人に 1 人の保育士がついているとの回答。高校生のバス通学補助について小中学生はという質問に、特別支援学校を含み対象は高校生年代とし、小中学生は考えていないとの回答。入学祝金について、高校生になってからの方が通学費や諸経費にお金がかかり大変という意見を聞く。そこも考慮し見直しをしてはという質問に、以前からそのような話も聞いて、来年度からバス通学補助をお願いしている。その他についても検討はしていくとの回答。奨学金の利用状況はという質問に、新規で高校生 1 名、大学生 1 名の申請があるとの回答。中学校楽器購入費が年々上がっている。余っている楽器もあると思うが、新たに楽器を購入しなければいけないのか。また、使用していない楽器を村民に提供したり、チャリティーなど活用はできないのかという質問に、音楽事業で使えるものはあるが、吹奏楽に対応する良い音の出る楽器を揃えていきたい。使用しない楽器についても今後考えていくと回答。スクールバスをいくらで対応できないかという質問に、スクールバスも乗降場所が国道より奥に入っていくこともあるので検討するとの回答。人権教育費について全国水平社の創立 100 周年ということもあるので、修学旅行のコースに加えて、そこへの移動費などに人権教育費を活用してみてもという質問に、中学校と相談してみるとの回答。電

子書籍サービスの事業内容という質問に、今までのように県立図書館の窓口に行かなくても電子書籍として借りることができるようになり、返却が自動で行われるので便利になるとの回答。給食センターの施設は停電した場合、全ての機械が使用できなくなるが停電時の備えは大丈夫かという質問に、災害用の発電など利用し緊急時に対応できるようにするとの回答。山清路の郷資料館について、施設の有効活用してもらいたいという質問に、看板に示すなど今後の県道移譲に伴い計画に組み込んでいくとの回答。B&G プールリニューアルイベントについて、報償費とあるが誰かゲストを考えているのかという質問に、B&G に水泳の元オリンピック選手中村さんに水泳教室を行ってもらう予定であるとの回答。また、意見として繋がり場作り事業の子供食堂について実際に対象となる方が来られていないように感じる。子供が自分で歩いて来たり、真に支援が必要な方に提供できるように何か所かで開催するなど、もっと考えるべきという意見がありました。

議案第 11 号生坂村福祉センター特別会計予算。この予算案は、歳入歳出予算の総額を 9310 万円とする予算で、昨年度と比較して 360 万円の減となるもので、全員賛成、可とすべきと決定。

主な質疑内容として、食洗機についてリースより購入した方が将来的にメリットがあるのではという質問に、リース期間が終了した後そのまま利用できるもので、現在の契約方法の方がメリット性が高いとの回答。太陽光発電について、現在の発電量と売電はどんな状況かという質問に、発電や蓄電の状況を確認するとの回答。

議案第 13 号に生坂村国民健康保険特別会計予算。この予算案は、歳入歳出予算の総額を 2 億 6700 万円とする予算で、昨年度と比較して 10 万円の減となるもので、全員賛成、可とすべきと決定。主な質疑内容として、保険料の滞納があるかという質問に、昨年度からの繰越金が 465 万円ほどある。今年度約 150 万円ほど徴収し、現在は 320 から 330 万円となっているとの回答。退職被保険者と給付金について前年の分があるかという質問に、新規はないという回答。

議案第 15 号生坂介護保険特別会計予算。この予算案は、歳入歳出予算の総額を 3 億 800 万円とする予算で、昨年度と比較して 60 万円の増となるもので、全員賛成、可とすべきと決定。主な質疑内容として、家族介護者元気回復事業の事業内容という質問に、今年度は実施できていないが、介護されている家族に対してリフレッシュしたとしていただく事業との回答。また、介護保険料と国民健康保険料を年金から引ききれない方は将来的にどうしていくか検討してもらいたいという意見が出された。

議案第 16 号生坂村後期高齢者医療特別会計予算。この予算案は、歳入歳出の総額を 3140 万円とする予算で、昨年度と比較して 250 万円の増となるもので、全員賛成、可とすべきと決定。

以上の結果と審査内容をもって社会文教常任委員会の委員長報告とします。

○議長（太田譲君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[声なし]

---

## ◎討 論

○議長（太田譲君） なければ次に、討論に入ります。

ただ今、委員長報告のありました議案第 2 号の事件案 1 件、議案第 3 号から議案第 8 号までの条

例案 6 件、議案第 9 号から議案第 16 号までの 算案 8 件、併せて 15 件について一括して、討論のある方の発言を許します。

○議長(太田讓君) 反対討論はありませんか。

[声なし]

○議長(太田讓君) 反対討論は無いようですので、賛成討論を省略し、討論を終結いたします。

---

### ◎採 決

○議長(太田讓君) これより採決に入ります。

議案第2号「生坂村山清路の郷資料館の指定管理者の指定について」を採決します。

議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田讓君) 挙手全員です。

よって、議案第 2 号は 原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田讓君) 次に、議案第 3 号「生坂村中小企業・小規模企業者振興基本条例案」を採決します。議案第 3 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田讓君) 挙手全員です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田讓君) 次に、議案第 4 号「生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。議案第 4 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田讓君) 挙手全員です。よって、議案第 4 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田讓君) 次に、議案第 5 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。議案第 5 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田讓君) 挙手全員です。よって、議案第 5 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田讓君) 次に、議案第 6 号「生坂村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。

議案第 6 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田讓君) 挙手全員です。よって、議案第 6 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田讓君) 次に、議案第 7 号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を

採決します。議案第 7 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第 7 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第 8 号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を採決します。議案第 8 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第 8 号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎ 令和4年度 当初予算

○議長(太田譲君) 次に、令和 4 年度当初予算については、賛成の方の起立を求めます。

まず、議案第 9 号「令和 4 年度生坂村一般会計予算」を採決します。

本案について 原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。よって、議案第 9 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第 10 号「令和 4 年度生坂村営バス特別会計予算」を採決します。

本案について 原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。よって、議案第 10 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第 11 号「令和 4 年度生坂村福祉センター特別会計予算」を採決します。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第 12 号「令和 4 年度生坂村簡易水道特別会計予算」を採決します。

本案について 原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第 13 号「令和 4 年度生坂村国民健康保険特別会計予算」を採決します。本案について 原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第 14 号「令和 4 年度生坂村農業集落排水特別会計予算」を採決します。本案について 原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第15号「令和4年度生坂村介護保険特別会計予算」を採決します。  
本案について 原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第16号「令和4年度生坂村後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。本案について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田譲君) 起立全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎3月17日の追加議案の質疑・討論

○議長(太田譲君) 次に、日程3、定例会の10日目、3月17日に理事者から提出された追加議案、議案第17号から議案第19号までの条例案3件、議案第20号から議案第27号までの令和3年度補正予算案8件について、質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長(太田譲君) はじめに 質疑はありませんか。

[声なし]

○議長(太田譲君) 次に、討論に入ります。次に反対討論はありませんか。

[声なし]

○議長(太田譲君) 反対討論は ないようですので、賛成討論は省略し、討論を終結いたします。

---

#### ◎採 決

○議長(太田譲君) 議案第17号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。議案第17号を 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第18号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

- 議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。
- 議長(太田譲君) 次に、議案第19号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を採決します。議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定しました。
- 議長(太田譲君) 議案第20号「令和3年度生坂村一般会計補正予算(第7号)」を採決します。議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。
- 議長(太田譲君) 次に、議案第21号「令和3年度生坂村営バス特別会計補正予算(第3号)」を採決します。議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。
- 議長(太田譲君) 次に、議案第22号「令和3年度生坂村福祉センター特別会計補正予算(第2号)」を採決します。議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。
- 議長(太田譲君) 次に、議案第23号「令和3年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第3号)」を採決します。議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。
- 議長(太田譲君) 次に、議案第24号「令和3年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」を採決します。議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。
- 議長(太田譲君) 次に、議案第25号「令和3年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算(第2号)」を採決します。議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定しました。
- 議長(太田譲君) 次に、議案第26号「令和3年度生坂村介護保険特別会計補正予算(第2号)」を採決します。議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) 次に、議案第 27 号「令和 3 年度生坂村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」を採決します。議案第 27 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長(太田譲君) 挙手全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長(太田譲君) ここで 暫時休憩をいたします。全員協議会を開催しますので、第 3 会議室にお集まりください。

---

暫時休憩	午前	10 時 41 分
再開	午前	11 時 00 分

---

#### ◎議事日程の追加

○議長(太田譲君) 再開します。お諮りします。お手元に配布してある日程のほかに、本日理事者より提出されている議案第28号「教育委員会教育長の任命について」と、「議員派遣の件」の併せて 2 件を追加したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(太田譲君) 異議なしと認めます。よって、議案 1 件と 議員派遣の件の併せて 2 件を日程に追加します。追加日程を配布しますので、しばらくお待ちください。

---

#### ◎追加議案の提案理由の説明

○議長(太田譲君) ここで、理事者より追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは委員長報告等でお疲れのところ申し訳ございませんが、追加議案のご審議をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

議案の説明につきましては、議案第 28 号教育委員会教育長の任命についてこの議案は、樋口教育長が 3 月 31 日をもって長野県職員と戻られるため後任の教育長の任命の同意を求めるものでありまして、任期は 2022 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まででございます。以上の議案であります。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます、議案の説明とさせていただきます。

○議長(太田譲君) 提案理由の説明が終わりました。

---

◎議案第 28 号

○議長(太田讓君) 追加日程1、議案第28号「教育委員会教育長の任命について」を議題にします。  
担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長(藤澤正司君) 議長。

○議長(太田讓君) 総務課長。

○総務課長(藤澤正司君) [総務課長 藤澤正司君 朗読説明]

○議長(太田讓君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

---

◎採 決

○議長(太田讓君) 本件は人事案件のため質疑・討論を省略し採決に入ります。

議案第28号「教育委員会教育長の任命について」原案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

○議長(太田讓君) 起立全員です。よって、議案第28号については原案に同意することに決定しました。

---

◎議員派遣の件

○議長(太田讓君) 追加日程2、議員派遣の件を議題にします。お諮りします。

会議規則第129条第2項の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(太田讓君) 異議なしと認め、配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

---

◎継続審査の申出

○議長(太田讓君) 日程4「閉会中の継続審査及び調査の申し出について」を議題にします。お手元に配布のとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

会議規則第74条の規定により、これを許可することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(太田譲君) 異議なしと認め、議会運営委員長 平田議員、総務建経常任委員長 望月一将議員、社会文教常任委員長 藤澤議員から申し出のありました閉会中の継続審査及び調査を許可することに決定しました。

### ◎村長挨拶

○議長(太田譲君) 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。これで、本日の会議を閉じます。ここで、村長の挨拶を求めます。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(太田譲君) 村長。

○村長(藤澤泰彦君) それでは令和4年第1回生坂村議会3月定例会の閉会にあたり御礼のご挨拶を申し上げます。8日から始まりました3月定例会でございましたが、提出しました議案を慎重にご審議いただきまして、全議案を原案の通りご採択いただき、誠にありがとうございました。さて、本定例会でお認めいただきました来年度の予算とローリングしました生坂村づくり計画に沿って生坂創生に向けて、新しい事業を含む4つの重点事業をしっかりと遂行してまいりたいと考えております。また、議員各位から一般質問や常任委員会へいただき、ご回答させていただきました内容に沿ってもしっかりと対応してまいりたいと考えている次第でございます。本日3月分の特別交付税の決定通知があるとのことですが、今定例会の補正予算をお認めいただきましたので、年度当初の基金の見込み額は全額取り崩さずに済みますし、臨時財政対策債でお借りした起債も2年分を繰上償還することができます。さらに現在の余剰分と3月の特別交付税は、今後、専決処分をお願いし、今定例会でお認めいただいたように、臨時財政対策債でお借りした起債を繰上償還するための減債基金と、今後の重点事業のために財政調整基金に積み立てていきたいと考えているところでございます。そして当村で実施しております国の事業関係では、下生野地区の築堤工事の事業は、現在、用地補償を行っており、国道19号山清路防災トンネル事業は、防災1号トンネルが貫通して、現在は復興工事を行っており、竹本の面対策工事は用地保障に入り、来年度本工事に着手する予定でございます。

次に県の主な事業関係につきましては、中村団地の急傾斜地崩壊対策事業は本体工事の施工中であり、道の駅いくさかの郷上部の檜沢砂防堰堤工事は本体工事に着手しており、草尾地区の犀川の堆積土砂撤去と、堤防の施設機能向上事業は来年度も引き続き実施予定でございます。その他にも大町麻績インター千曲線の才光寺地籍での現道拡幅工事、袖山長谷久保地区の地滑り対策事業、林務関係の山腹工、県営中山間総合整備事業などが実施中であり、今後來年度に行う予定の事業もいくつかございますが、国県では、防災減災国土強靱化のための5ヶ年加速化対策に取り組んでおりますので、今後も当村の安全安心な生活を守るために、ハード面の事業は国県の関係機関に要望してまいりたいと考えております。

それでは、今年度をもって県に戻られます樋口教育長におかれましては、1期3年間、当村の教育行政のトップとして、GIGAスクール構想によるICT教育の推進、B&G財団の助成金を活用してプール棟などの改修工事、北海道標津町との中学校中学生の交流学习、生坂坂村教育大綱等により、総合教育会議や保小中一貫教育研究検討協議会での協議などを通して、子育て支援、生坂教育の充実強化にご尽力いただくなど、大変多くのご貢献に対して、心より感謝を申し上げます。県職員に戻られましても、健康にご留意なさり長野県と生坂村のためにご支援ご指導

を賜りますようお願いをする次第でございます。そして引き続き、長野県から派遣していただきました上条新教育長におかれましては、教育委員会は、生坂教育と子育て支援、公民館活動など重要な役割を担っている部署でありますので、生坂教育の良い面を伸ばしていただくとともに、県職員として教育行政に携われた経験を生かされ、生坂村の教育行政のためにご尽力をお願いする次第でございます。それでは、議員各位におかれましては、健康にご留意なされ、引き続き、各課題に対して検討協議をお願いしますとともに、来年度も第6次総合計画の目標に向け、村民の皆さんとの協働による村づくりを継続していくために、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、閉会にあたりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長(太田譲君) ここで、樋口教育長より挨拶があります。

○教育長(樋口雄一君) 議長。

○議長(太田譲君) 教育長。

○教育長(樋口雄一君) 本議会におきまして、このような退任の挨拶の機会を与えていただき、改めて感謝を申し上げます。私はこの3月末をもちまして、教育長3年の任期を満了することとなりました。この任期中は、コロナ禍による事業の制限に加え、そもそも私の力不足ということもあり、生坂教育の充実に対し、ほとんど貢献できておりませんが、藤澤村長、牛越副村長をはじめとした職員の皆さんや議会議員の皆様など、本当に多くの皆様方に支えていただき、今日を迎えることができました。心より感謝を申し上げます。

私が就任して、日頃考えていたことは、生坂村に愛着と誇りを持ち、大人になっても村で暮らしたいと思う子供たちが増えてほしいということでした。昨年の秋になりますが、新型コロナ感染の拡大が少し治まったため、標津町中学生との交流学習事業も実施することができ、私も北海道まで同行させていただきました。参加した多くの中学2年生、3年生からは、単に楽しかった思い出になったということではなく、村のことをもう一度見つめ直すいい機会になったという感想や、村に対する感謝の言葉を聞くことができました。本当に嬉しく思いました。今後も引き続き、こういった事業を通し生坂村を愛する子供たちが育てていってほしいと心から願っております。

最後になりますが、議員の皆様をはじめ村民の皆様のご多幸と、私が3年間お世話になり、大好きになった生坂村が益々発展されますことをご祈念申し上げて、退任の挨拶とさせていただきます。3年間、本当にありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長(太田譲君) 本定例会に付された諸案件につきまして、慎重審議をいただいたことに対し、深く感謝いたします。以上をもちまして、令和4年第1回生坂村議会定例会を閉会とします。

なお、このあと11時20分から全員協議会を開催しますので第3会議室にお集まりください。

○議長(太田譲君) 起立。礼。大変ご苦勞様でした。

[ 閉会時間 午前 11 時 14 分 ]

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月18日

議長 友田 健

署名議員 吉澤 弘 迪

署名議員 望月 将